第四次青梅市農業振興計画

令和８(2026)年３月
青 梅 市

はじめに

本市では、平成28（2016）年3月に第三次農業振興計画を策定し、担い手の育成、農畜産物の6次産業化への支援など様々な農業施策を進めてきました。一方で、本市農業を取り巻く社会経済構造は、少子高齢化の進展、市場のグローバル化、ICT化の進展など、急速に変化を遂げています。

市内の農業生産に目を向けますと、都市近郊にありながら、多摩川や御岳山など豊かな自然環境を活かし、露地野菜やウメ、ユズ、カキなどの果樹、茶などの多様な農畜産物が現在も継続的に生産されています。一方で、担い手の高齢化や農業の後継者不足、遊休農地の増加といった社会変化、課題への対応が急速に求められています。

これら課題への対応として、国では、平成 27（2015）年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、防災など多面的な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成を資することを目的に「都市農業振興基本法」が成立し、平成 28（2016）年5月には「都市農業振興基本計画」が策定されました。また、都市農業を「あるべきもの」と位置付けた都市農業振興基本法の理念が根付き、「みどりの食料システム戦略」「稼ぐ農業経営の展開」「担い手の確保・育成」などが推進されています。

さらに、令和7（2025）年4月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農業の振興などを大きな柱とし、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指しています。

これら国などの動向を踏まえ、この度、本市の農業を維持・発展させ未来につないでいくため、「青梅ならではの農があるまち」を将来像とし、新たに第四次農業振興計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、基本理念を「市民生活に貢献する持続可能な農業」と定め、また、「稼げる農業の推進」を新たな基本方針として掲げることで、代々農業を継承している農業後継者や新規就農者などといった次世代の担い手の育成・確保ならびに農家の経営基盤強化の支援を最優先に進めてまいります。都市近郊という立地条件を活かし、新規就農者のみならず、意欲ある高齢者や法人など多様な担い手の参画を促進するとともに、地域一体となって農地を次世代へつなぐ取組を推進いたします。

本計画を行政、農業者、市民、関係団体など、地域一体で進め、市民が農業に接する機会を確保し、本市農業の魅力が再発見され、農業者と市民の相互理解がより一層図られることを期待しております。

結びに、本計画の策定にあたり、「青梅市農業振興対策審議会」委員の方々をはじめ、アンケート調査やヒアリングに御協力いただきましたすべての皆様と御関係者様各位に心から感謝申し上げます。

引き続き、本市農業振興への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年３月

青梅市長　大勢待　利明



目　次

第１章　農業振興計画について..... 1
（１）農業振興計画とは..... 2
（２）計画策定の趣旨..... 2
（３）計画の位置付け..... 2
（４）計画の期間、目標年次..... 4
（５）農業を取り巻く情勢..... 4

第２章　本市の概況 5
（１）本市の歩み..... 6
（２）人口..... 6
（３）土地利用..... 7

第３章　本市農業の現状と課題 9
（１）農業生産・農業経営の現状..... 10
（２）農家・担い手の現状..... 10
（３）農地の現状..... 12
（４）販売の現状..... 12
（５）農業産出額の現状..... 13
（６）従前計画の評価・実績..... 14
（７）農業振興の課題..... 17

第４章　本市農業の将来像 19
（１）将来像..... 20
（２）計画策定の視点..... 20
（３）基本理念..... 20
（４）基本方針..... 21

第５章　将来像実現のための施策展開 23
（１）計画の体系..... 24
施策方針１　多様な担い手の確保・育成【重点】..... 25
個別施策１-１　認定農業者への支援..... 26
１-２　農業後継者・女性農業者への支援..... 28
１-３　新規就農者の確保・定着支援..... 32
１-４　農業法人の参入支援と民間企業との協業等の推進.. 34
１-５　新たな担い手の確保・育成..... 36

施策方針２　競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進..... 39
個別施策２-１　ブランド化等による付加価値向上..... 40
２-２　ＩＣＴを活用した高付加価値化・販路拡大..... 42
２-３　６次産業化支援による高付加価値化..... 44
２-４　農業経営体の育成..... 46

施策方針３　農地の保全・活用と農業生産力の向上【重点】..... 49
個別施策３-１　優良農地の保全・活用..... 50
３-２　営農環境の整備・保全..... 52
３-３　機械導入や新技術等による生産性の向上..... 54
３-４　農業委員会・ＪＡ等と連携した農地保全..... 56

施策方針４　持続可能な農業生産と地産地消の推進..... 59
個別施策４-１　農畜産物の安全・安心の確保..... 60
４-２　農畜産物の地産地消の推進..... 62
４-３　地場農畜産物の利用拡大..... 64
４-４　環境に配慮した農業の推進..... 66

施策方針５　青梅の特色を活かした農業の推進..... 69
個別施策５-１　特色を強みとした農業の推進..... 70
５-２　市街地の農地活用..... 72
５-３　農業振興地域等の農地活用..... 74
５-４　食育の推進..... 76
５-５　農地の多面的機能の活用..... 78

第６章　農業振興計画における目標 81
（１）基本指標..... 82
（２）将来像実現のための目標..... 82
（３）その他の基本指標..... 83
（４）計画推進に向けた各主体の役割と推進体制..... 85
（５）計画の進行管理とＰＤＣＡサイクル..... 87

資料編 89
（１）農家へのアンケート..... 90
（２）市民へのアンケート..... 107
（３）策定体制と経過..... 116
（４）パブリック・コメントの実施結果..... 118
（５）用語説明..... 120

別紙　　青梅市農業経営基盤強化促進基本構想
*

第１章　農業振興計画について

（１）農業振興計画とは

青梅市農業振興計画は、青梅市（以下「本市」という。）の農業を持続的に発展させることを目的として、農業生産基盤の整備、農業従事者の確保・育成、農畜産物の付加価値向上、地産地消*の推進など多岐にわたる施策を通じて地域農業の活性化を目指す、10年先を見据えた計画です。

本市では、平成８（1996）年３月の「青梅市農業振興計画」策定後、平成18（2006）年３月に改定、平成28（2016）年３月には「第三次青梅市農業振興計画」（以下、「従前計画」という。）を策定しました。

（２）計画策定の趣旨

平成28（2016）年３月の従前計画策定から10年が経過し、令和７（2025）年度末で目標年次を迎えます。

この間、食料の安定供給を最優先事項とした食料安全保障*の強化、農業従事者の減少と高齢化や気候変動*、災害リスクに対応した持続可能な農業の発展、地域農村の活性化などを大きな柱とし、令和６（2024）年５月に「食料・農業・農村基本法*」が改正され、令和７（2025）年４月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

また、東京都では、令和５（2023）年３月に、農地や農家戸数の減少、農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、実効性のある農地保全や農業経営への支援を図るため、「東京農業振興プラン*」を改定するとともに、令和５（2023）年６月には東京農業が持つ可能性や潜在力をさらに発揮させていく方針として、「東京都農業振興基本方針*」を変更しました。

こうした中で、本市では、行政運営の最上位計画である「第７次青梅市総合長期計画*（令和５（2023）年３月）」の策定、関連計画である「第３次青梅市環境基本計画*」や「青梅市都市計画マスタープラン*」などの策定、改定を行いました。「第四次青梅市農業振興計画」（以下、「本計画」という。）においても、農業を取り巻く情勢への対応や、本市の上位・関連計画との整合を図るために策定を行うものです。

（３）計画の位置付け

本計画は都市農業振興基本法*における、「地方計画」として位置づけ、本市の農業分野の施策を具体的に示すものです。農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、本市の農業を発展させるための指針という性格を持っています。

また、第７次青梅市総合長期計画の個別計画として位置付け、関連計画との調和・整合を図るとともに、以下に示す国の関連法や計画との整合を図り、都の関連計画を踏まえた計画とします。

〇食料・農業・農村基本法(食料・農業・農村基本計画)による位置付け

食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食糧自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしています。

また、市町村は、その地域の特性にあった農業施策を策定する責任を有するとされており、本計画はこの法律の趣旨を踏まえて策定するものです。

〇都市農業振興基本法の地方計画としての位置付け

都市農地が持つ農産物の供給、防災、環境保全、農業体験・学習の場など多様な機能が、将来にわたって適切かつ十分に発揮され、農地の有効活用と適正な保全が図られるよう努めるという基本理念にのっとり、国は基本計画を定め、地方公共団体は地方計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は、その地方計画として位置付けられるものです。

〇農業経営基盤強化促進法*の農業基本構想としての位置付け

本計画は、農業経営基盤強化促進法第６条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として位置づけます。これは農業経営改善計画*の策定の支援、認定農業者*制度等の適用および農用地の利用集積促進等の前提となるものです。

○東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携

都市農業振興基本法における、東京都の地方計画を兼ねる「東京農業振興プラン」、農業経営基盤強化促進法にもとづく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」である「東京都農業振興基本方針」を踏まえるとともに、これらと連携して施策展開を図るものとします。

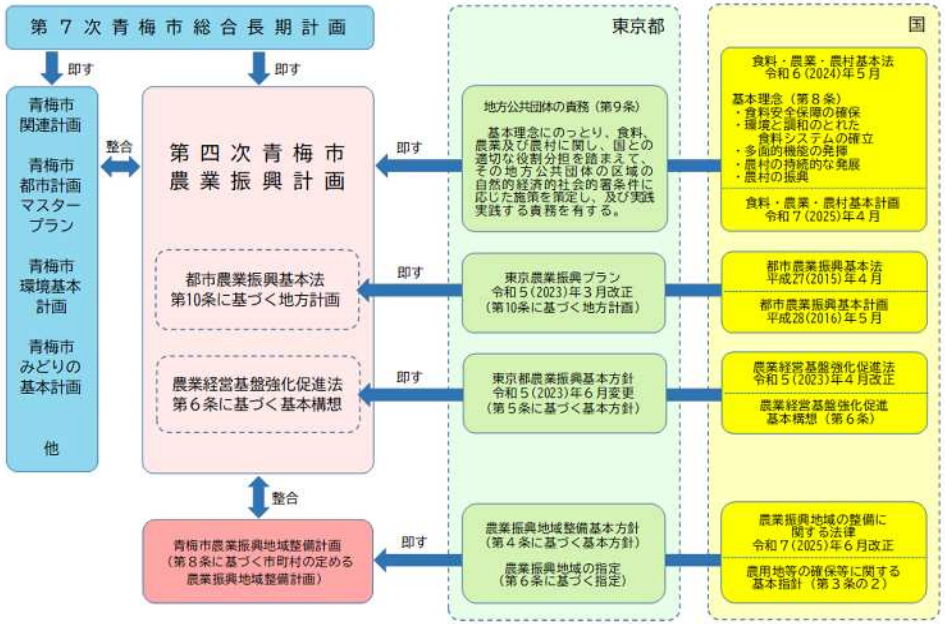


図 1-1 第四次青梅市農業振興計画の位置付け

知っていますか？「都市農業」のすごい力

私たちの住む青梅市のように、住宅地と農地が隣り合っている環境は、世界的に見てもとても珍しく、貴重なものだということを知っていますか？

都市にある農地は、単においしい野菜をつくる場所であるだけではありません。災害が起きたときには「避難場所」や燃え広がりを防ぐ「延焼遮断帯」としての役割を果たし、私たちの安全を守ってくれます。また、緑豊かな景観をつくり、生きもののすみかとなるなど、都市の環境を守る「緑のインフラ」としての顔も持っています。

この計画は、そんな私たちの生活を支えてくれる「農」の多面的な機能を、10 年後、20 年後の未来へつないでいくための「まちの設計図」なのです。

（４）計画の期間、目標年次

① 計画の期間

本計画の計画期間は、令和８（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行います。

② 目標年次

本計画の目標年次は、10年後の令和17（2035）年度とします。

（５）農業を取り巻く情勢

① 食料・農業・農村基本法の改正

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応等、農業を取り巻く情勢が食料・農業・農村基本法の制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、令和６（2024）年６月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

② 環境負荷低減に向けた取組

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農畜産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。平成27(2015)年９月に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ*）」が採択されました。

国内においては、令和３（2021）年５月にみどりの食料システム*戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた減農薬栽培*や有機栽培*による農地の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

③ 農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

高齢化や人口減少が進む中で、農業者の減少により遊休農地*が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。

令和５（2023）年４月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画*」という。）の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しました。本市においても、地域計画策定の取組を推進しています。

第２章　本市の概況

（１）本市の歩み

昭和26（1951）年に青梅町、調布村、霞村が合併して「青梅市」が誕生し、昭和30（1955）年には隣接する吉野村・三田村・小曾木村・成木村の４か村が編入されました。

伝統的な基幹産業であった織物業や林業は構造不況によって衰退し、代わって、戦後の急速な復興と高度経済成長の流れを受け、東京近郊の定住や産業の受け皿として急速に都市化が進みました。

昭和40年代に羽村町（現：羽村市）にまたがる50万坪に及ぶ広大な西東京工業団地が造成され、昭和54（1979）年には三ツ原工業団地が完成し、市内各地に散在していた既存工業の集団化が進められ、産業拠点が形成されています。

近年では、行政運営・災害対策の拠点となる市庁舎や生涯学習・交流活動の拠点となる青梅市文化交流センター、令和５（2023）年には市立青梅総合医療センター新病院本館の開院など、市民生活を支える拠点施設が整備されています。

平成21（2009）年には市内の梅の木に、ウメ輪紋ウイルス*の発生が確認され、平成26（2014）年までに約4万本もの梅の木が伐採されましたが、市民、事業者、行政が一丸となって梅の里再生に取り組み、令和３（2021）年度から市内全域で梅の木の再植樹が可能となりました。

（２）人口

令和７（2025）年１月１日時点の人口は129,105人、世帯数は66,053世帯です。人口は昭和30年代の５万人台から増加を続け、平成17年11月には最も多い140,922人となりましたが、平成20年代に入り減少に転じています。

なお、年齢別人口は年少人口と生産年齢人口の割合が減少、老齢人口割合が増加し、高齢化が進んでいます。

また、青梅市人口ビジョン*（令和５（2023）年３月）の将来展望の人口推計では、目標年次である令和17（2035）年の人口は約11万人台と推計されています。

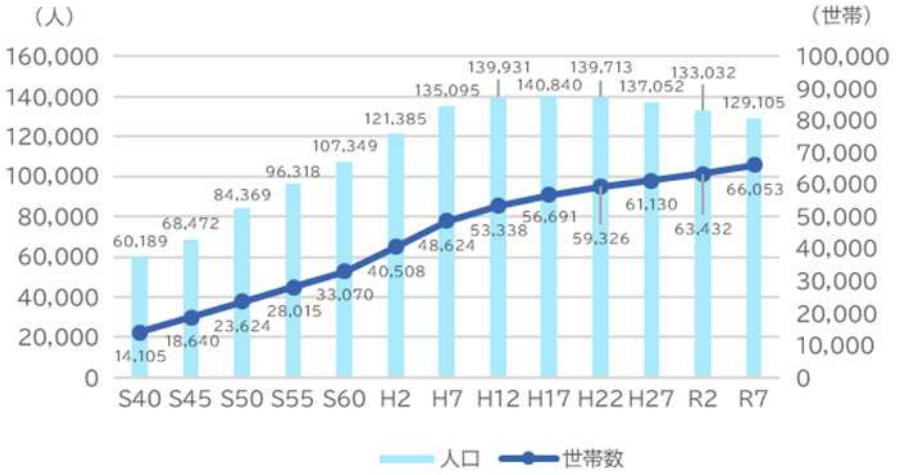


図　2-1 人口と世帯の推移
資料：住民基本台帳（１月１日）

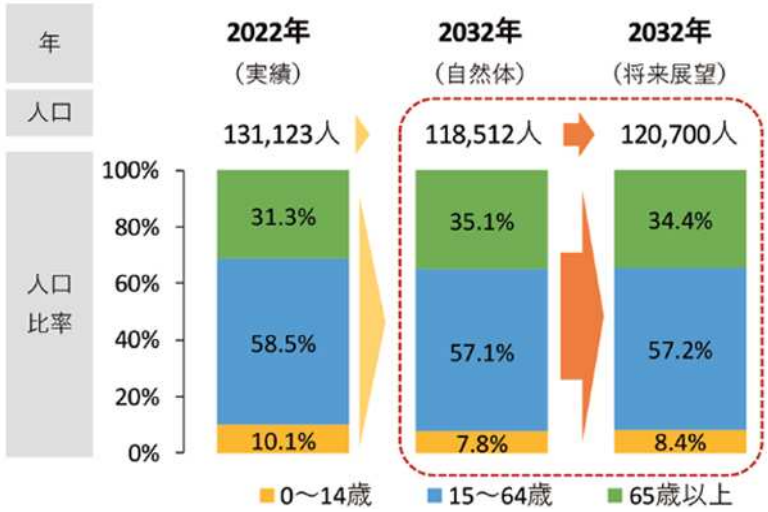


図　2-2 将来人口推計
資料:第７次青梅市総合長期計画

（３）土地利用

本市は、東京都の北西部、都心から40～60kmに位置し、東西に17.2km、南北に９km、総面積103.31㎢で、市域の６割以上を山林が占めています。

北は、埼玉県飯能市、東は、埼玉県入間市、瑞穂町、羽村市、南は、あきる野市、日の出町、西は奥多摩町に接しています。

市の中央部には多摩川が西から東へ流下し、この多摩川沿いと市東部の扇状地などは市街化区域*に指定されています。また、市街地には住居や商業、工業などの秩序ある土地利用がなされており、生産緑地*などの農地も存在しています。

また、市街化調整区域*のほとんどが森林ですが、自然環境の保全・活用、農林業的土地利用の維持・保全など、地域の特性に応じた土地利用がなされています。



図　2-3 土地利用方針
資料：第7次青梅市総合長期計画

第３章　本市農業の現状と課題

（１）農業生産・農業経営の現状

本市の農業は、多様な地形と自然環境を活かし、露地野菜*を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。

本市の農地や農家数は、経営耕地面積*、農家総数ともに減少傾向であり、平成12(2000)年の経営耕地面積361.49ｈａ、農家総数919戸から、令和２(2020)年は101.10ｈａ、604戸となっています。

（２）農家・担い手の現状

① 農家数

農林業センサス*による農家数の推移を見ると、農家数は減少傾向となっています。また、自給的農家*の割合が高く、年々増加傾向にあり、販売農家*は、総農家数604戸のうち127戸となっています。

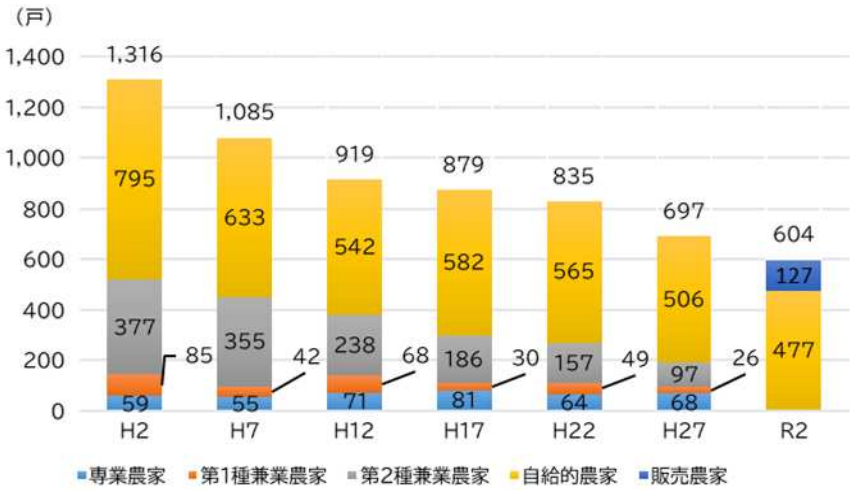


図 3-1 農家数の推移
資料:農林業センサス

② 経営耕地規模別農家数

令和２(2020)年の経営耕地面積規模別農家数(販売農家)は、0.5ｈａ未満が65戸(47.1%)、0.5～1.0ｈａ未満が44戸(31.9%)と、約８割が1.0ｈａ未満の農家です。

販売農家のうち、経営耕地面積1.0ｈａ以上の農家数は平成27(2015)年の48戸から29戸と大きく減少しております。

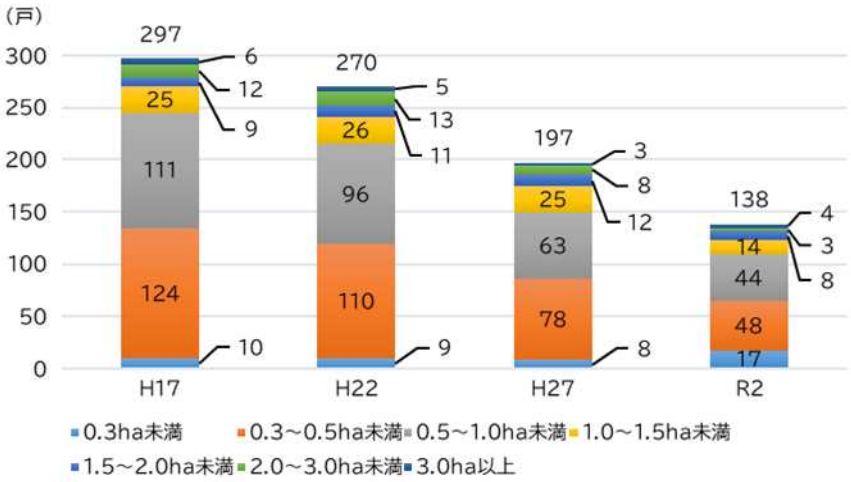


図 3-2 経営耕地規模別農家数の推移
資料:農林業センサス

③ 販売農家数

販売農家数の推移を見ると、平成２(1990)年には521戸であったのが、令和２(2020)年には138戸と、約４分の１となっています。

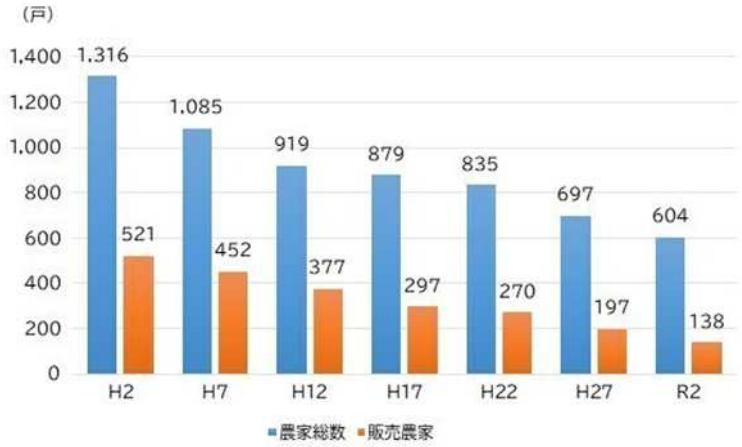


図 3-3　販売農家数の推移
資料：農林業センサス

④ 販売金額別農家数

令和２(2020)年の農業経営体*138戸のうち、販売なしが49戸(35.5%)、50万円未満が26戸(18.8%)であり、500万円以上の販売額の農家は17戸で全体の12.3%と少ない状況です。

表 3-1　販売金額別農家数の推移

年度	経営体数	販売なし	50万円未満	販売農家内訳 50～100万円	100～200万円	200～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000万円以上
平成22年	270	83	65	32	22	16	20	21	11
平成27年	197	60	50	16	24	5	16	20	6
令和2年	138	49	26	12	22		12	11	6

資料：農林業センサス

⑤ 担い手

本市農業を牽引する中核的な担い手である認定農業者数は、平成28(2016)年以降は47人程度で推移していましたが、令和７(2025)年４月現在、59人（46経営体）となっています。

また、認定新規就農者*数は、平成28(2016)年以降は年間２人程度で推移しており、令和７(2025)年４月現在、12人（10経営体）となっています。

表 3-2 認定農業者の認定状況　　各年度4月1日時点

年度		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経営体数		41	34	34	35	37	44	34	39	42	46
	個人	34	25	24	24	24	32	22	23	27	30
	共同	6	7	8	8	8	9	9	12	12	11
	法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5
農業者数		47	42	43	44	44	54	44	53	56	59
	男	40	34	34	34	34	42	31	37	41	40
	女	6	6	7	7	7	9	10	12	12	14
	法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5

※共同は家族協定を締結している経営体　　各年4月1日時点の数値

表 3-3 認定新規就農者の新規認定状況　各年度中の認定数

年度		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
経営体数		2	4	2	1	2	2	2	3	2	0	20
	個人	2	3	1	1	2	2	1	2	2	0	16
	共同	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
農業者数		2	5	2	1	2	2	3	4	2	0	23
	男	2	3	1	0	1	2	1	3	2	0	15
	女	0	2	0	1	1	0	2	1	0	0	7
	法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※R7年4月1日時点で認定期間が残っている数：10経営体12人

（3）農地の現状

本市の農地面積は約430ｈａであり、市街化区域の農地は約176.7ｈａ、市街化調整区域の農地は約259.1ｈａであります。

市街化調整区域には、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域とする４つの農業振興地域*があります。

また、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けられました。

表 3-4　農地の区分と面積

区　分			面積(ha)	市面積に対する構成比(%)	市街化(調整)区域に対する構成比(%)
市街化区域			2,243.1	21.7	-
	うち農地		176.7	1.7	7.9
		生産緑地	113.1	1.1	5.0
		その他農地	63.6	0.6	2.8
市街化調整区域			8,087.5	78.3	-
	うち農地		259.1	2.5	3.2
		農振農用地	122.4	1.2	1.5
		それ以外の農地	136.7	1.3	1.7

資料：青梅市農業振興地域整備計画

表 3-5　農業振興地域の名称と町名

農業振興地域の名称	地域に含まれる町名
A　霞台地畑地区	今井
B　霞水田地区	今寺、藤橋、木野下
C　小曾木・成木丘陵地区	小曾木、富岡、成木
D　三田山麓地区	沢井、二俣尾、御岳、御岳本町

資料：青梅市農業振興地域整備計画

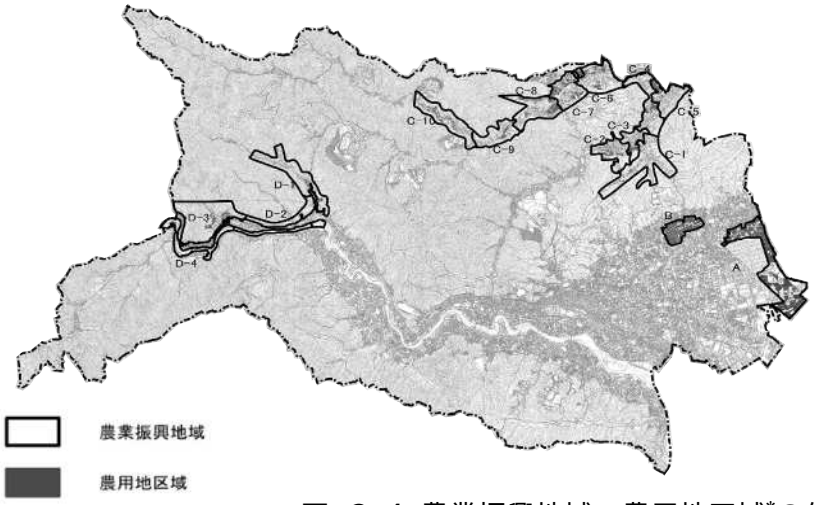


図　3-4 農業振興地域・農用地区域*の位置
資料：青梅市農業振興地域整備計画

（4）販売の現状

① 販売方法

販売方法は、「農協」が70.8%、「消費者に直接販売」が46.1%、「小売業者」が21.3%などとなっています。

本市農業は「多品目少量生産」が主のため、年間を通して出荷や販売が可能です。

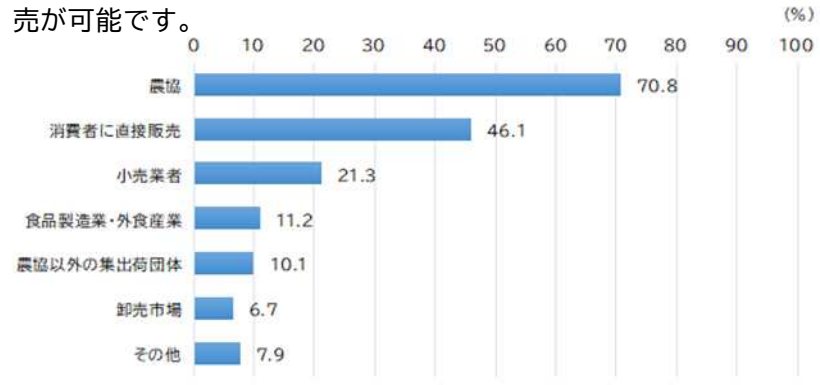


図 3-5 農作物販売方法
資料：2020 年農林業センサス

（５）農業産出額*の現状

① 農業産出額

農業産出額は、令和４（2022）年で約10億円となっています。近年は減少傾向ですが、約10億円を下回らずに推移しています。



図 3-6　農業産出額の推移
資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

※本農業産出額には畜産（酪農、養豚、養鶏）が含まれない

② 品目別農業産出額

品目別農業産出額は、令和４（2022）年では「野菜」が約8.8億円（87.1%）、「果樹」が約0.9億円（9.1%）などとなっています。

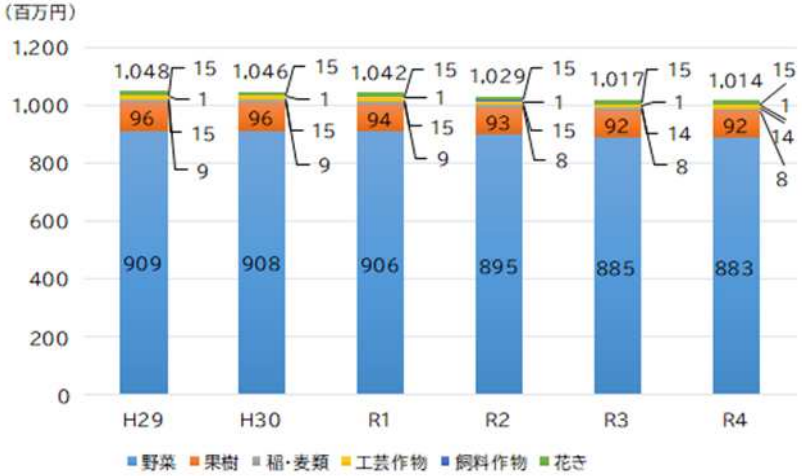


図 3-7　品目別農業算出額の推移
資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

（６）従前計画の評価・実績

① 農家による評価

令和６（2024）年度に実施した農家アンケートから、農業者による従前計画への評価を整理します。

（満足度）

「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”が高いのは、「1-1）認定農業者の育成」、「2-5）農業関係団体等との連携の推進」、「4-1）共同直売所の充実」などです。

また、「不満」と「やや不満」を合わせた“不満”が高いのは、「2-1）農業後継者の育成・確保」などです。

「満足」と「やや満足」を合わせた割合が、「不満」と「やや不満」を合わせた割合を上回っているのは、唯一、「1-1）認定農業者の育成」です。

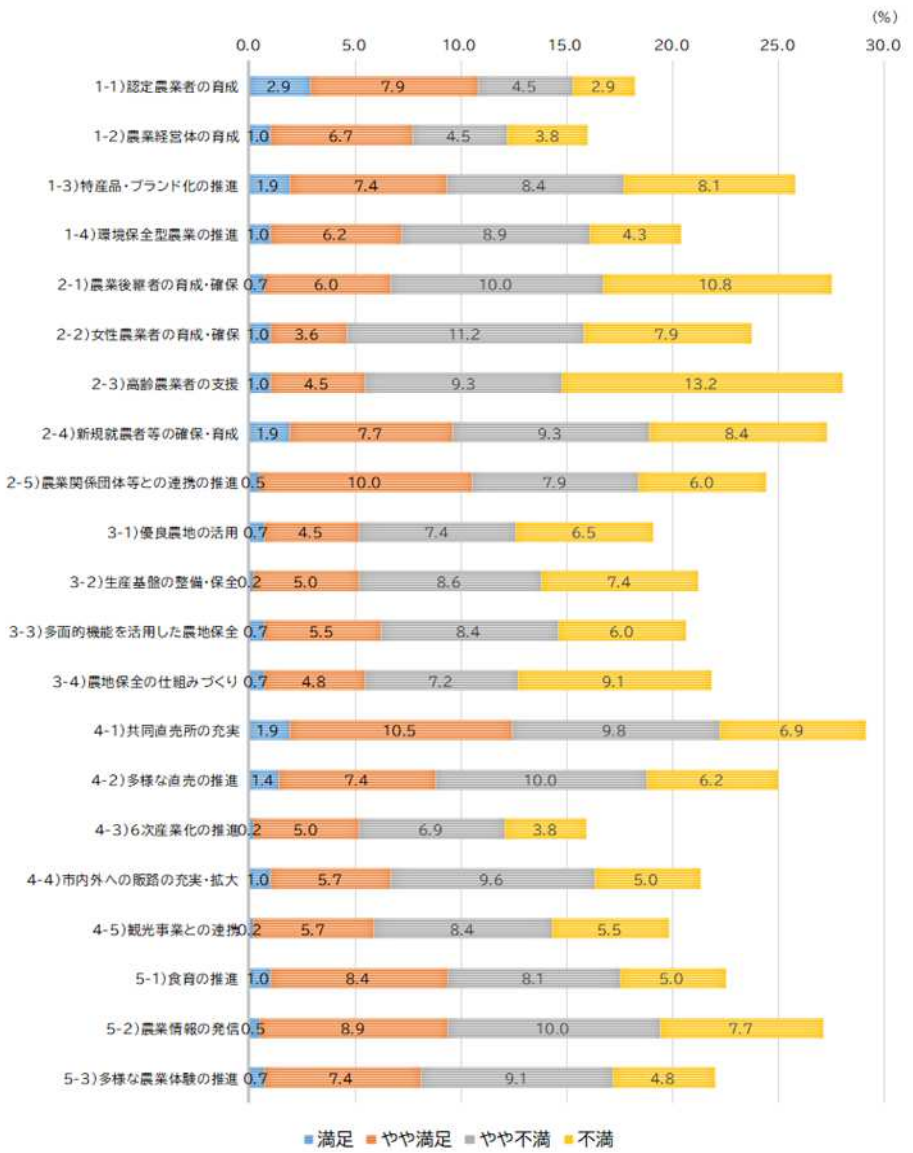


図 3-8 従前計画の農家による評価（満足度）
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

（重要度）

「重要」と「やや重要」を合わせた“重要”が高いのは、「2-1）農業後継者の育成・確保」などです。

なお、全項目で、「重要」と「やや重要」を合わせた割合が、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた割合を上回っています。

農家アンケートからは、“農業後継者の確保・育成”で満足度が低く、かつ重要度が高くなっており、“担い手”の確保・育成の取組が求められています。

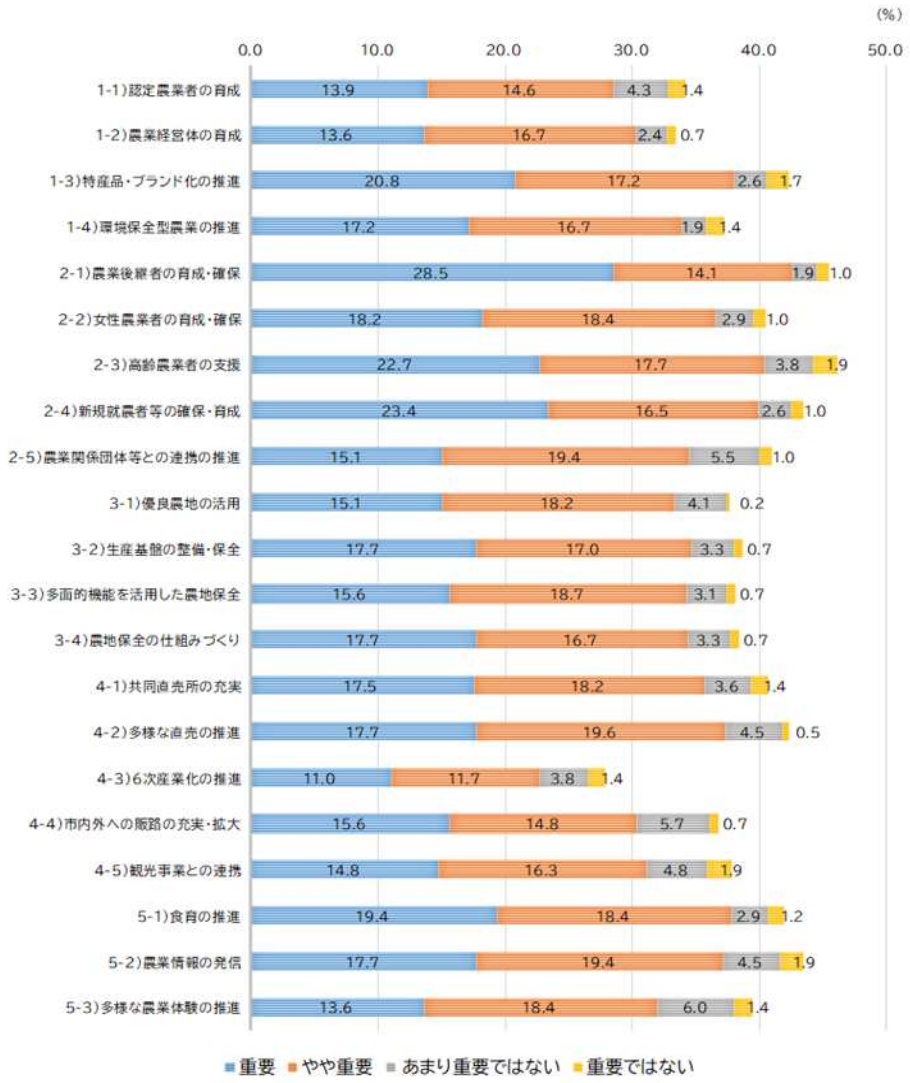


図 3-9 従前計画の農家による評価（重要度）
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

② 農業振興に関する取組実績

従前計画策定以降における主な取組は次のとおりであり、従前計画の基本方針にもとづき整理しました。

1 安全で多彩な農業生産の推進

認定農業者数については、令和７年の目標５５名に対し、令和７年時点で５９名となっており、順調に増加しています。しかし、農業者からは、認定農業者に認定されることのメリット、効果が期待できないとの指摘もあり、メリット、効果等を明確にしていくことが課題です。

2 広範な担い手の育成・確保

新規就農者数については、年間３名の就農を目標としており、近年は目標を達成した年もありますが、延べ２３名（認定新規就農者）であることから、継続的な就農に向けた取組が必要となっています。

3 生産の基本となる農地の保全

荒廃農地*の解消については、年間３０アールを目標としています。農業者の高齢化が進む中、荒廃農地の発生が懸念されています。

4 魅力ある地産地消の推進・販路の拡大

商工連携事業については、付加価値を高めるための取組として、引き続きその推進が求められています。

5 農の郷づくり

多様な農園の設置については、市民農園*は１園の増を目標としていましたが、逆に２園の減となっています。一方、農家開設型農園*は、１園の増の目標に対し、４園の増となっています。

③ 従前計画の目標達成状況

従前計画基本方針に対するの目標達成状況は次のとおりです。

表 3-6 従前計画の基本方針に対する目標達成状況

基本方針	指　標	基　準（平成26年度）	目　標（令和７年度）	達成状況（令和７年度）
1 安全で多彩な農業生産の推進	認定農業者数	45名	55名	59名
2 広範な担い手の育成・確保	認定新規就農者数等	１名／年	３名／年	2.3名／年
3 生産の基本となる農地の保全	荒廃農地の解消面積	30ａ／年	30ａ／年	280a／年
4 魅力ある地産地消の推進・販路の拡大	農商工連携事業	農商工連携：４件 青空市場：１件	農商工連携事業：５件	農商工連携事業：６件
5 農の郷づくり	多様な農園の設置数	市民農園 ：17園 農家開設型農園 ：４園 体験農園 ：１園 体験実習農園 ：１園	市民農園 ：18園 農家開設型農園 ：５園 体験農園 ：２園 体験実習農園 ：１園	市民農園 ：15園 農家開設型農園 ：８園 体験農園 ：１園 体験実習農園 ：１園

（７）農業振興の課題

「本市農業の現状」や「農業振興に関する取組実績」などを踏まえて、農業振興の課題を整理しました。

① 担い手に関すること

〇既存農業者の経営安定化支援

現在農業を続けている農家の経営を安定させるための支援が重要です。具体的には、技術指導や経営改善のサポート、省力化のための機械導入支援、共済制度の活用などを検討していく必要があります。

〇後継者の育成と確保

農家の高齢化が進む中、将来にわたり地域農業を維持していくためには、後を継ぐ若い世代や新たな担い手の確保が不可欠です。ブランド化の担い手として位置付けて支援するなど、既存農家の子どもたちが安心して農業を継げるよう、経営の安定化や所得向上を図ることが必要です。

また、農外からの就農希望者や定年後就農に向けた支援として、農業の魅力を発信し、研修や経営支援、地域への定着支援が必要です。

② 農畜産物に関すること

〇特色ある農畜産物の振興とブランド化

本市には、露地野菜を中心に、ウメやゆずといった地域特性を活かした、様々な農畜産物があります。これらの特産品をさらに振興し、ブランド化を図ることで、競争力を高め、農家の所得向上に繋げることが必要です。

また、新たな農畜産物の掘り起こしや導入に向けた支援も必要です。

〇農畜産物の付加価値向上と販路の多様化

地場農畜産物のブランド力を高め、所得向上に繋げるためには、加工品の開発や観光農園、農家レストランなどの６次産業化*を推進する必要があります。また、ＪＡ西東京への出荷のほか、直売所やインターネット販売、都市部のスーパーやレストランへの販路開拓など、多様な販売チャネル*を確立することが重要です。

③ 農地に関すること

〇遊休農地の解消と有効活用

農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加する懸念があります。放棄された農地を再生し、再び農地として活用するとともに、市民農園や農業体験農園*など、多様な形で有効活用することが求められます。遊休農地の所有者に対する支援も必要です。

なお、遊休農地対策には、後継者対策、鳥獣被害*対策、流通・販売、経営支援など、総合的な農業振興策の取組が不可欠です。

〇鳥獣被害対策の強化

イノシシやシカなどの野生動物による農作物への被害は最大の懸念事項であります。課題解決に向け、効果的な被害対策を推進するため、新たな技術の導入の検討や捕獲、侵入防止柵の設置などの取組が求められています。

〇農地の保全と集積・集約化

将来にわたって農業を持続可能なものとするためには、優良な農地を保全し、担い手への農地の集積・集約化*を進める必要があります。農地中間管理権の活用など、効率的な農地利用に向けた取組が求められます。生産緑地の農地管理や制度活用による保全も必要な取組です。

〇地域計画の推進
　各地区で策定を進めている地域計画について、計画策定とその実現に向けた取組が、本市の農業振興の核となり得ることから、地域計画の策定や見直しといった取組の推進が課題です。

④ 地産地消に関すること
〇地場農畜産物の利用拡大
　学校給食での地場農畜産物の使用量の拡大や、環境緑化における花苗の活用拡大等による地産地消を推進することが重要です。
　消費者にとっては安全・安心な地場農畜産物を購入・摂取できる機会が増えるというメリットがあり、農家の所得向上や輸送に伴う環境負荷の低減を図ることができる地産地消の取組を進めていくことが重要です。

⑤ 農業振興に関すること
〇市民との連携強化と農業理解の促進
　都市農業としての役割を活かすためには、市民との交流機会を増やし、農業への理解と関心を高めることが重要です。農業体験イベントや市民農園の拡充、地元の農畜産物を使った食育*活動などにより、地域農業への支持を広げることが必要です。

〇政策的な支援体制の強化と関係機関との連携
　農業振興のためには、市による継続的かつ実効性のある政策的な支援が不可欠であり、ＪＡ西東京や各種農業団体、東京都などの関係機関との連携を強化し、地域一体となった取組を推進していくことが重要です。また、アンケート結果やヒアリング内容を踏まえ、計画のあり方を継続的に検討・見直しをしていく必要があります。

「認定農業者」は、
青梅の農業を引っ張るリーダー！

「認定農業者」。
　あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、実は青梅の農業を支える大切なキーマンたちです。
　認定農業者とは、自ら「５年後の農業経営をこうしたい！」という熱意ある計画（農業経営改善計画）を立て、市から認められたプロの農業者のことです。現在、青梅市には約 60 人のリーダーがいて、安全で高品質な農産物の生産に日々取り組んでいます。
　市は、こうした意欲ある農業者に対して、農機の導入支援や低利の融資など、さまざまなメニューを用意して応援しています。もし直売所などで「認定農業者」の文字を見かけたら、それは「技術と熱意のある、まちのプロフェッショナル」の証なのです。

第４章　本市農業の将来像

（１）将来像

青梅ならではの農があるまち

第７次青梅市総合長期計画の将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす青梅」を実現するため、現在の本市農業の特徴や農業を取り巻く環境、農業・農地に求められているものを踏まえ、「生業として魅力ある農業が営まれるとともに、青梅の農畜産物を身近に感じることができ、土と緑が地域に潤いを与え、人々に親しまれている姿」を本市農業の将来像としました。

（２）計画策定の視点

「本市農業の現状」や「農業振興に関する取組実績」などを踏まえた、農業振興計画の改定の視点は次のとおりであります。

① デジタル化の推進

デジタル技術の高度化が進む中で、その活用に意欲を持つ農業者を確保・育成できるよう、生産現場と農業政策の両面におけるＤＸ*の推進に向けて、連携を図っていく必要があります。

② 環境負荷低減の促進

環境と調和のとれた食料生産、消費のサイクルに配慮をし、生産力の向上と環境負荷の低減の両立が図れるよう、新たな技術に対する支援や普及を進めていく体制を強化していく必要があります。

③ 多様性の尊重

作付け品目や栽培方法、販売先など、農業者一人ひとりが意欲と情熱をもって取り組み、様々な農畜産物が生産されています。一方で、少子高齢化が進展していく中で、労働環境の整備を整え、安全・衛生環境を整備していくことが持続可能な農業の展開に不可欠となっています。

また、消費者一人ひとりがもつ価値観も多様化してきており、購入する農畜産物や購入方法なども様々になってきています。生産者・消費者の考え方の違いを認め合い、相互理解のうえで尊重しあう農業振興が求められています。

（３）基本理念

市民生活に貢献する持続可能な農業

本市農業の将来像の実現には、食料供給・食料自給率*の向上以外に、潤いや安らぎの空間を提供するといった市民生活への貢献、環境に配慮した農業や地産地消の推進といった「持続可能な農業」を進めていく必要があり、このためには、「農業」が職業として成り立ち、「農業者」が暮らしていけることが肝要であります。

農業者や市民、多様な主体が連携し、相互理解のもとに持続可能な農業を目指すことを基本理念としました。

（４）基本方針

稼げる農業の推進

本市の上位計画や関連する計画との連携、また、国や都の計画等との整合を図り、「将来像」、「基本理念」を具体化するための基本方針を「稼げる農業*の推進」と定め、

- 多様な担い手の確保・育成
- 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化*の推進
- 農地の保全･活用と農業生産力の向上
- 持続可能な農業生産と地産地消の推進
- 青梅の特色を活かした農業の推進

という５つの柱となる「施策方針」を示し、展開を図ります。

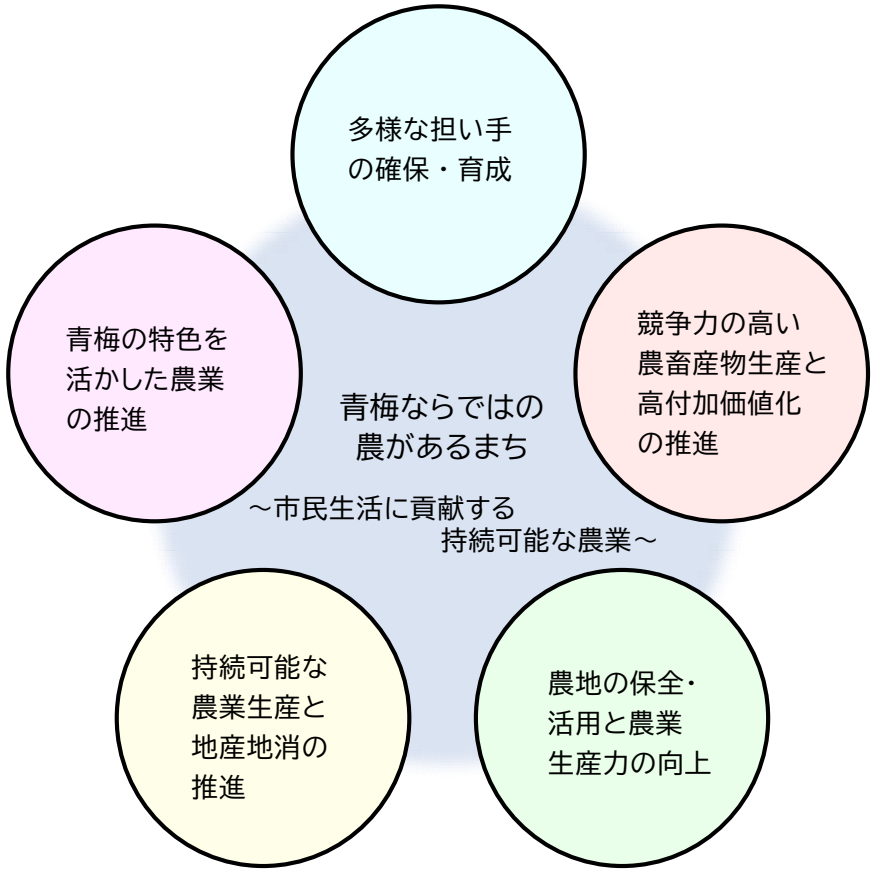
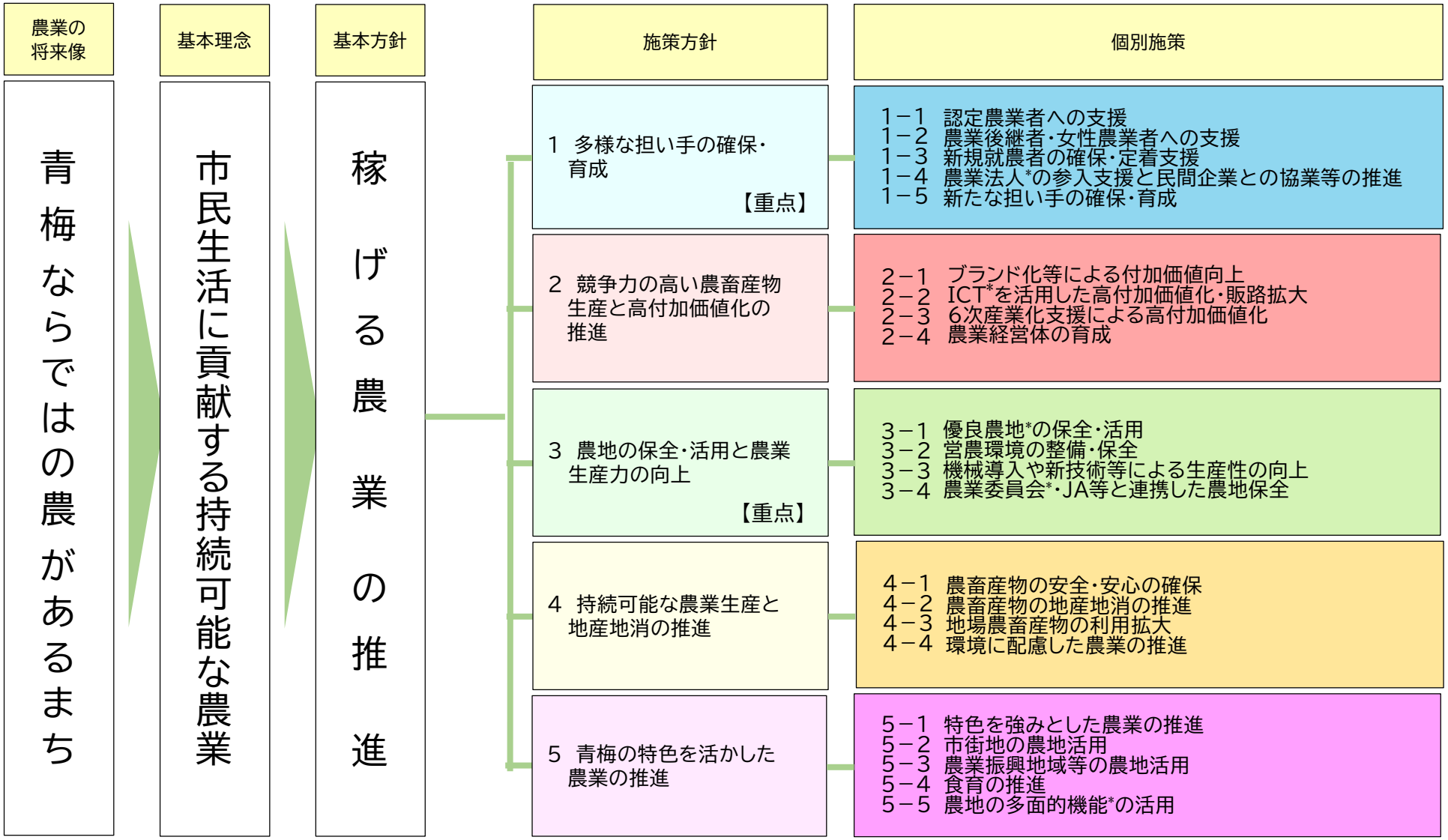


図 4-1 将来像と施策方針のイメージ

第５章　将来像実現のための施策展開

（1）計画の体系

本市農業の将来像の実現に向けて、施策方針にもとづく個別施策を示します。



【重点】：特に重要である施策

1　多様な担い手の確保・育成【重点】

10年後に目指す姿

〇職業としての農業が成り立ち、生きがいをもって農業が営まれています。
〇農業後継者や新規参入者、農業法人等のさまざまな担い手が活躍しています。
〇援農ボランティア*等の多様な担い手が、地域の農業に携わっています。

【個別施策】

1－1　認定農業者への支援

1－2　農業後継者・女性農業者への支援

1－3　新規就農者の確保・定着支援

1－4　農業法人の参入支援と
　　民間企業との協業等の推進

1－5　新たな担い手の確保・育成

1 -1 認定農業者への支援

■施策が目指す姿

－農業を牽引する中核的な担い手－

認定農業者をはじめ、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者が中核的な担い手となり、本市農業を牽引しています。

■現状と課題

○認定農業者をはじめ、経営力の向上に向けてチャレンジしている意欲ある農業者は、本市農業を牽引する中核的な存在です。引き続きソフト・ハード両面にわたる支援を行っていくことが求められています。

○積極的かつ意欲的に取り組む農業者を認定農業者へ認定するため、制度を推進する必要がありますが、認定や支援を受けるためには多くの書類の準備が必要であり、事務手続きのハードルが高いと感じる農業者がいます。

○認定農業者の高齢化と後継者となる若い担い手の不足が深刻な課題となっています。

○温暖化などの気候変動や物価高騰などの社会情勢の変化による農業環境の急激な変化に伴い、認定農業者が経営のリスクにさらされる可能性があるため、柔軟な支援策が求められています。

○認定農業者へ認定に向けた認定農業者制度や支援策の情報提供や相談・研修活動、認定農業者の相互交流の取組が必要とされています。

○国や都、本市の支援策の有効活用と新たな支援策の充実により、認定農業者への支援の拡大が求められます。

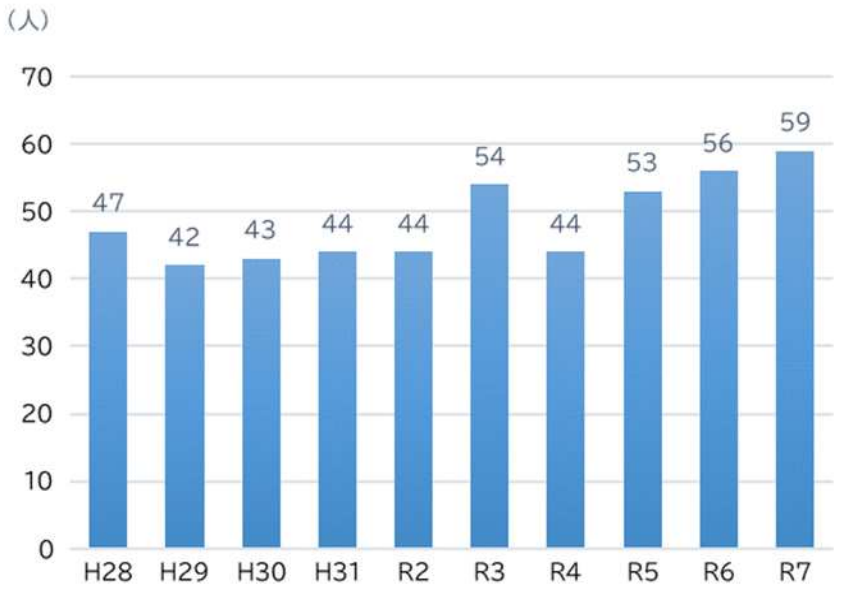


図 5-1 認定農業者の推移

■取組

1-1-1 認定農業者の確保・育成	◆認定農業者制度の農業者の理解促進のため、研修や説明会を行い、農業者の制度活用を支援します。 ◆認定農業者間の交流会や情報共有の場を設け、協力体制の確立や技術向上を図り、地域農業の活性化を支援します。 ◆小規模販売農家に対し、専門的な技術や経営改善に向けたノウハウを提供し、認定農業者へのステップアップを支援します。
1-1-2 経営改善計画作成の支援	◆東京都西多摩農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）や東京都農業会議*（以下、「農業会議」という。）などの関係機関と協力し、経営改善計画の作成を支援します。 ◆講座やセミナーの定期的な開催、同規模 農業者の成功事例などを共有し、経営改善計画の作成を支援します。 ◆経営改善計画の定期的な見直しや改善案の提案を行うなど、継続的な相談支援による計画の更新を支援します。
1-1-3 支援策の充実	◆農業経営改善計画実施に対する補助金の拡充や、融資制度の利用を促進します。 ◆助成制度の情報提供や申請支援、活用可能な補助金提案などの支援体制を整備します。 ◆農地の貸借情報を整理し、認定農業者に分かりやすく提供する仕組みを検討します。 ◆農畜産物のブランド化や地域イベントなどの直接販売の機会創出を支援します。 ◆地域需要や気候変動に対応した品種選定や栽培指導、販売戦略の策定などを支援します。



実施事業補助金を活用し導入をした機械

1-2 農業後継者・女性農業者への支援

■施策が目指す姿

－先代から受け継ぎ、発展させる担い手－

－女性ならではの視点で、いきいきと活躍する担い手－

古くから受け継がれている農業を引き継ぎ、また、先代とは別の作目*等で営農を開始するなどの新たなチャレンジを行う農業後継者が、本市農業を牽引する次世代の担い手として活躍しています。

また、女性ならではの視点を生かした農業展開や起業など、意欲を持った女性農業者が、いきいきと活躍しています。

■現状と課題

○農業者の高齢化が進む中、将来にわたり地域農業を維持していくためには、後を継ぐ若い世代の確保が不可欠です。既存農家の子どもたちが安心して農業を継げるよう、経営の安定化や所得向上を図ることが必要です。

○農地や施設などを一から準備する必要のある農外からの就農者と比べ、農業後継者は、基本的な機材や経営基盤があるため、農業経営を開始しやすいと言えますが、農業を継ぐかどうかを検討中の方に対しては、農業経営に関する情報提供のほか、既に親元就農した方との情報交換の場を設けることが求められています。

○親とは別の作目等で営農を開始するなど、新たなチャレンジをする場合には、後継者ごとのニーズに対応した支援が必要とされています。

○近年は自ら作付計画を立て、栽培や販売に取り組む女性農業者が増えており、女性ならではの視点を活かした新たな品目の栽培などを行っています。

○家族経営が多い本市農業では、女性農業者の妊娠・出産・育児期において、農業経営の各種業務に関わることが難しくなり、事業規模の縮小・変更を余儀なくされるケースが課題とされています。

○誰もが活躍できる環境づくりに向けて、家族内での役割分担を明確にし、労働環境の改善につながる家族経営協定*の締結が必要とされています。

○女性農業者がいきいきと活動できるよう、女性組織の活動を支援するとともに、未加入の女性農業者への啓発を進め、女性農業者の特徴を生かした起業を支援し、新たな農業展開が求められています。

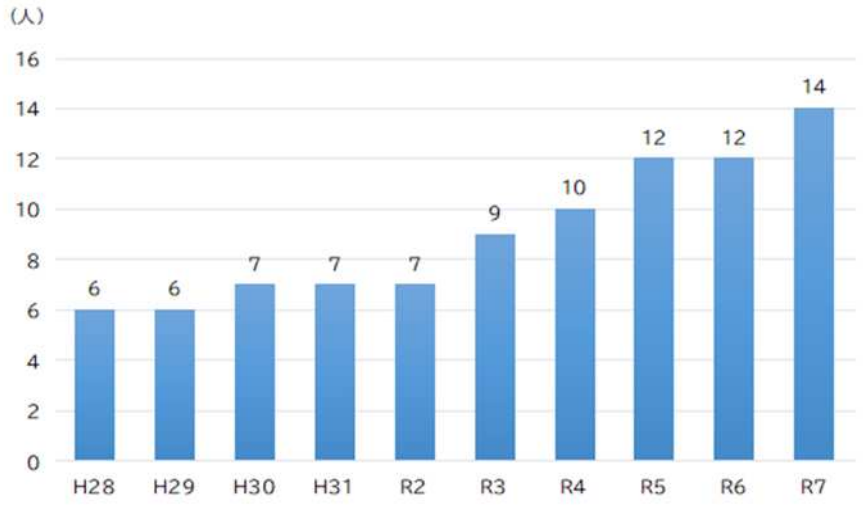


図 5-2 女性認定農業者の推移

■取組

1-2-1 農業後継者の支援	◆新たな作目や栽培方法に挑戦する後継者への技術指導や販路開拓を個別に支援する体制を整備します。 ◆これらの新たな作目を使ったブランド化の担い手として後継者を位置づけ、商品開発やマーケティング、販路開拓を支援します。 ◆経営の継承における施設や機械の更新、スマート農業*などの新技術導入などに対する補助を検討します。 ◆都や農林水産振興財団（以下、「財団」という。）等による専門的な講習会等への参加を促進し、更なる技術や経営能力の向上を目指す後継者を支援します。 ◆後継者同士の情報共有や学び合いとなる交流イベントや研修会を定期的に開催し、地域との連携の強化を図ります。 ◆農業後継者に対する効果的な支援策について検討をします。
1-2-2 後継者組織の活動支援	◆農業技術研修や地域間交流の推進、先進事例の視察ツアーなどを実施し、スキル向上とネットワーク拡大を図ります。 ◆後継者が農業経営者と交流し、直接指導を受ける機会を創出し、経営ノウハウや実践的技術の共有を促進します。 ◆魅力を感じる農業経営や作物を普及するため、先進的経営モデルや高付加価値作物の成功事例を紹介する機会を提供します。 ◆スマート農業技術などの先進技術を導入している農家への視察研修や、実演会を開催し、具体的なメリットを理解してもらう機会を提供します。
1-2-3 家族経営協定締結の推進	◆家族間のコミュニケーション強化と定期的な意見交換を促進し、皆が主体的に経営参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備します。 ◆労働時間や作業負担の適正化を図るため、効率的な作業体系の導入や機械化の推進、休暇の取得促進などの労働環境の整備を推進します。 ◆協定書の作成時の支援を行い、持続可能な農業経営に向けて、継続的な支援体制を整備します。 ◆認定農業者制度等の関連施策との関りをわかりやすく周知することを通じ、農業経営体内部の家族協定締結の重要性を高めていきます。

1-2-4 女性農業者の活動支援	◆家族内での女性の役割分担や就業条件を明確化し、育児や家事と農作業の両立を可能にする柔軟な働き方を促進します。 ◆女性農業者の出産や育児といったライフステージ*の変化に対応した、国や都の助成施策の活用を支援します。 ◆女性が安心して働ける環境整備や、作業負担を軽減する省力化に向けた農業技術の活用を促進します。 ◆女性農業者同士が情報交換し、互いに支え合う活動を積極的に支援します。
1-2-5 起業の支援	◆農業技術を体系的に学べる研修プログラムの情報提供を積極的に行い、各農業者が目指す技術レベルや経営形態に合わせた実践力と知識の融合を支援します。 ◆就農者の起業に向けた初期投資の負担軽減のため、公的支援や補助金・融資制度の活用を促します。 ◆直売所や学校給食への供給拡大など、農畜産物の販路拡大やブランド化による高付加価値化の取組を支援します。 ◆普及指導員やＪＡ西東京職員、先輩農家などが連携し、就農から経営安定・定着までを地域全体でサポートする体制を構築します。 ◆自然災害や市場価格の変動といった農業経営のリスクに対し、保険や共済制度などの活用を促し、長期的に支援します。

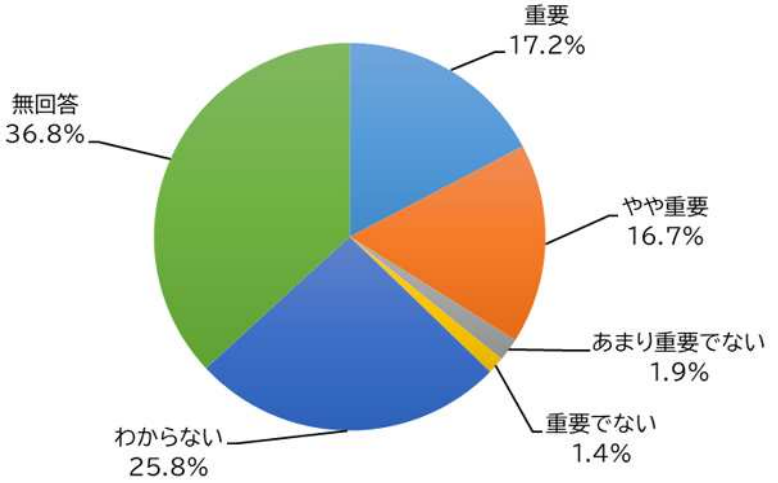


図 5-3 農業後継者の育成･確保の重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート



JA西東京青壮年部の活動写真

1-3 新規就農者の確保・定着支援

■施策が目指す姿

－農外からの就農を志し、活躍する新たな担い手－

新たに農業を志す新規就農者が、地域農業の担い手として定着し、将来的には本市農業を牽引する中核的な役割を担っています。

■現状と課題

○農業は農地や資機材、農業技術やノウハウが必要であり、新規参入への障壁が高い職業の一つです。特に農地取得の困難さや、初期費用の負担が大きい点が課題となっています。

○特に農外からの新規就農の場合、農地の確保が就農の障壁となっています。就農希望者が確実に市内で就農できるよう、農業委員会等と連携して、貸借等による農地の確保を支援する必要があります。

○新規就農者の多くは、技術や経営のノウハウが十分ではない場合が多く、初期段階における経営の安定化をどう図るかが課題です。

○価格競争の中で十分な収益を上げられない新規就農者の存在が課題としてあげられます。

○市外からの新規就農者が就農する場合、その地域との調和が不可欠であり、地域の農業者や住民との関係構築が求められています。

○独立就農や雇用就農などさまざまな就農相談に対応できるよう、相談体制の強化が必要です。また、就農希望者のスキルに応じた農業技術研修の実施や、農地のあっせん、農業機械・栽培施設等の整備や販路開拓への支援を通じて、就農・定着を後押しする必要があります。

○新規就農者の経営の安定には、実現可能な営農計画に基づき、その計画を着実に実現していくための技術力・経営力を養うため、就農後のフォロー体制の強化も必要です。

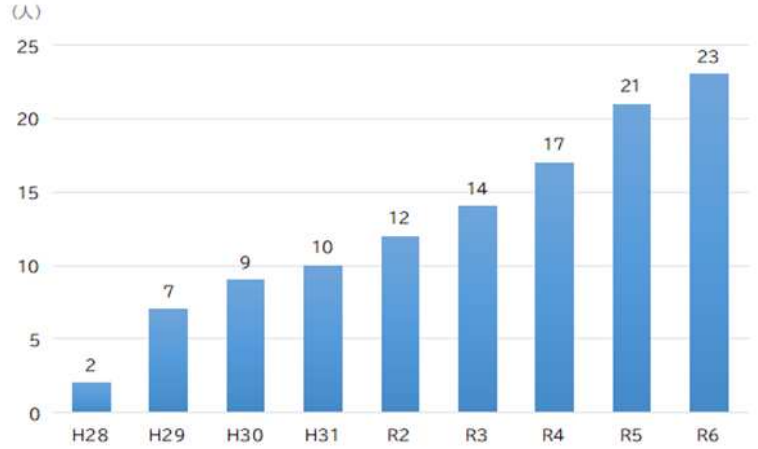


図 5-4 認定新規就農者の推移(認定累計数)

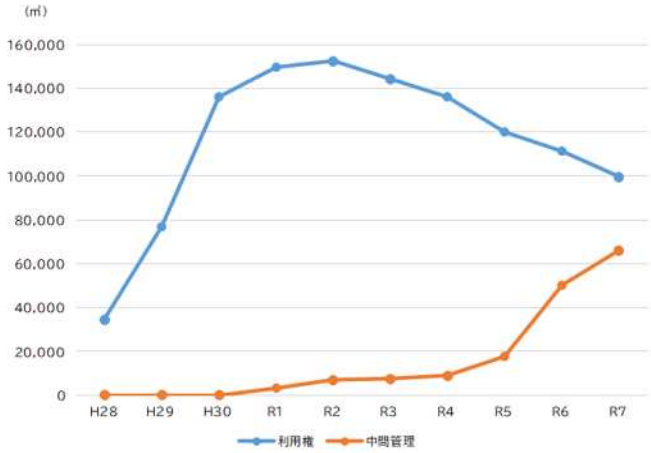


図 5-5 貸借面積の推移

■取組

1-3-1 新規就農者の確保	◆財団や農業会議と連携し、新規就農者の確保に向け、相談窓口通じて具体的な就農への道筋を示します。先輩就農者の事例紹介など具体的な就農情報をホームページやＳＮＳなど各種媒体を通じて発信をします。 ◆新規就農者の持つ、生活面での不安の軽減に向け、補助事業の活用を支援します。また、就農後も関係機関と連携して、継続的な支援を図ります。 ◆農業者や財団と連携し、研修生の実習先として市内の農業者を紹介するなど、就農希望者を育てる環境を確保します。 ◆農業会議や農業委員会、ＪＡ西東京などが連携し、農地情報の提供や賃借のマッチングを円滑に進めます。
1-3-2 新規就農者の育成	◆初期投資や経営開始後の生活費の不足に対し、補助金や融資などの担い手育成制度の活用を促進します。 ◆農業委員会と連携し、貸借を希望する農家と新規就農者をマッチングさせ、計画的に優良農地をあっせんします。 ◆都やＪＡ西東京と連携した技術的支援や、早期の経営安定化が見込める作目を推奨し、経営基盤を固める重要性を示します。 ◆経営計画の作成や簿記、販路開拓といった、経営能力の習得のサポートを行います。
1-3-3 認定農業者へのステップアップ支援	◆都やＪＡ西東京、農業委員会などが連携し、就農相談から経営開始、その後の経営発展・定着まで切れ目なく支援します。 ◆都の普及指導員などと連携し、経営管理能力を高めることで、認定農業者へのステップアップを促します。 ◆認定農業者の支援制度に関する情報提供を徹底し、経営発展に必要な投資を支援します。 ◆経営改善計画の策定手法、簿記・会計の基礎知識や税務申告など、農業経営に必要な知識の習得を促します。 ◆経営状況に応じた個別相談により、経営改善計画の作成をサポートし、認定取得への道筋を示します。



新規就農者の作業風景

1-4　農業法人の参入支援と民間企業との協業等の推進

■施策が目指す姿

－異分野の融合による多様性のある農業経営－

企業等の農業経営への参入により、異分野との融合による新たなイノベーション*が創出され、多様な農業経営が営まれ、地域の経済が活性化されています。

■現状と課題

○本市の農業は個人経営が中心であり、高齢化や後継者不足により、遊休農地等や管理困難な農地の増加が懸念されています。一方で、地域外の法人や企業、地元企業の農業参入の可能性もあります。

○企業等の農業経営への参入は、異分野の融合による新たなイノベーション創出の可能性を秘めています。

○農業の強靭化を図っていくためには、農業経営の多様性を確保していくことが重要であるため、農業参入を希望する法人に対して、農地のあっせんや、農業機械・栽培施設等の整備に対する支援に加え、冷却システム付き温室や植物工場*などといったＩＣＴや新技術の活用に対する支援も視野に入れる必要があります。

○農業は土地を基盤とする産業であるため、農業法人が事業を立ち上げる際、農地の確保が最大の課題となることがあります。農地法などの関係法令により、一定の条件を満たさないと農地購入や賃借ができず、新規参入法人は条件を満たすことが難しい場合や、農地が分散していることにより、事業拡大を目指す際に効率が悪化する懸念があります。

○農業法人が参入する際には、機械設備やインフラ整備のために多額の初期投資が必要になります。また、利益が出るまでに時間がかかる場合も多く、資金繰りが課題とされています。

○農業法人が事業を拡大するためには労働力が不可欠ですが、農業人口が減少傾向であることから人材確保が難しくなる場合や、農業法人特有の経営管理能力が必要となります。

○農業法人が地域で農業活動を行う場合、既存農家や地域、自治体との連携が不可欠であり、既存農家との競合や地域との信頼関係の構築、地域農業との調和といった課題解決に向けて取り組む必要があります。

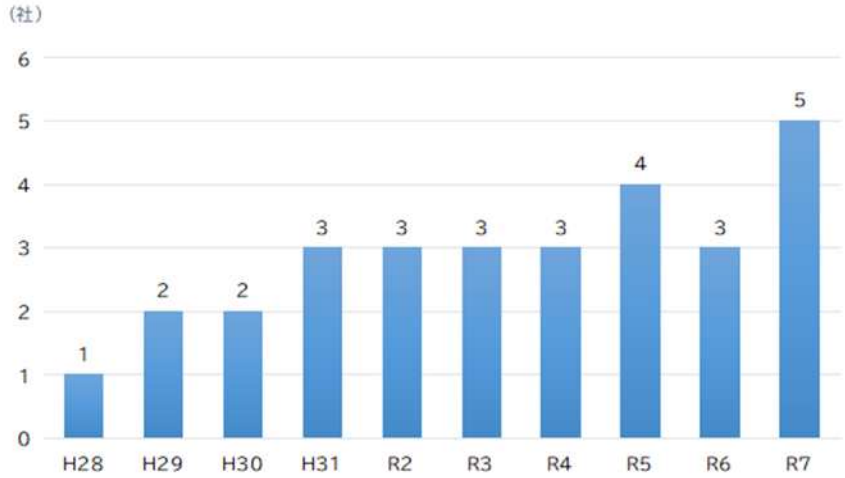


図 5-6 法人の認定農業者の推移

■取組

1-4-1 法人の営農環境の実現のための農地の流動化支援	◆市内農地の利用状況等の相談に応じます。 ◆地域農業の担い手に法人の位置づけを検討し、法人の効率的な営農環境の実現を支援します。 ◆農地所有者へ農地貸借のメリットを周知し、所有者や地域住民の法人参入への理解と協力を促進します。
1-4-2 農業機械・栽培施設等の整備支援	◆農地の法人への流動化支援および整備支援と併用した機械・施設の導入を支援します。 ◆農地情報の「見える化」や就農計画の作成、経営発展への支援まで一貫してサポートし、企業の農業参入を促します。 ◆新規参入時の機械・施設の導入に対応した補助金や融資制度の活用を促進します。
1-4-3 法人の雇用就農に対する支援	◆農地所有適格法人の手続き支援を行い、農用地の効率利用につながる地域計画に法人を位置づけることを支援します。新たな担い手として農地集積を円滑にすすめていきます。 ◆農業法人の人材確保およびその定着支援に向け、関係機関と連携を図り、知識・情報の両面から積極的に情報提供を行います。適切な労務管理を支援し、効率的な農地利用の担い手として支援します。
1-4-4 法人と地域の調整サポート	◆法人の経営方針を十分に把握し、地域の農業者やＪＡ西東京などとの交流会や意見交換の場を設け、円滑な地域との連携を促進します。 ◆法人が目指す農業の将来像（生産品目、雇用計画など）について、農業委員会との調整をはかり、相互理解の土台を築きます。 ◆営農計画にもとづいた実施について農業委員会、ＪＡ西東京と協力を行い、地元農家と法人との調整に連携してあたります。
1-4-5 ＩＣＴや新技術を活用する企業との協業や誘致	◆ドローン*・自動潅水・リモート管理などのスマート農業技術等、経営の合理化に資する技術を有する法人との協業支援を検討していきます。 ◆植物工場や冷却システム付き温室などの導入研究や企業誘致を促進します。

1-5 新たな担い手の確保・育成

■施策が目指す姿

－多様な担い手が活躍する農業－

援農ボランティアや半農半X*などの多様な担い手が活躍できる環境が整い、農業に関わる人が増加することで、農業に対する理解や関心が深められています。

■現状と課題

○農業従事者の高齢化や後継者が不足している一方で、都市近郊という地の利から、新たに就農を希望する者も多い本市農業を持続可能にするために、多様な担い手を確保・育成していく必要があります。

○農業が「厳しい肉体労働」や「収入が低い」というネガティブなイメージで捉えられがちであり、農業が地域の環境へ貢献する価値や魅力について、周知・発信が必要とされています。

○援農ボランティアや半農半X、定年退職後の就農者や市民農園の利用者も本市農業を支える担い手として位置づけ、それぞれの担い手に対する支援や取組を充実することが必要です。

○農業に携わることを希望する多様な担い手の意識醸成はもちろん、受け入れる側の体制構築も課題です。農業の担い手不足に対する課題は認識されているものの、フルタイムでの農業従事者ではないことや、継続的・安定的に農業に携わることが難しい場合があることを理解する必要があります。

○地域コミュニティとの連携や関係性を構築することも重要であり、地域住民や既存農家と多様な担い手との相互理解が求められています。

○援農ボランティアは、重要な担い手であるため、確保に向けた継続的な支援や高度な農業技術の習得を支援する取組も必要です。

○テレワークの普及等により、働き方や生活スタイルの多様化が進んでおり、空き時間を活用して農業に関わりたいという人が増加しています。別に仕事を持ちつつ副業的に農業にも従事する半農半Xが活躍できる環境づくりを進めてく必要があります。

○定年退職者による就農も農業後継者として位置づけ、既存制度の有効利用や交流支援、希望農家の把握や援農の仕組みを検討していく必要があり ます。

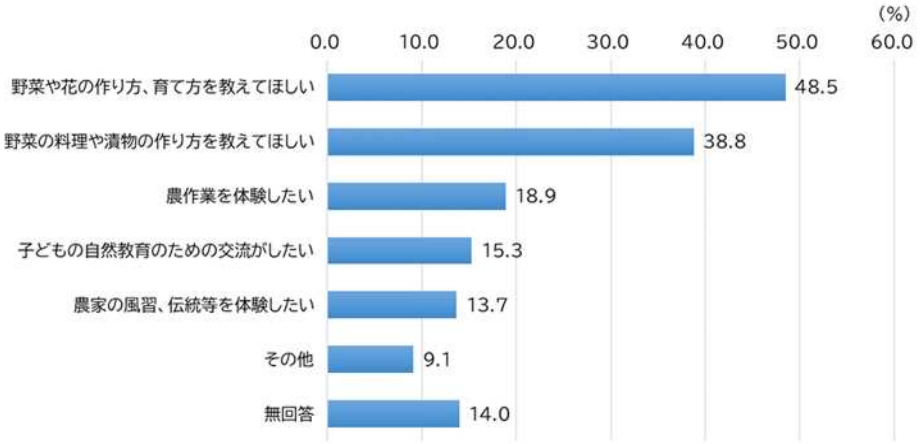


図 5-7 農家との交流について望むこと(複数回答可)
資料:令和6年度に実施した市民アンケート

■取組

1-5-1 援農ボランティアの確保・育成	◆ホームページの活用を通じ、地域農畜産物の魅力を伝えます。ＳＮＳの更なる活用や市広報による情報発信をより強化していきます。 ◆都や財団の援農ボランティア事業を活用し、市民と地元農家との結びつけを強化していきます。農作業支援と農業理解促進を図り、地域活性化と労働力の確保を図ります。
1-5-2 援農ボランティアによる支援活動の推進	◆援農ボランティアを希望する市民と受け入れ希望農家の把握を進めます。 ◆関係機関の持つ、人材登録の仕組みを活用し、派遣調整や交通費補助、情報共有を通じて円滑な支援活動を実現します。
1-5-3 半農半Ｘの普及や定年帰農などの支援	◆半農半Ｘや定年帰農を推進するため、身近な新規就農者などが実施する、地域交流イベントを支援します。協働での開催についても検討を行っていきます。これらを通じて、多様な生活や農業参入を促進します。 ◆普及センターが主催する講習会などに関し、情報提供、参加促進を図ります。
1-5-4 就農希望者向けの農業研修・体験の支援	◆農業会議等の関係機関と連携し、就農相談会を開催することで就農希望者への情報提供を促進します。 ◆市内農業者との交流を促進するため、農家が農作業を体験できる場を整備することで、地域農業への関心を高めます。 ◆ＪＡ西東京を中心に地元農家での研修受入れを推進し、就農農業者の育成と技術継承を促進することで地域農業の持続可能な発展を目指します。 ◆東京農業アカデミーなどの関係機関と連携し、農業全般に関わる座学研修や就農に結び付く実践的な技術研修の充実化を目指します。



農業実践力養成セミナーの様子

2　競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進

10年後に目指す姿

○他にはない、青梅ならではのブランドが定着しています。
○農畜産物の販路が拡大され、魅力のある職業としての農業が行われています。
○生産・加工・流通等の連携により、地域経済が活性化しています。

【個別施策】

2-1　ブランド化等による付加価値向上

2-2　ＩＣＴを活用した高付加価値化・販路拡大

2-3　６次産業化支援による高付加価値化

2-4　農業経営体の育成

2-1　ブランド化等による付加価値向上

■施策が目指す姿

－様々なストーリーを持ち、生産者の顔が見える農畜産物－

独自の歴史や誰がどうやって育てたのかなど、様々なストーリーを持つ本市の農畜産物、また、消費地に近いという地理的特徴を最大限に活かし、生産者の顔が見える農畜産物としてブランド化が進み、農畜産物の付加価値が向上しています。

■現状と課題

○本市の農畜産物は、独自の歴史や、誰が育てたのか、どうやって育てたのかなど、様々なストーリーを持っており、農畜産物の付加価値を高めるには、消費地に近いという本市農業の特徴を最大限に活かし、生産者の顔が見える農畜産物としてブランド化を進めることが求められています。

○多彩な農畜産物の生産を行っている本市農業の特徴を生かすため、「露茜」や「ＴＯＫＹＯ　Ｘ*」など既にブランドとなっている農畜産物の生産を維持するとともに、地区特性を生かした新たな特産品の開発、ブランド化が必要とされています。

○新たな特産品の育成やブランド化をどのように進めていくかが課題です。

○普及センターなど関係機関との連携の強化や、加工品開発に適した、新品種の導入支援などが求められています。

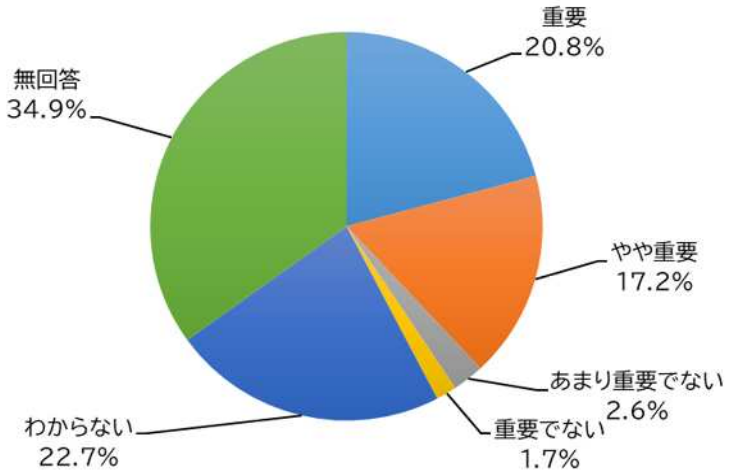


図 5-8 ブランド化の推進の重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート



トマトを原材料とした加工品

■取組

2-1-1 特産品・ブランド化の研究	◆普及センターの持つ農業的知見を活用し、加工に適した新品種である「露茜」や「ＴＯＫＹＯ　Ｘ」など、生産者が積極的に取り組めるよう情報提供を進めます。 ◆各生産者の市場調査、ＳＮＳの活用や加工品のブランド化への、認知度向上を支援します。
2-1-2 高付加価値への取組に対する支援	◆生産者の顔が見える、安全・安心な農畜産物を提供するため、生産過程での品質管理の強化､衛生管理やトレーサビリティ*システムの構築を検討します。 ◆地域全体での品質の均一化と向上を図り、地域独自の統一ブランド化に向け、栽培技術の講習会や品質管理基準の作成などの取組を支援します。 ◆地域資源である農畜産物を活用した６次産業化を支援し、商品の加工・販売を支援することで付加価値の向上、地域の魅力と競争力を高めます。 ◆多様なメディアやイベントなどでの情報発信や消費者との交流を拡大し、大都市圏への販路開拓やオンライン販売を通じた新しい顧客層の獲得を支援します。
2-1-3 農畜産物の認証制度の検討	◆生産者や農畜産物のストーリー、安全性などを踏まえた、本市ならではの認証制度について、消費者や流通業者への意識調査等の調査研究を進めます。 ◆消費者の信頼を獲得するため、品質統一の意識を高め、一定の基準を満たした高品質な農畜産物の安定した供給体制の確立に向けて生産者間で協議を進めます。 ◆地域での活用の場を増やし、青梅産農畜産物の素晴らしさを周知します。青梅の生産者の持つストーリーを伝え、認証制度に代表されるブランド化への土壌を醸成します。 ◆地域の認証制度の試験的な実施や「地理的表示（ＧＩ）保護制度*」などの各認証制度の研究を進めます。

2-2　ＩＣＴを活用した高付加価値化・販路拡大

■施策が目指す姿

－先進技術を活用した安心・安全の担保による高付加価値化－

ＩＣＴなどの先進技術の活用により、データに基づき生産され、安心・安全が担保された付加価値の高い農畜産物が、ＳＮＳなどを通じたストーリー性のある情報発信、オンライン販売プラットフォームなどを活用し、全国の消費者に周知・販売されています。

■現状と課題

○東京農業は、多品目少量生産と、近隣の消費者への直売を特徴としていますが、生産した少量の農畜産物を都心部等の小売店に出荷する場合は、輸送コストが高額となり、小売価格も上昇します。

○デジタル技術の活用により、生産者ごとの出荷や配送先の情報を共有し、共同配送を行うことで物流コストを低減するマイクロ物流などの導入促進が課題です。

○東京農業は、狭小な農地を有効に活用し、収益性の高い経営を行うことが求められます。生産性の向上や省力化に向けて、先進技術を活用し、データにもとづく生産管理や農作業の効率化などを推進する東京型スマート農業への取組が求められます。東京型スマート農業をさらに強化し、東京農業の実態に即した、農業者が導入しやすいスマート農業技術の開発・普及が課題です。

○東京都では農業の高付加価値化と販路拡大に向けてＩＣＴを活用したスマート農業を推進しており、生産管理アプリや環境センサーを活用した品質向上、ＥＣサイトやＳＮＳによる直販強化などの取組が推進されていますが、ＩＣＴ機器やシステム導入に対する費用負担や操作スキルの不足が課題であり、導入が進まないケースもあります。本市においても、ＩＣＴ活用を推進することが求められます。

○共同直売所の加工、流通などの機能強化を検討し、農家が納入しやすく、多様な販売が可能となるような体制の検討が課題です。

○生産した農畜産物を有効活用し、観光事業等と連携するなど、農家や 市民が利用しやすいような販売場所の工夫や販売方法を支援することによって農家の直売機会を拡大していくことが必要とされています。

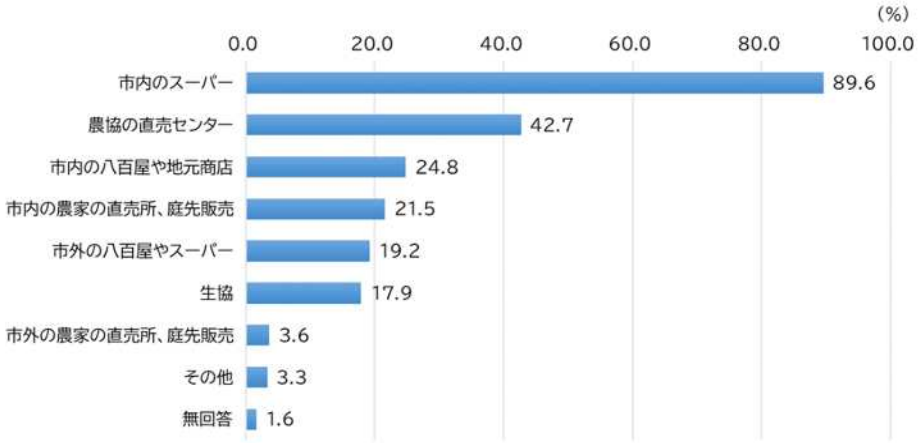


図 5-9 農作物を購入するところについて（複数回答可）
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

■取組

2-2-1 スマート農業による高品質化・収量の増加	◆農業のデータ収集・分析を可能にするＩＣＴ機器、ドローンやＡＩ*等の新技術の導入による生産効率の向上、高品質化や収量増加を支援します。導入には、国や都の補助制度や技術指導の活用を促進します。 ◆スマート農業などの先端技術を学ぶ機会の場を提供することや農業者間での成功事例の研究やノウハウを共有する場の設置を検討します。
2-2-2 生産と販売の一体化による持続的経営	◆ＩＣＴ技術を活用した直売所の機能強化を図り、在庫管理や顧客分析の効率化につなげる取組を支援します。 ◆直売所に併設した加工施設の設置の支援を検討し、収益の多角化を目指す意欲ある農業者を支援します。 ◆農家自身での直売自販機の設置など、直接販売を支援するとともに、直売所や地域イベントで生産者と消費者をつなぎ、多角的な販売ルートを確立することで、農畜産物の販売力を強化し、持続的な経営を支援します。 ◆ＩＣＴを活用した生産者・流通業者・販売者間のリアルタイムでの情報共有化や小規模配送ネットワークを効率化し、需要に応じた迅速な供給を可能とする物流システムなどについて、先進事例を調査研究します。 ◆共同直売所では購買データを分析した品揃え改善を実施するとともに、プロモーションや情報発信を強化し、地域内外での認知拡大と新規顧客の獲得を目指します。
	◆ＣＳＡ（地域支援型農業）に対する取組は生産者と消費者をつなぎ、生産者の持続可能な経営につながります。生産者自身の取組に対する支援の形を検討します。
2-2-3 インターネットを活用した販売	◆農畜産物のＥＣサイトによる地域特産品の魅力発信や、ＳＮＳで生産者のストーリーや商品の特徴を紹介し、ターゲット層へ積極的に販促活動を展開する支援を強化します。 ◆デジタル技術を活用したリアルタイムでの受注や出荷情報の管理や、販路拡大に向けて物流業者との連携強化による効率的な配送網の構築に向けて、先進事例を調査します。

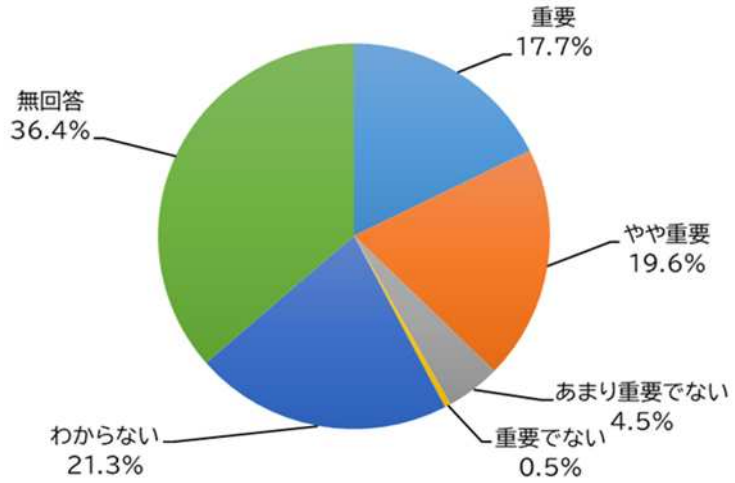


図 5-10 多様な直売の推進の重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

2-3　6次産業化支援による高付加価値化

■施策が目指す姿

－6次産業化による、農畜産物の新たな価値の創造－

農業者だけでなく商工業者などと連携し、各地区で生産される農畜産物の特性を生かした加工品開発や新たなサービスが提供され、農畜産物の付加価値が向上しています。

■現状と課題

○農業者は、加工・販売に関する専門的な知識や技術が不足していることが多く、新事業の展開が難しく、売上や収益管理、マーケティング戦略などの経営面での課題も見受けられます。

○農畜産物の加工のためには、加工設備の導入や新商品の開発に向けた初期投資が必要となります。特に個人経営の場合は、これらの6次産業化にかかる初期投資が取組の障害となり、取組に消極的になるケースがあります。

○加工や販売に携わる人材が不足しており、特に中小規模の農家ではマンパワーが限られています。若者をはじめとする新しい人材を産業に呼び込む仕組みが求められています。

○販売ルートの拡大が進まず、地元市場にとどまるケースが多く、市外の市場への販路が十分に確保できないケースがあり、課題となっています。

○地域資源のブランド化として地域性や歴史を活かしたストーリーを商品の背景に持たせ、ブランドとして確立させたり、農畜産物そのものの品質を高めつつ、加工技術に磨きをかけて競争力を高めることが課題です。

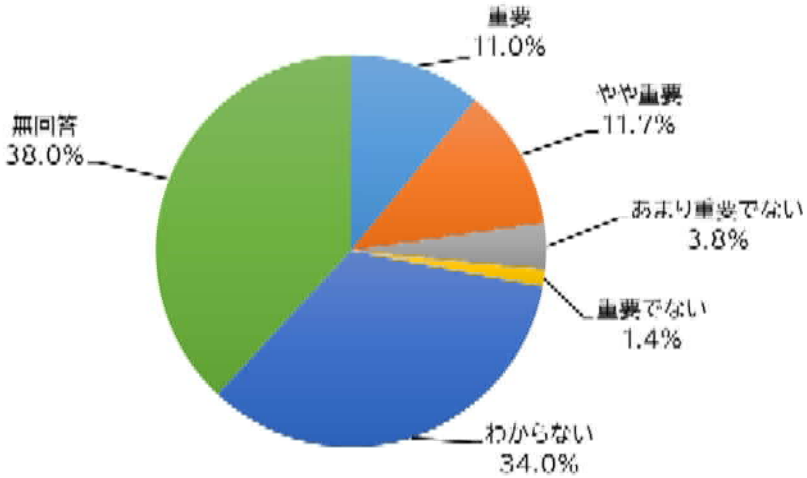


図 5-11 6次産業化の推進の重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート



乾燥きのこを原材料として作成をした加工品

■取組

2-3-1 生産・加工・販売を一体とした商品開発、販売の支援	◆地域資源である地場農畜産物を原材料とし、商工業者の技術を活用した新商品開発を推進します。 ◆観光業や飲食店との協働の可能性を模索する農業者団体に対し、他の成功事例の情報提供を行うことで新たな販売機会の創出を推進します。 ◆農業者だけでなく、ＪＡ西東京や商工業者などの多様な関係者と連携した商品開発を促進して、地域全体でブランド化の取組を支援します。
2-3-2 加工品の開発や加工施設導入の検討	◆地場農畜産物を利用した加工品開発を推進し、地域性を生かした商品づくりや新規市場開拓を行いブランド化を促進します。 ◆複数の農家が共同で利用可能な加工施設や設備の導入により、農業者等が効率よく加工品を生産できる体制を整備を推進します。
2-3-3 農業者団体等による加工の推進	◆地場農畜産物を活用した独自商品を開発・販売し、地域ブランドの確立や新規市場開拓を目指す活動を支援します。 ◆加工技術や商品化ノウハウを学ぶ専門研修を実施し、実践型ワークショップを開催して農業者団体等の技術向上を支援します。

農業をクリエイティブに！
「1×2×3」の魔法とは？

「6 次産業化」。

ちょっと難しい言葉に聞こえますが、実は農業の可能性を大きく広げるワクワクする取組のことです。

「農業（1 次産業）」に、「加工（2 次産業）」と「販売・サービス（3 次産業）」を掛け合わせることから、1×2×3＝6で「6 次産業化」と呼ばれています。

例えば、丹精込めて育てた野菜をそのまま売るだけでなく、おしゃれなドレッシングに変身させたり、採れたての果実を使ったスイーツが楽しめる農家レストランを開いたりすることです。

青梅でも、歴史ある「梅」を使ったゼリーや、きのこを使ったソースなど、地域の個性が光る商品が生まれています。

青梅の農業をもっと「稼げて、ワクワクするもの」へ。皆さんの「こんなのあったらいいな」が、新しい青梅ブランドの始まりになるかもしれません！

2-4　農業経営体の育成

■施策が目指す姿

－地域経済の活性化に不可欠な力強い経営体－

持続可能な農業の実現に不可欠な、意欲と能力のある力強い経営体が、農業生産を維持し、地域経済の活性化を図っています。

■現状と課題

○営農指導や病害虫診断、経営指導や情報共有等に、デジタル技術を積極的に活用することで、遠隔地でも迅速かつ効果的な支援を行い、 農家の技術力・経営力を強化していくことが求められます。

○経営診断の支援や家族経営構成員一人ひとりの能力と意欲を発揮できる環境をつくるための家族経営協定の締結等を支援し、個々の農業経営体の育成が必要とされています。

○東京都や市の補助事業を活用した農業機械の近代化や普及センター等と連携した営農集団の育成支援が求められています。



簿記講習会の様子

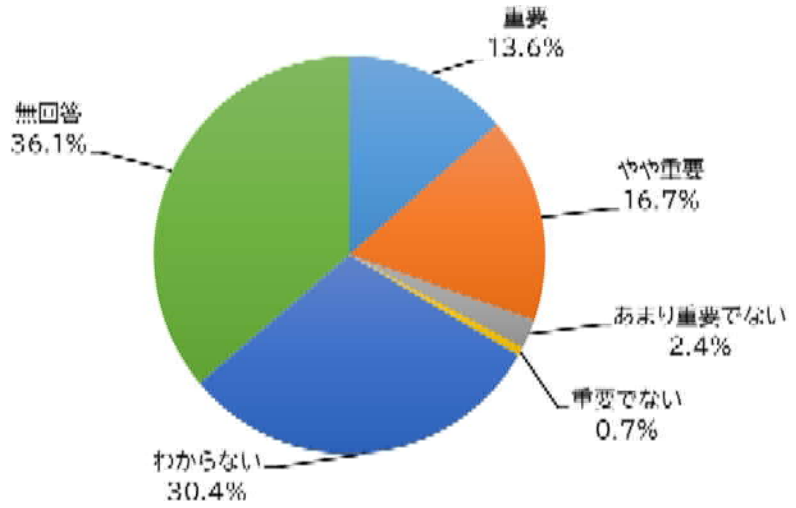


図 5-12 農業経営体の育成の重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

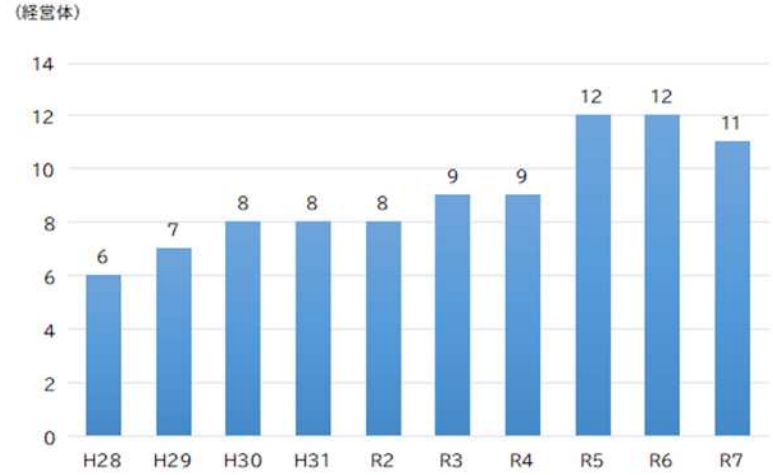


図 5-13 家族経営協定の締結数の推移

■取組

2-4-1 経営診断の支援	◆経営課題について、専門家による農業者向けの相談会を設け、経営改善や収益向上につながる具体策を提示する機会を提供します。 ◆関係機関による個別の経営相談会の案内に努め、収益改善や効率化に向けた具体的なアドバイスを行う支援活動を展開します。
2-4-2 市内農業団体等との連携の強化	◆ＪＡ西東京と連携した農業技術・事業ノウハウの共有や共同イベント開催などの連携を強化し、農業経営体に対して総合的な支援を展開します。 ◆市内の各農業振興団体間の意見交換や課題共有の場を支援し、円滑な連携構築を促進し、農業経営体の課題解決に向けた支援を強化します。 ◆普及センターとの連携を強化し、専門家による指導や技術支援を受けるためのネットワークを拡充し、市内農業経営体の技術向上を図ります。
2-4-3 研修の支援	◆農業簿記や事業計画策定、マーケティング技術など経営向上に資する具体的な知識や技能を習得する講習会を定期的に開催します。 ◆農業会議による農業経営に関する相談窓口、専門家による技術指導や問題解消を支援する研修活動を充実します。
2-4-4 交流活動の支援	◆先進的な農業技術や経営方法を学ぶ先進地視察を農業委員会と協働で実施することを検討し、新たな知識や技術の習得の支援を通じて経営向上を目指します。 ◆地域の農業経営者を中心に、技術や経営課題の情報共有を行う交流会や勉強会を開催し、協力体制を強化します。



農業経営者同士の交流会の様子

3　農地の保全・活用と農業生産力の向上【重点】

10年後に目指す姿

○農地の集積･集約がなされ、優良農地の利活用がより促進されています。
○鳥獣害被害について、対応がなされ、農業者の安心と農畜産物の安定的な供給が図られています。
○農地中間管理事業のＰＲ等を通じ、農地の流動化と農地保全の仕組みが整備されています。

【個別施策】

3-1　優良農地の保全・活用

3-2　営農環境の整備・保全

3-3　機械導入や新技術等による生産性の向上

3-4　農業委員会・ＪＡ等と連携した農地保全

3-1　優良農地の保全・活用

■施策が目指す姿

－様々な主体により保全・活用される農地－

農畜産物の生産基盤であるとともに、生活に潤いを与え、良好な生活環境に資する貴重な財産である農地が、引き継がれ、活用されています。

■現状と課題

○農地は、農畜産物の生産基盤であるとともに、市民生活に潤いを与え、良好な生活環境に資する貴重な財産であります。

○東京農業を今後も維持・発展させていくには、市や農業委員会、農業会議、ＪＡ西東京と都が緊密な連携を図り、限られた農地を保全し、有効に活用していくことが求められています。

○農地が利用されやすくなるよう農地の集積・集約化方針を決める地域の話し合いを促進し、目標地図を含む地域計画の策定、見直しが必要です。

○農業振興地域農用地区域は、市の土地利用方針をふまえつつ、認定農業者など意欲ある農家や法人等への集積を検討するとともに、市民が農業に親しめる機会や農業者との交流の場を設け、農業者や市民の相互理解が深まるような取組が求められます。

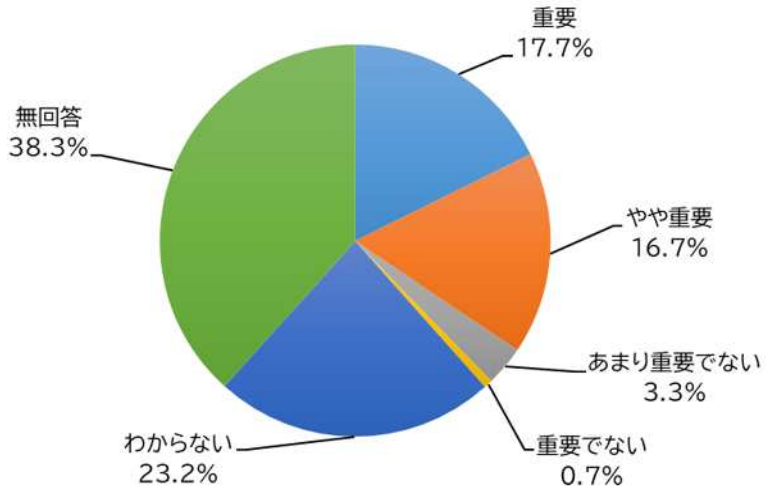


図 5-14 農地保全の仕組みづくりの重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート



農業委員による現地調査の様子

■取組

3-1-1 生産緑地の保全	◆生産緑地制度を周知し、保全対象を拡大します。都市農地を守り、景観維持・食料供給・環境保全を強化し、地域住民と連携した持続可能な農業を促進します。 ◆生産緑地の指定による利点である固定資産税の軽減等を周知し、制度の活用を促進させることで、生産緑地の保全を図ります。 ◆管理不十分農地への改善指導を図り、指定農地の適正な管理を推進します。
3-1-2 農業振興地域農用地の活用	◆「全筆調査」を実施し、かつ適切な肥培管理*の指導を通じ、遊休農地の発生の予防と農地の総合的かつ効率的な利用を進めます。 ◆農地中間管理機構*との連携を強化し、農地利用集積を進め、法人や担い手への貸借を円滑化する仕組みを設け、新規就農者の活躍できる環境を整備します。 ◆遊休農地の調査結果の可視化に加え、地域計画の更新を通じた貸借意向の見える化を進めます。地元農家や企業と連携し、スマート農業やエコツーリズムなど、多様な農地活用を推進します。
3-1-3 農地の有効活用方法の検討	◆援農や新規就農者支援のため、都の研修農園等プログラムの情報提供を進め、栽培技術等の活躍に必要な知識が円滑に循環する機会を提供します。資金や機材貸与などの情報提供を積極的に行います。
3-1-4 ＪＡ西東京との連携による保全体制の整備	◆賃借希望農家のリスト化を進め、土地提供者と担い手との円滑な結びつきを強化します。関係機関と協力を図りながら、相談強化に努め、効率的な農地利用に向けた体制づくりを強化します。



農業委員による現地調査の様子

3-2 営農環境の整備・保全

■施策が目指す姿

－農業者が安心して生産できる基盤の整備－

農業用水路や農道など生産活動に必要な農業基盤が維持・保全され、次世代へ着実に継承されています。

また、鳥獣害から農地を保全するため、地域全体で防除対策や捕獲を組み合わせた取組により、農畜産物の安定的な生産が図られています。

■現状と課題

○限られた農地を有効に活用していくには、農業用水路や農道など生産活動に必要な基盤整備が重要です。これらの農業基盤は、東京農業の生産活動を支えるインフラであるだけでなく、潤いある住環境の提供、四季折々の 景観形成など様々な恩恵をもたらしています。次世代への着実な継承に向けて、農業基盤の維持・保全や整備を適切に進める必要があります。

○市内山間部では、野生鳥獣による農業被害が生じており、農畜産物の出荷が困難となる事例も見受けられます。被害を軽減するため、野生鳥獣の特性を理解したうえで、これらを寄せ付けない取組を地域全体で進めるとともに、侵入防止柵などの防除施設の整備と捕獲との組み合わせによる 適切な鳥獣害対策を引き続き実施する必要があります。これらの取組にあたっては、デジタル技術の活用も求められています。

○農道用排水施設の整備・補修、ほ場*整備を行うとともに、鳥獣害から農地を保全するための対策を検討し、農畜産物の安定的な供給や生産性向上を図る必要があります。



図 5-15 農業を行ううえで困っていること(複数回答可)
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

■取組

3-2-1 農道、用排水施設の整備・補修、ほ場整備	◆国・都の補助事業の活用に向け、各地区の実態を把握し、各地区の農業団体等との協働により、計画的な維持・管理を図ります。 ◆優良農地の集約化を支援し、保全活動を支援します。各地区の自主的な活動を支援し、協働の視点をもって農道や用排水施設の計画的な維持管理を図っていきます。
3-2-2 鳥獣害対策の推進	◆市内猟友会や周辺自治体と連携し、有害鳥獣捕獲の地域の協力体制を構築します。捕獲活動支援や情報共有を強化し農作物被害を軽減します。地域全体の農地保護を目指します。 ◆関係機関との連携を強め、ＩＣＴなどを活用した先進機材の活用事例の調査研究を進め、より効果の高い対応策を市内猟友会と進めていきます。



乙黒用水路清掃活動の様子



青梅猟友会と連携をした鳥獣害対策

3-3　機械導入や新技術等による生産性の向上

■施策が目指す姿

－生産性向上や高品質化が図られた農業－

自動運転などの先進技術、また、省エネルギー機械の導入などにより、省力化と生産性向上、環境負荷の低減が図られた農業が営まれています。

また、高度な農業技術を持つ人材が本市農業の担い手として活躍しています。

■現状と課題

○市では「稼げる農業」を実現するため、農地の保全や担い手の確保に加え、農業生産基盤の整備と新技術の導入を効率的に組み合わせることが不可欠です。

○新技術の導入にあたっては、意欲ある農業者に対し、最新情報の提供や技術相談を継続的に行い、導入の促進が求められています。

○ＩＣＴやデジタル技術を活用した生産管理の効率化や、作業の省力化も推進し、経営体の強化につなげることが求められています。これにより、市内　農産品の生産性向上やコスト低減を図るとともに、収益性の高い持続可能な農業経営体の育成が課題です。

○今後は、技術導入に対する農業者の理解・習熟度の向上や、補助制度の活用促進を通じ、機械・施設・ＩＣＴ技術を一体的に活用した効率的で高品質な生産体制を確立していくことが課題です。

○生育状況に大きく影響を与える、気温の急激な上昇に対しても、対応が求められています。農業者の農作業の負担を軽減することにとどまらず、気温上昇に対応する新な資材の導入など技術革新に対する支援が求められています。



図 5-16 青梅市農業経営改善計画等実施事業補助金の推移

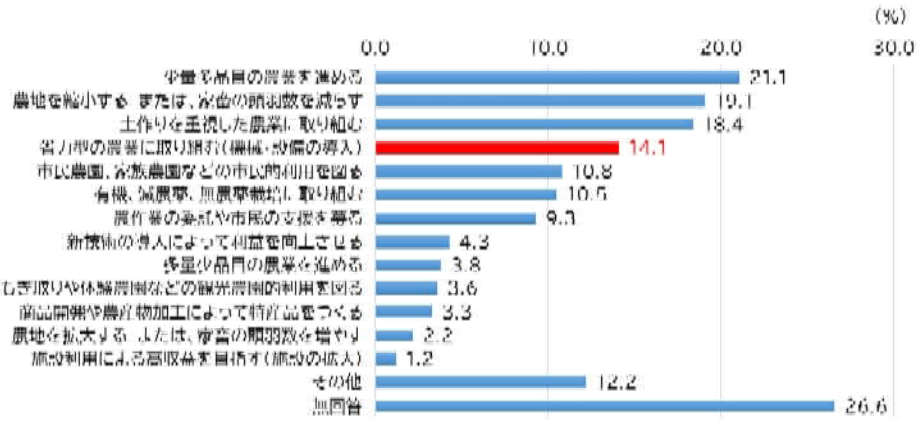


図 5-17 今後の農業経営の方向について（複数回答可）
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

■取組

3-3-1 先進技術・優良種苗の導入	◆東京都農林総合研究センターや普及センターと連携し、スマート農業や環境保全型農業の技術助言・指導体制を強化し、地域農業の競争力向上を図ります。
3-3-2 新技術の活用支援	◆スマート農業技術の利用・拡大に向け、国・都の補助制度に関わる情報を広く周知し、活用を促進します。 ◆新たな素材を活用した、栽培技術に対する補助支援も対象品目の拡充など検討していきます。 ◆近年の酷暑により、農業者の労働効率の低下に対しても、支援の方策を検討します。近年の高温化により農畜産物の生育に悪影響が起きている事態にも支援策を検討していきます。
3-3-3 生産基盤の整備	◆農業の生産基盤の整備・強化を図ります。整備・強化にあたっては、国・都の持つ支援制度の活用を検討していきます。
3-3-4 農業施設・機械の近代化	◆都や市の補助事業を活用しやすくするため、制度の周知を図り、農業者に向け窓口の案内を強化し支援体制を充実させます。



補助事業で導入をした生産設備



補助事業で導入をした機械

3-4　農業委員会・ＪＡ等と連携した農地保全

■施策が目指す姿

－有効活用されている貴重な農地－

農業委員会やＪＡ西東京等の関係団体との情報共有が図られ、耕作されていない農地は、担い手への集約化が進み、貴重な農地が有効活用されています。

■現状と課題

○市では、農業委員会やＪＡ西東京をはじめとする農業者団体との連携を強化し、農家への支援を推進しています。

○市街地から離れた地域では、遊休農地が増加しており、農作業の支障となる樹木の伐採・伐根、深耕、整地等に対する支援が求められています。

○市街化内農地、調整区域農地ともに担い手が高齢化しており、所有農地の管理が難しいとの相談が増加しています。

○都市部では、老木化した果樹等が残る低利用農地において、生産性が低い果樹等の伐採・抜根、深耕、整地等への支援をし、新たな農地の創出が課題です。

○農地中間管理事業のＰＲ等を通じ、農地の流動化を図り、農地保全の仕組みを整備することにより、遊休農地の解消と農地の有効活用を実現し、農業基盤の持続的な確保を図ることが課題です。

○都市農地貸借円滑化法に基づく生産緑地の貸借を行う中でＪＡ西東京と協力を行い都市農地の流動化の推進が課題となっています。

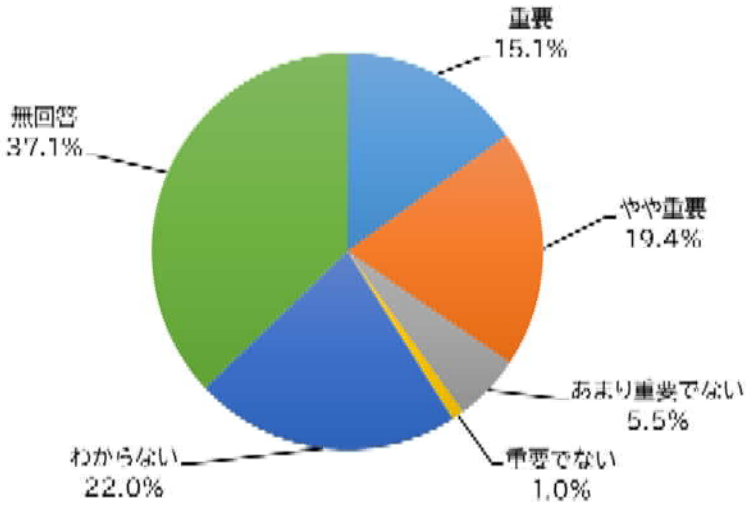


図 5-18 関係団体との連携の重要性について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

年度	R6 年度	R7 年度
作成地区	今寺・藤橋地区 今井地区 小曾木・富岡地区	成木地区 三田地区

図 5-19 地域計画の作成状況

■取組

3-4-1 遊休農地の解消	◆農地所有者に対し、環境保全の重要性や栽培方法に関した情報提供を実施し、持続可能な農業への意識向上と実践を徹底します。 ◆若手農業者に対し、助成金制度の活用を促し、都市農業の魅力発信を通じて、担い手の確保と育成を推進します。 ◆国・都の補助事業を活用し、農地の集約や遊休地の再生を支援します。 また、地域実情に応じた農地創出を検討し、持続可能な農業推進を目指します。
3-4-2 農地流動化対策の推進	◆ホームページ、広報紙、農業委員会だよりを通じて、農業経営基盤強化促進法の内容や支援制度をわかりやすく解説し、利用促進に向けた情報発信を強化します。 ◆農業経営基盤強化促進法に代表される各制度の普及に向け、制度ＰＲのチラシの配布を通じ、農地利用効率化や地域農業の発展を促進する取組を進めます。 ◆農業委員会と連携した、農地の見回りにて農地所有者に対して流動化のための貸借についての制度案内を積極的に行います。
3-4-3 地域計画の推進	◆各地区で地域計画を策定し、定期的な更新を実施します。利用意向が不明な農地については、継続的な利用意向の確認の上、担い手への集積を図ります。生産性向上や持続可能性の向上を実現します。 ◆農業の新たな担い手の確保のため、情報発信と集約を行い、地域での協議の場の開催で担い手に対する集積の合意形成の支援を行います。
3-4-4 ＪＡ西東京と連携した農地保全体制の整備	◆組合員とのつながり中で、出た課題について農業委員会との協働により解決に向け支援を進めます。具体的には管理が難しくなることが予想される農地について、共有を行う中で新たな担い手の発掘につなげます。



協議の場の様子

4　持続可能な農業生産と地産地消の推進

10年後に目指す姿

〇多くの市民が、安全・安心な地場産農畜産物を利用して暮らしています。
〇減農薬・減化学肥料栽培*などの環境に配慮した農業が行われています。
〇農業者、市民の相互理解により、地産地消が推進されています。

【個別施策】

4－1　農畜産物の安全・安心の確保

4－2　農畜産物の地産地消の推進

4－3　地場農畜産物の利用拡大

4－4　環境に配慮した農業の推進

4-1　農畜産物の安全・安心の確保

■施策が目指す姿

－生産者の顔が見える地場農畜産物－

地元の生産者や生産過程が見える安全な地場農畜産物を、消費者が安心して購入でき、市民、特に子供たちが「安全で安心な食」の重要性に対する理解を深めています。

■現状と課題

○生産においては、持続可能性のある農業の実現が課題となっています。生産過程において環境への配慮を十分に行った地場農畜産物への期待は高まっており、これらについての生産者の思いやその過程を消費者に適切に伝えていく事が求められています。

○安全で安定的な食料供給を維持するため、農業生産過程の管理を通じて食の安心・安全を保証する「新東京都ＧＡＰ*」認証を、都と連携して推進しています。生産過程の見える化については、農業経営の改善や効率化にもつながり、農畜産物に対する信頼性の維持・向上にも寄与しています。

○地元生産者の生産にかける手間や愛情が、消費者に伝わることで、より地場農畜産物の消費に対する意欲が高まります。消費者と地元生産者が直接触れ合える販売の場を創出することが必要とされています。

○消費者が安心して農畜産物を購入・摂取できる体制を整備するとともに、本市の農業全体の安全性と持続可能性を高めることが求められます。農畜産物の安全・安心の確保は、地域農業の信頼性向上と持続的発展に直結する重要な課題です。

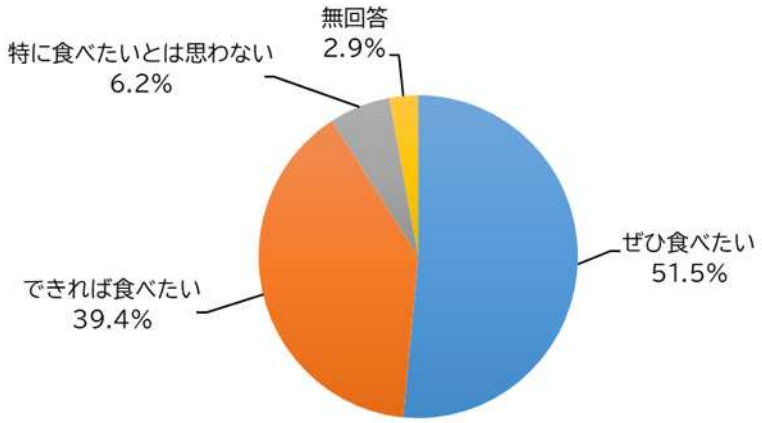


図 5-20 市内で生産された農産物について
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

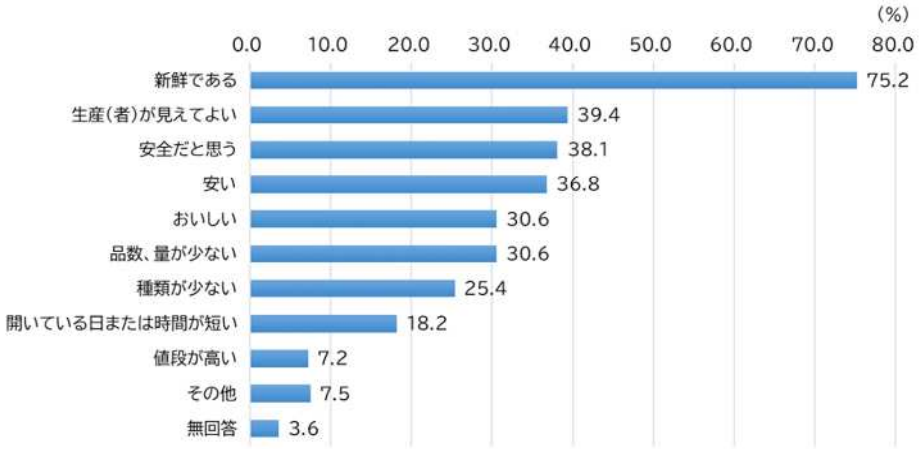


図 5-21 農産物直売所に感じていること（複数回答可）
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

■取組

4-1-1 安全・安心につながる地場農畜産物の生産技術の向上	◆東京都エコ認証制度*の周知を強化するため、認定商品のＰＲ活動を推進するなど、安全性に対する取組への理解を進めます。 ◆「新東京都ＧＡＰ」の導入・普及を推進し、生産者への講習支援や認証取得事務の補助を実施します。食の安全性と品質向上を図り、消費者の信頼を獲得します。 ◆都の支援制度の活用を促し、生産履歴・出荷履歴をデジタル管理する仕組みの導入の支援をし、消費者が生産者の顔が見える体制の強化を目指します。 ◆無農薬・低化学肥料栽培の推進に向け、市内団体に対する堆肥等支援の継続を行います。安全性向上と持続可能な農業の両立を目指す仕組みを構築します。
4-1-2 農家の顔の見える直売促進	◆市主催・ＪＡ西東京協力による定期直売会を開催し、地場農畜産物の販売促進と交流の場を提供していきます。消費者の安全・安心に対する要望を満たし、地産地消と農家の収益性の両立を支援します。 ◆無人直売所や農畜産物専用自動販売機の設置を支援し、消費者が身近に農畜産物を手に取れる環境づくりを促進します。 ◆地産地消の認知度向上のためＰＲ活動を強化し、直売会の魅力を発信していきます。 ◆ＥＣサイトを通じた農家の新たな販売や大消費地の都心部への販路拡大に向け、市内農家の持つ魅力発信を積極的に支援します。
4-1-3 農業イベントや農業見学会の開催	◆親子農業体験会を開催し、田植えや稲刈りを通じて農業の魅力を伝える機会を提供します。農業委員会と協力し、地域交流を深める場を提供します。 ◆関係団体と連携して農業祭を実施します。地場農畜産物の安全・安心につながる、市民と生産者との交流の場を創出します。



とれたて野菜の自動販売機

4-2 農畜産物の地産地消の推進

■施策が目指す姿

－様々な場所で地場農畜産物が活用されているまち－

マルシェ等のイベントの開催、飲食店等とのマッチングなど様々な取組により、地場農畜産物の市内外への認知度が高まり、地域での消費が拡大されています。

■現状と課題

○本市では、地場産農畜産物へのアクセス向上が、市民の消費拡大だけでなく市外の消費拡大にもつながる重要な課題となっています。

○そのため、施策間の連携を強化し、市民が地場農畜産物に触れ、理解を深められる環境を整備することが求められます。具体的には、地場産農畜産物を入手しやすい流通・販売体制を整え、地域の農畜産物の認知度を高める取組が今後も求められています。

○学校給食への地場農畜産物の利用拡大を促すことで、子どもたちが農畜産物に触れ、学ぶ機会を創出することや、学校や地域との連携を強化し、地場産品や有機農産物*の活用を通じて、食や農業に関する学習機会の充実を図っていくことが求められます。

○都心部では農地や直売所が少なく、消費者が東京産の農畜産物を購入できる機会は限られています。一方、地産地消や安全安心な農畜産物の価値を重視する消費者は多く、需要の高まりが期待できることから、都心部の小売店や飲食店等に東京産農畜産物を供給する農業者や流通事業者の取組が必要です。地元農畜産物の魅力を十分に周知し、本市以外の方が青梅産農畜産物を購入できる機会を増やすことも重要な課題です。

○生産と消費の場を近づけることで、消費者のニーズに応じた農畜産物の生産・販売を支援し、地域資源を活かした「生産・流通・消費」の各段階をつなげる取組が求められます。

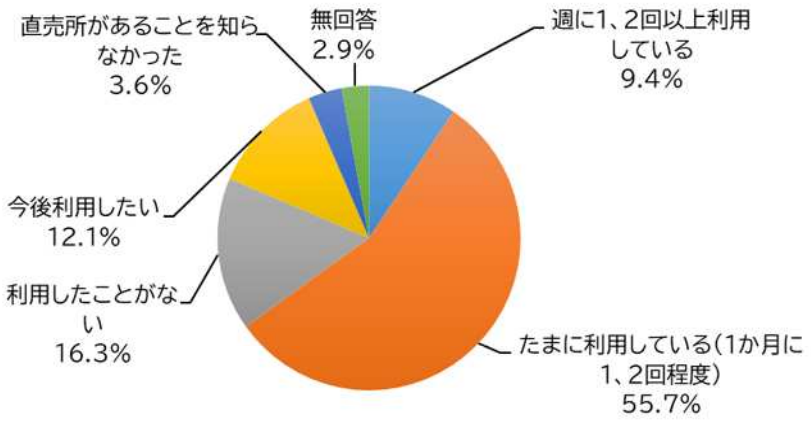


図 5-22 農産物直売所を利用したこと
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

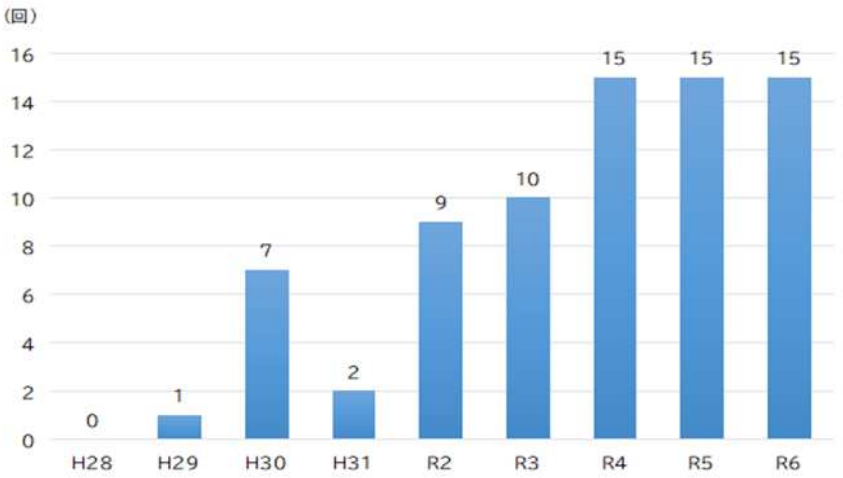


図 5-23 市役所前直売会実施回数の推移
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

■取組

4-2-1 農畜産物、農業情報の発信	◆ホームページを活用し、スマート農業や支援制度、成功事例を分かりやすく発信し、農業への関心と参入を促進します。 ◆市外の方を対象にした市内農家の農業見学会の開催を検討します。市外在住者と市内農家との交流促進を図り、市内農業の認知度向上と魅力発信につなげます。
4-2-2 直売の相互協力、生産量の確保・機能拡大の検討	◆生産者、直売所、ＪＡ西東京、市のより強固な連携の体制づくりを進めます。地場農畜産物と加工品がそろう直売会の実施ができる体制を構築します。 ◆スマート農業の普及を推進し、生産効率を向上させる技術の導入を支援します。地場農畜産物の生産において省力化と生産効率の強化を支援します。 ◆販路の多様化を支援するため、各農家のオンライン販売の実態を調査するなど、最新の販路について情報収集と提供を検討します。
4-2-3 定期的な市役所直売等の開催	◆市役所正面玄関前で定例直売会を開催し、地場農畜産物の認知拡大と消費促進を図ります。地域住民との交流を深め、農業と生活のつながりを強化します。 ◆地域生産者の認知向上と消費拡大を目指し農業者季節限定商品や体験イベントの実施を検討します。地域活性化を促進します。
4-2-4 地産地消・地域資源の活用	◆地域の主要資源である地場農畜産物の眠っている魅力を掘り起こし、生産にかける熱意やこだわりを消費者に直接結び付けます。生産と販売のつながりの強化を図り、地元での消費拡大につなげます。また、観光部門との協力を通じて地元の食材として農畜産物の活用方法を検討し、市内の農畜産物のＰＲにつなげていきます。 ◆市内飲食店との連携を強化し、地場産農畜産物の活用を促進するため、市内農畜産物のプロモーションの実施を検討するなど地域内流通を促進します。 ◆農畜産物の加工施設の整備を検討し、地元農家の直販やオンライン販売による販売体制の強化を検討します。また、地元特産品の創出は、関係機関と地元農業者との連携により、付加価値を高める取組を一体となり進めていきます。
4-2-5 産直マップの作成	◆市内農畜産物の認知度向上、地産地消の推進に向け市民が直接農業者から購入できる場所の集約・公表に取り組み、「産直マップ」の作成を行います。
4-2-6 学校給食等の利用拡大	◆学校給食への利用拡大を図ることで、地産地消を図っていきます。
4-2-7 旬の農畜産物直売	◆市役所での直売会の実施や他市区町村での直売会の実現を進めます。 これらを通じて、青梅産の農畜産物の魅力を発信し新規顧客獲得を支援します。

4-3　地場農畜産物の利用拡大

■施策が目指す姿

－地産地消が推進される農畜産物－

地場農畜産物の販売・利用が積極的に進められ、地産地消が推進されています。また、観光イベントや農業体験、直売所での販売などにより、市外からの消費者を引き込み地域経済が活性化しています。

■現状と課題

○地場農畜産物の消費を拡大することは、市内農業者の意欲を高め、持続的かつ安定的な農業経営の基盤を形成する上で不可欠です。地産地消に対する更なる取組が必要です。

○観光業や他の地域資源との連携を強化し、市内の様々な場所で地場農畜産物に触れる機会を創出することが求められています。地場農畜産物の利用拡大と地域農業の活性化を図ることが必要です。

○観光事業との連携を強化し、地場農畜産物や観光農園等の農業資源の有効利用を図り、市内外のイベントと連携した新たな農業振興が求められています。

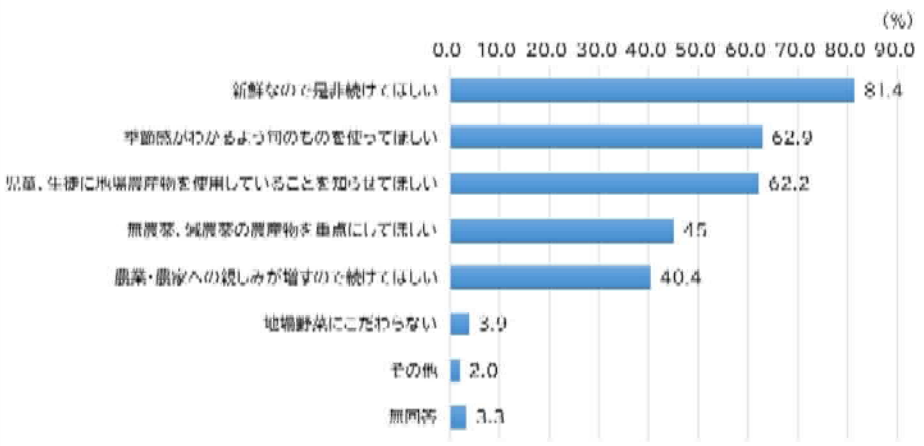


図 5-24 学校給食への地場農畜産物の使用について（複数回答可）
資料：令和6年度に実施した市民アンケート



杉並区役所直売会の様子

■取組

4-3-1 観光イベントとの連携による販売機会の拡大	◆ＪＡ西東京と市内観光イベントとの連携を検討し、地元食材を活用した料理提供を検討します。地元食材を使用してもらうことでブランド化につなげていきます。直売所や体験プログラムを通じ、地域農業の価値を発信し観光促進を図ります。 ◆農畜産物を活用した料理教室と農作業・収穫体験を組み合わせたプログラムを実施し、食育の推進と地域農業の価値向上を図ります。
4-3-2 公共利用の拡大（環境緑化・花苗）	◆関係課との連携により、公園や道路、公共施設等での花苗植栽を推進し、景観向上とＣＯ₂吸収促進を図り、地域活性化に貢献します。
4-3-3 地元飲食店の利用・スーパーマーケット等への販売拡大	◆地元飲食店で地場農畜産物を活用したメニューを開発し、地産地消のブランド化を推進します。補助金やＰＲ支援を通じて地域消費を拡大します。 ◆スーパーマーケット等、量販店業態の地場農畜産物のコーナーへの出品を検討する農業者に対し、販売機会の獲得に向けた支援の方策を検討していきます。



市役所の直売風景



給食センターでの調理風景

4-4　環境に配慮した農業の推進

■施策が目指す姿

－将来に継承される環境に配慮した農業－

市民の理解を得て、環境への負荷を減らしながら、効率的な生産管理を適切に行う持続可能な農業が営まれ、地域に必要とされ、地域に溶け込んでいます。

■現状と課題

○化学肥料や農薬を適切に使用して収穫量や品質の安定を図る、一般的な農業の栽培方法である慣行栽培*から、減農薬栽培などの環境に配慮した農業への移行は、「持続可能性」と「循環的な資源利用」を軸にした農業振興策の一つとして、重要な役割を果たしますが、初期投資と人件費の増加、初期の収量減少や病害虫管理の難しさといった技術的な課題、消費者の意識不足など様々な問題への対応が求められています。

○食の安全、品質向上に向けて、化学肥料等の使用量の削減割合に応じて認証が受けられる東京都エコ農産物認証制度や、環境への負荷を減らしながら効率的な生産管理を適切に行うために国際水準を満たした新たな新東京都ＧＡＰ認証制度などの普及に努めるとともに、農業者に対しては取組を促進していく必要があります。

○新東京都ＧＡＰ、東京都エコ農産物などについては、小売店や消費者へのＰＲを積極的に行い、認証農産物の取り扱いや購入を働きかける必要があります。

○デジタル技術も活用し、生産現場における技術指導のＤＸを推進するとともに、適切な情報提供や有機堆肥等への補助等を実施し、減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業について、引き続き推進していく必要があります。

○環境に配慮した農業の推進として、温室効果ガス排出の削減を目的にヒートポンプ導入や農業施設の省エネルギー化を進めるとともに、バイオマス発電の農業利用など、多面的な検討が求められています。

○近年の猛暑や集中豪雨などの気象リスクは、農業にとって深刻な課題となっています。これらの環境条件に適応できる農畜産物の生産は、農業の持続可能性を維持する上でも大変重要です。耐候性品種やＡＩ、ＩｏＴ*技術を活用したスマート農業の導入はもとより、新しい技術を活用できる人材の育成について長期的に取り組んでいく必要があります。

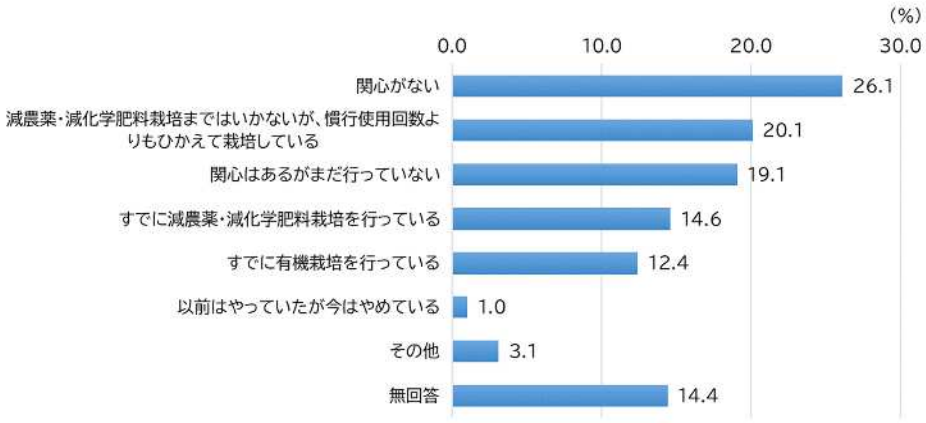


図 5-25 有機栽培等への関心について(複数回答可)
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

■取組

4-4-1 東京都エコ農産物認証制度の普及・推進	◆東京都エコ農産物の制度周知で、環境に配慮をした農産物の市民理解を促進します。
4-4-2 新東京都ＧＡＰの推進	◆新東京都ＧＡＰ認証の普及を促進するため、プログラムに関する情報提供を行い、安全で持続可能な農業を推進します。
4-4-3 有機性資源の地域循環の支援	◆地域農家の連携を強化し、廃棄資源を活かし、環境負荷軽減による持続可能な農業を推進します。 ◆農業現場での有機性堆肥の活用を補助します。また、堆肥化にかかる、機器導入支援などを検討します。これらを通じ、農業振興団体の持続可能な農業への転換を強力に支援します。
4-4-4 様々な環境に対応した農業の推進	◆気候変動に対応した、品種の導入に向け、普及センターなど関係機関との連携により、新たな品種の情報提供を積極的に行います。近年進展している、ＩｏＴセンサーやＡＩ解析を活用した栽培管理など、新技術の導入支援を行います。 ◆異常気象対策として気候変動に対応した、遮熱対策資材導入費用の補助制度を検討します。高温障害を軽減する技術普及を促進し、生産の安定化と品質向上を支援します。
4-4-5 農地・自然との共生	◆地域の自然や農業環境を学ぶ学校教育の場として農地を活用し、農地・農業の重要性の理解促進を図ります。 ◆持続可能な農業の実現のため、地元の農家と連携し、自然資源の活用や環境保全の重要性を地域へ伝えます。 ◆農地周辺の清掃活動の支援を通じ、生物多様性の維持と景観美化を促進します。

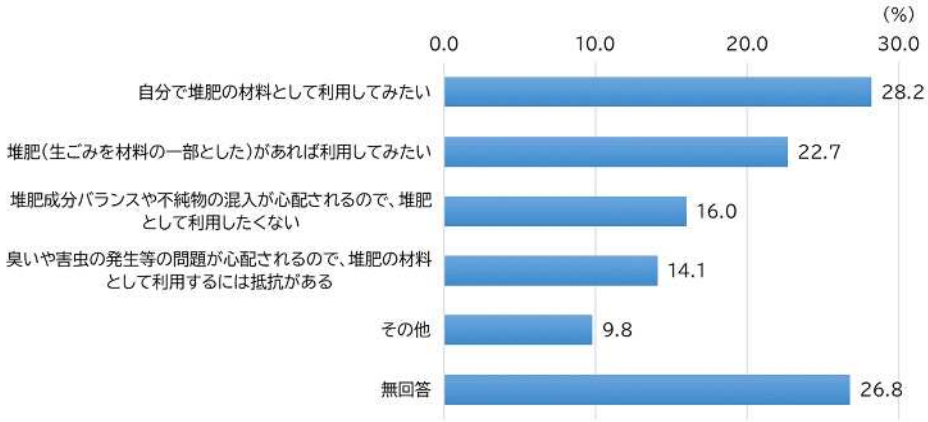


図 5-26 有機性資源の循環利用の意向について(複数回答可)
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

5　青梅の特色を活かした農業の推進

10年後に目指す姿

〇低地、台地、山間地といった地形や大都市近郊という立地を生かし、様々な農畜産物が生産されています。
〇住宅と農地が隣接する市街地や、農業振興地域等の農地が有効に活用されています。
〇市民一人ひとりが、地域の農業や農地の多面的機能を理解し、その恩恵を受けて暮らしています。

【個別施策】

5-1　特色を強みとした農業の推進

5-2　市街地の農地活用

5-3　農業振興地域等の農地活用

5-4　食育の推進

5-5　農地の多面的機能の活用

5-1　特色を強みとした農業の推進

■施策が目指す姿

－特色を強みとした農業経営の基盤強化－

多品目少量生産を活かし、希少性や地域性のある農畜産物の高付加価値化が図られ、大消費地に近いという地理的特徴を最大限に活かし、都市圏消費者と直接繋がる販売チャネルや鮮度を保ちながら早期に消費地に届ける出荷体制が整っています。

■現状と課題

○本市の東部地域は、扇状地に広がる市街地を中心とする地域であり、露地野菜を中心にブルーベリーなどの果樹や茶が栽培されております。また、農業振興地域も指定されており、水稲や露地野菜、畜産業が営まれています。

○西部地域は、山地を主体とする地域であり、多摩川沿いに市街地が分布しており、ウメや柚子などの果樹のほか、露地野菜が栽培されています。

○北部地域は、丘陵を主体とする地域であり、多くの新規就農者が露地野菜などを栽培しており、養豚や鶏卵などの、畜産業も営まれています。

○大消費地である都心が近いため、希少価値を高める取組を通じて、高価格帯を維持した農畜産物を販売する農業者や、インターネット通販を活用し、販路拡大を図っている農業者もいます。

○多様な地形が存在し、地域の特性に合わせた多品目少量生産が行われ、また、大消費地に近く、インターチェンジがあるという立地条件を活かし、地域全体での物流の共同化や、収穫などの体験型農業ツーリズムによる地場農畜産物の認知度向上などによる農業振興が必要とされています。

○市外の市場へのアプローチと共に、直売施設の充実や、地元の飲食店や学校給食への農畜産物を提供し、「地産地消」の推進と地域の活性化が課題です。



図 5-27 農産物を買うときに気にすること(複数回答可)
資料:令和6年度に実施した市民アンケート



農業祭の様子

■取組

5-1-1 地域、生産者毎の多品目少量生産への支援	◆地域の農業特性や市場ニーズを分析し、新品種や特産品の導入に向けた研究開発、栽培技術の支援、販売促進策を行い、多品目少量生産を支援します。 ◆認定農業者に対し、安定的な経営基盤構築に向けた、関係機関が実施する研修プログラムの情報活用を促し、地域での持続可能な農業の実現を促進します。 ◆地域資源にもとづく多品目栽培を推進し、学校給食や地域食品市場での活用を促進することで、地産地消と地域活性化を図ります。
5-1-2 各農業者の高付加価値への取組に対する支援	◆農畜産物の高付加価値化を進めるため、加工品生産に対する補助支援や体験型販売に取り組む農家についての情報発信を支援するなど、地域経済を活性化します。
5-1-3 各生産団体に対する支援	◆市内の主たる生産組合の特産品であるきのこ、露地野菜、花き、柿、茶、畜産物などについて加工品開発・販路拡大支援を行い地域の農業振興とブランド価値向上を図ります。



多品目少量生産をしている市内農地の様子



市内農地の様子

5-2 市街地の農地活用

■施策が目指す姿

－住居と隣接した、良好な生活環境の形成に寄与する農地－

新鮮な農畜産物の供給や災害時の避難場所としての活用に加えて、市民農園として農業に触れる機会の提供など、市民自らができる行動を通じて、身近な農地や農業に対する理解や関心が深められています。

■現状と課題

○市街地の中で営まれる農業には、土埃や農薬の飛散、雑草の繁茂といった、近隣住民にとって歓迎されない一面もあることから、持続可能な農業の実現には、農業者と市民の理解と協力が不可欠です。

○市街化区域内の農地は、面積が小さいことから、大規模な農業展開が難しいことも多く、住宅と隣接している農地での農業継続の困難さや、住宅地などの他用途の需要が高く、転用や売却などにより農地が縮小する傾向があります。

○その半面、生産緑地などの一部農地では、市民農園や農畜産物の直売所として活用され、地域に貴重な食や緑の供給源となっています。

○農業・農地が存在することで、市民にも、新鮮な農畜産物の供給に加えて、レジャー、災害時の避難場所など様々なメリットが還元されています。市民が、将来にわたってその恵みを享受するためには、市民自ら地元農畜産物の購入や市民農園の利用など、自らができる行動を通じて、農業や身近な農地に対する理解と関心を深めることが求められています。

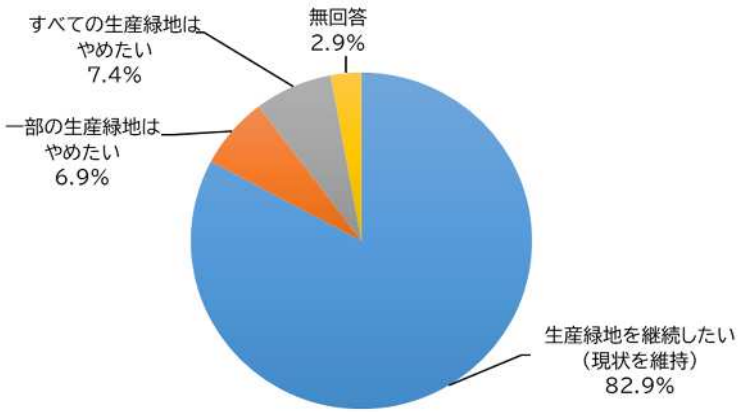


図 5-28 生産緑地の意向について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート

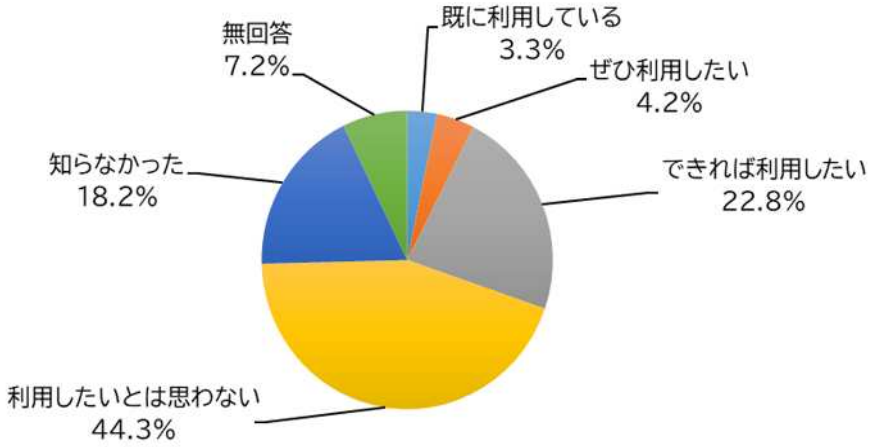


図 5-29 市民農園の利用について
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

■取組

5-2-1 生産緑地の保全	◆生産緑地の長期貸借を促す補助事業について、情報提供を強化し、生産緑地の保全を進めます。 ◆生産緑地の遊休化を防ぎ、より活力ある担い手に集積を進める中で、都市農地の保全と継承を地域全体として図り、持続可能な都市農業につなげていきます。
5-2-2 市民のレクリエーション活用	◆都市農地の市民農園への活用や体験農園の開設に対する、支援を通じ市民のレクリエーションの場としての都市農地の保全に取り組みます。 ◆生産緑地内に直売所の設置など、新たな取組を検討している土地所有者に対し、関係部署と連携した情報提供を行うなど、取組を通じ、市民の交流促進や地域活性化、都市農業の魅力向上につなげます。
5-2-3 農ある景観の保全	◆農地を「都市にあるべきもの」として保全していく中で、農地の有する防災・減災機能、雨水の貯留などの活用のため、ＪＡ西東京をはじめとした関係機関と協力して協議を進めていきます。 ◆一団となった農地はその多面的機能の重要性から、観光資源化や環境教育の視点を持ち、持続可能な農業の推進と保全・活用を進めていきます。
5-2-4 生産緑地の貸借支援	◆本市農業を牽引する中核的な担い手である認定農業者などに対し、生産緑地の保全・活用を農業委員会と連携して促進します。

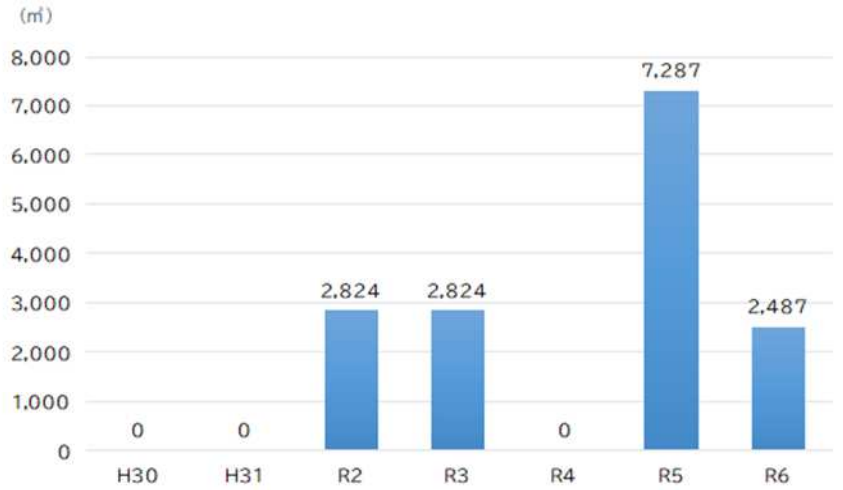


図 5-30 都市農地貸借円滑化法*による貸借面積の推移

5-3　農業振興地域等の農地活用

■施策が目指す姿

－総合的・重点的に農業振興が図られた農地－

大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者、農業への参入を希望する法人に対する貸借が促進され、農地の利活用が進んでいます。

■現状と課題

○本市では、農業振興地域の整備に関する法律にもとづき、農業振興地域が指定されています。本地域は、総合的・重点的に農業の振興を図る地域であり、担い手不足や野生鳥獣による農畜産物の被害防除など、地域の実情にあわせて様々な施策を講じ、農業経営に対する支援を強化する必要があります。

○遊休農地が増加している地域も見受けられるため、農地の利活用を進めるとともに、大規模な農地利用や長期的・安定的な農地の貸借を希望する農業者や、農業への参入を希望する法人に対するマッチングを行い、貸借をさらに促進していく必要があります。

○農業振興地域には、比較的まとまった農地が残存し、本市の農業生産の基盤を形成しており、農地の機能（食料生産、景観、環境保全、防災など）を維持していくうえでも農業振興地域内の農地は重要です。このため、農用地の適正管理と有効活用を図るとともに、農業が地域の誇り・営みとして持続可能な仕組みづくりを進めていく必要があります。

○地域の話し合いをもとに農業の将来像を定めた、農業経営基盤強化促進法にもとづく地域計画の取組を継続的に進めていく必要があります。

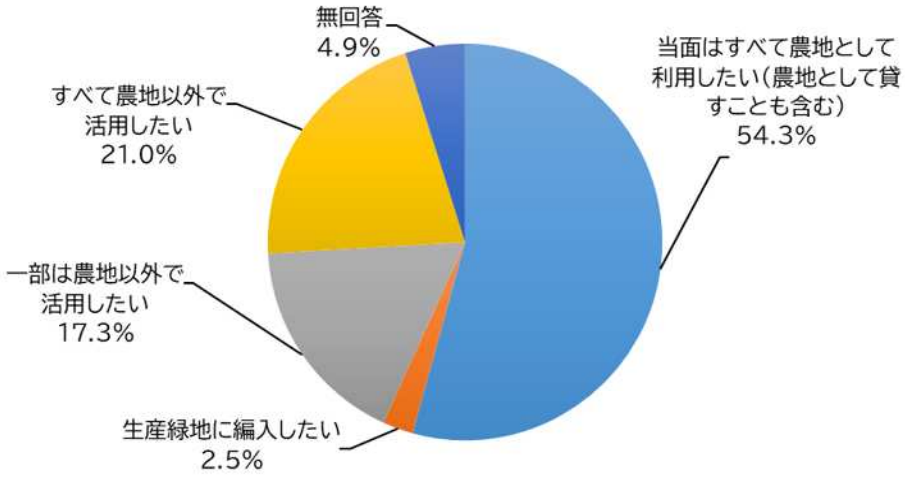


図 5-31 生産緑地以外の農地の利用意向について
資料：令和6年度に実施した農家アンケート



農作業のある風景

■取組

5-3-1 遊休農地の解消	◆遊休農地解消のため、農業委員会と一体となった農地パトロールによる現地調査とその後の所有者への利用意向の確認調査を実施します。その後、担い手への集積に向けた地域計画の更新を実施し、遊休農地の防止につなげます。
5-3-2 農地流動化対策の推進	◆農地流動化制度普及のため、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集約を推進し効率的な運営を支援します。 ◆農地中間管理機構の活用を促進し、農地中間管理制度の普及・活用を図ります。担い手への農地集約を支援し、優良農地の保全・活用、流動化を促進します。
5-3-3 多様な農園の整備（農家開設型）	◆農家開設型市民農園の整備を推進し、都市住民と農家の交流を促進します。 ◆農業体験農園を整備し、都市住民に農業を体感する機会を提供します。 ◆援農ボランティアの活用に関する情報発信や農業に触れる場の提供をします。
5-3-4 地域計画の推進	◆各地区で地域計画を策定し、定期的な更新を実施します。利用意向が不明な農地については、継続的な利用意向の確認の上、担い手への集積を図ります。生産性向上や持続可能性の向上を実現します。 ◆農業の新たな担い手の確保のため、情報発信と集約を行い、地域での協議の場の開催で担い手に対する集積の合意形成の支援を行います。
5-3-5 担い手の育成と確保	◆親元就農支援の拡充と、農業と他分野の兼業を促進する半農半Xモデルを支援し、多様性を生かした地域内の農業担い手育成を推進します。 ◆農業体験や援農ボランティアの受け入れ体制を整備し、都市部住民や若者が農業に触れられる機会を提供し、担い手の発掘と地域活性化を目指します。



←貸借前の農地の様子



貸借後の農地の様子→

5-4 食育の推進

■施策が目指す姿

－生きるうえでの基本である食育－

多くの市民が、食べることや体験することなどの様々な経験を通じ、「食」に関する「知識」と「選択する力」を習得して、生涯にわたって健康に暮らしています。

■現状と課題

○食育とは「食」を通じて健康や豊かな生活を実現するための教育活動です。食育の推進をもって、市内農業生産への理解を深め、地域農業の活性化につなげていく必要があります。

○食育を進める中で、食品ロスや輸送によるCO_2排出などの環境問題や、環境への負荷を低減し、持続可能な農業への理解を促進する必要があります。「地産地消」をテーマとし、地域の農業が支える「安全で安心な食」の重要性を伝えていく必要があります。

○多忙な生活や食事の外食・加工食品の増加などにより、食への関心が薄れ、農業の現場に触れる機会が少ないことから、地域で行われている農業への関心が低いことが課題となっています。地域における、都市農地の持つ重要性を伝え、日常を支える食の在り方と地域農業の密接なつながりに対する周知が求められています。

○食育を効果的に進めるため、「生きた教材」といわれる学校給食において、地場産農畜産物が一層活用されるよう、取り組んでいく必要があり、子どもを対象とした食育には、農業体験などの農業に触れ、農業に関心を持ち、農の大切さを学べるような取組が求められています。

○小学校の児童や親子を対象としたほ場見学会などを通して、あらゆる世代と生産者との交流を促進し、食と農への関心・理解を高めていく必要があります。

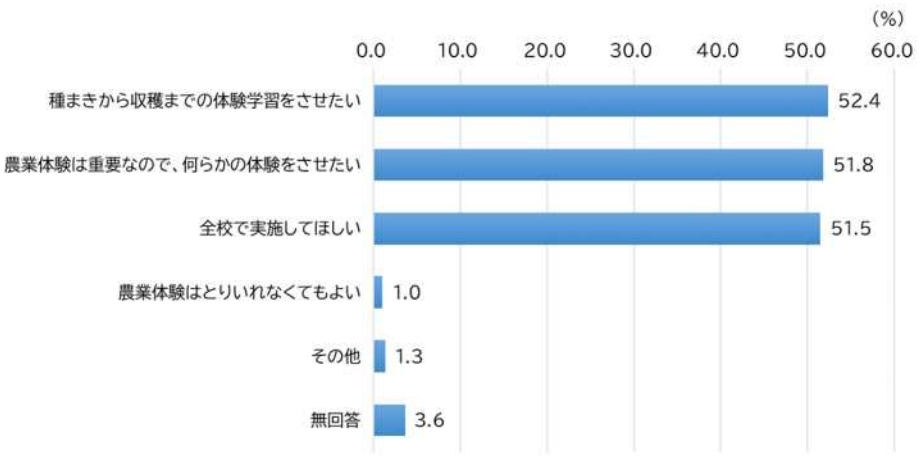


図 5-32 小学校の学校農園や農業体験について（複数回答可）
資料：令和6年度に実施した市民アンケート

■取組

5-4-1 学校給食における食文化の継承	◆地場農畜産物を学校給食に積極的に活用する仕組みを推進します。地産地消や食育の促進による地域経済活性化、および農業支援を図ります。 ◆学校給食で地場野菜を活用中で、児童の地域の食文化や農業に対する理解を深めることに加え、生産者とのコミュニケーションをとる機会として位置付けます。 ◆地元農家、ＪＡ西東京、給食センターとの連携を強化し、生産量の増加から集荷、納品、給食への採用と有機的なつながりを構築し、学校給食における地場農畜産物の使用率の向上を図っていきます。
5-4-2 小学校等での農業体験機会の提供（田植え・芋掘り等）	◆地元農家と連携し、作物栽培体験や農家見学など生産現場の理解を深める取組を検討します。子供から大人まで実際に農業に触れ合う機会を創出し、農業に対する、関心や理解の醸成を促します。 ◆小学校高学年などを対象に、教育機関と地元農家、ＪＡ西東京などと協働を図り、食の生産過程を学ぶ機会の提供を検討します。これらを通じ、次世代の農業人材を育成します。 ◆幼児・低学年向けに収穫体験を推進します。幼少期から自然と触れ合う機会を提供　することで、食の持つ重要性とともに農業への興味を育み、次世代の行動変容に食文化の継承につなげていきます。
5-4-3 伝統料理の継承	◆地場農畜産物を活用した伝統料理の普及啓発を推進します。料理教室や地域イベントを開催し、地産地消と食文化継承、地域の農業振興を促進します。 ◆梅干し作りなどの地域交流イベントを実施し、伝統技術の継承や地域特産品の認知向上を図り、農業への理解促進と地域活性化を目指します。



←農業体験（田植え）の様子



農業体験（稲刈り）の様子→

5-5　農地の多面的機能の活用

■施策が目指す姿

－食料生産以外の公益的な機能を有する農地－

洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育み、また、豊かな自然景観を形成するといった農地の恵みが、市民とともに支えられています。

■現状と課題

○農地は単に食料生産だけでなく、環境保全、防災機能、景観形成、さらには地域の文化やコミュニティの維持にも寄与していますが、その多面的機能を十分に活用するためには、地域住民の理解や自治体、農業者が協力する体制が必要です。

○市街地の中で営まれる農業には、土埃や農薬の飛散など、近隣住民にとって歓迎されない一面もあることから、持続可能な農業の実現には、市民の理解と協力が不可欠です。

○農業・農地が存在することで、市民にも、新鮮な農畜産物の供給に加えてレジャー、時の避難場所など様々なメリットが還元されています。将来にわたってその恵みを享受するためには、自らが地場農畜産物の購入や市民農園を利用するなどの行動を通じて、農業や身近な農地に対する理解と関心を深めることが求められています。

○都市化に伴う農地の減少や、高齢化・担い手不足による遊休農地の増加など、農地が本来の機能を発揮できなくなってきているため、貸借の推進や農業体験の場として提供するなどの取組を行い、農地の適正な管理、保全をしていく必要があります。

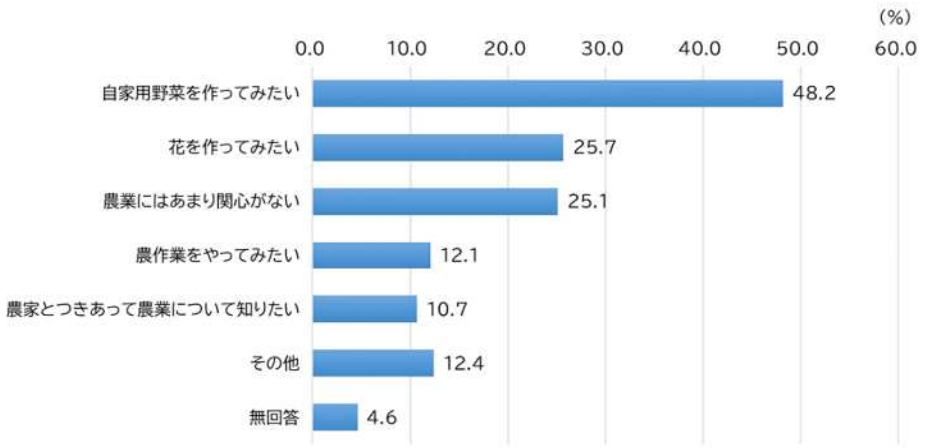


図 5-33 余暇時間の活用などで農業と関わること(複数回答可)
資料:令和6年度に実施した市民アンケート

No.	農園名
①	河辺町６丁目小山農園
②	河辺町７丁目農園
③	河辺町久保農園
④	河辺町島田第２農園
⑤	今寺中原農園
⑥	新町志村農園
⑦	新町吉野農園
⑧	若草農園
⑨	新町１丁目農園
⑩	今井藤原農園
⑪	野上町山崎農園
⑫	駒木町農園
⑬	黒沢２丁目農園
⑭	星野農園
⑮	新田山農園

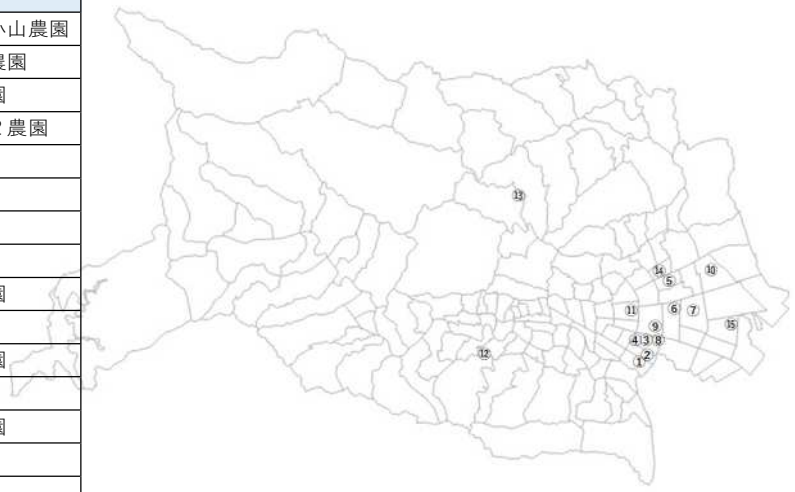


図 5-34 市内の市民農園マップ

■取組

5-5-1 防災機能の活用	◆農地を洪水・地震時の避難エリアとし、ＪＡ西東京との災害協定を元に、減災機能を強化していきます。 ◆農地の役割を理解し共助を促進する仕組みを構築する上で、農地の防災機能を住民に周知する必要があります。関係部門と連携をより緊密にし、防災教育や地域ワークショップの開催を検討します。 ◆災害時の地域防災機能強化を目的に、防災兼用農業用井戸など多面的な農地および農業用施設の活用を検討していきます。
5-5-2 農ある景観の保全	◆農地を「都市にあるべきもの」として保全していく中で、農地の有する防災・減災機能、雨水の貯留などの活用のため、ＪＡ西東京をはじめとした関係機関と協力して協議を進めていきます。 ◆農振農用地の貸借の促進と意欲ある担い手への集積化を通じて、水田景観の保全を進めます。一団となった農地はその多面的機能の重要性から、観光資源化や環境教育の視点を持ち、持続可能な農業の推進と保全・活用を進めていきます。
5-5-3 市民のレクリエーション活用	◆都市農地の市民農園への活用や体験農園の開設に対する、支援を通じ市民のレクリエーションの場としての都市農地の保全に取り組みます。 ◆生産緑地内に直売所の設置など、新たな取組を検討している土地所有者に対し、関係部署と連携した情報提供を行うなど、取組を通じ、市民の交流促進や地域活性化、都市農業の魅力向上につなげます。
5-5-4 農福連携の促進	◆障がい者等の働く場づくり、活躍の場づくりの促進に向けて、関係機関や関係部署との連携を緊密にしていきます。 ◆取組の意義や効果の周知によって、農業人材としての活躍の土壌を作ります。
5-5-5 多様な農業体験の場づくり	◆幼児・低学年向け収穫体験プログラムを農家と連携して推進し、食育・農業理解を深めるとともに地域農業への関心と未来の担い手育成を促します。 ◆小学校高学年向けに栽培から収穫、加工までを体験するプログラムを導入し、農業の価値や食品生産の仕組みを学び地域農業の発展と若い担い手育成を目指します。 ◆地域住民や観光客向けに、種まき・収穫・加工体験などを含む農業講習会を定期開催し、農業の魅力を発信し担い手育成や地域活性化を促進します。

第６章　農業振興計画における目標

本計画では、将来像の実現に向けて指標と目標を次のように設定します。

（1）基本指標

本市の地域特性や経営規模を踏まえ、農業者の主体性や創意工夫を発揮し、魅力ある経営展開を行うことを推進するために、本計画に対応した基本的な指標を示します。

① 農家数

令和２(2020)年の総農家数は604戸であり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画にもとづく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年の農家数目標を概ね500戸と設定します。

表 6－1 農家数の推計

単位:戸

年度	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和２(2020)年	令和７(2025)年(推計)	令和17(2035)年(推計)
農家戸数	879	835	697	604	534	500

② 農地面積

令和２(2020)年の農地面積は440ｈａであり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画にもとづく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年の農地面積目標は400ｈａと設定します。

表 6－2 農地面積の推計

単位:ha

年度	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和２(2020)年	令和７(2025)年(推計)	令和17(2035)年(推計)
農地面積	533	485	472	440	413	400

（2）将来像実現のための目標

本計画の実現に向けて、施策方針ごとの目標を次のように設定します。

表 6－3 施策方針ごとの目標

施策方針	指　標	基　準(令和７年度)	目　標(令和17年度)
１ 多様な担い手の確保・育成	認定農業者数	４６経営体	６０経営体
	認定新規就農者数	２経営体／年	３経営体／年
２ 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進	６次産業化補助金の活用件数	０．６件／年	３件／年
３ 農地の保全・活用と農業生産力の向上	農地中間管理権を設定した貸借面積	１．２ha／年	２．３ha／年
４ 持続可能な農業生産と地産地消の推進	市役所直売等の開催数	２２回／年	２４回／年
５ 青梅の特色を活かした農業の推進	多様な市民農園の設置数	市民農園：１５園 農家開設：８園 体験農園：１園	市民農園：１５園 農家開設：８園 体験農園：２園

（3）その他の基本指標

① 農業所得目標

年間の目標については、中核的な農家は、本地域の農業をリードする経営体として、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間1,000万円とします。

また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、経営モデルに示す営農類型の組み合わせにより、300万円以上と設定します。

② 経営モデルの設定

本市の農業は、低地、台地、山間地といった多様な地形や自然環境、大都市近郊という立地を活かし、露地野菜を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。

農業振興にあたっては、このような地域特性や経営規模・形態などの違いを前提としつつ、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営を行うことが望まれています。

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を示します。（表6－5　育成すべき主要営農類型参照）

③ 農地の利用の集積に関する目標

1　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

表 6－4　効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
20.6%	

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

農家意向調査および東京農業振興プランを参考に、農家戸数および農地面積を設定した経営体モデルをもとに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地面積を算定すると75ｈａ（１経営体あたり平均1.1ｈａ耕作するとして、計75経営体、75経営体×1.1ｈａ＝82.5ｈａ）となり、令和17年度の農地面積400ｈａに対する割合は20.6%（82.5ｈａ／400ｈａ×100%）となる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、青梅市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者等担い手への農用地の集積化を加速する。

その際、青梅市は、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとの、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

④ 農業経営基盤強化の方向

青梅市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、青梅市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

表 6－5　育成すべき主要営農類型

番号	分類	営農類型	経営耕地 （施設面積） 作付面積 （a）	労働力 （人）	主な品目	農業所得 （万円）	主な施設・ 機械
1	野菜	施設野菜に特化した経営	50 （施設30） 130	2 ＋ 雇用１	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	1,000	ガラス温室、自動カーテン、暖房機、トラクター
2	野菜	多品目野菜による直売経営	80 （施設10） 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、スイートコーン等	600	パイプハウス、予冷庫、トラクター、播種機、動力噴霧器
3	水稲 ＋ 野菜	露地野菜および稲作を中心とした経営	150 （施設20） 220	2 ＋ 雇用１	キャベツ、コマツナ、米、ブロッコリー、ニンジン、トマト、ネギ等	600	パイプハウス、トラクター、コンバイン、田植え機
4	野菜	共同直売所を利用した経営	50 75	2	トマト、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ等	300	トラクター、動力噴霧器
5	茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 （施設0） 150	2	茶	700	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
6	果樹	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 （施設0） 60	2	ウメ、梅干し、ユズ、カキ	300	加工施設、直売施設
7	花き	契約花壇苗と直売野菜苗を中心とした苗物経営	70 （施設10） 110	2	花壇苗、野菜苗（タマネギ、ネギ、ジャガイモ、サトイモ等）	450	鉄骨温室、パイプハウス、播種機、砕土機
8	植木	緑化木を主とした植木・造園経営	200 （施設5） 200	3	ハナミズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテナ植木等	700	鉄骨温室、パイプハウス、バックホー
9	複合	観光農園と直売、レストラン等を組み合わせた複合経営	80 （施設0） 80	2 ＋ 雇用0.5	ブルーベリー、きのこ類等	1,000	加工施設、販売施設、食体験施設
10	畜産	高品質化やブランド畜産物の生産と有用資源の効率的な循環を目指した畜産経営	搾乳牛30頭	2	生乳	1,000	畜舎、ふん尿処理施設、トラクター、ショベルカー、、トラック
			飼育豚1,200頭／年 （出荷頭数）	2 ＋ 雇用１	肉豚	1,000	
			採卵成鶏25,000羽	3.5	鶏卵	2,000	
			烏骨鶏200羽	1	烏骨鶏卵	150	

（4）計画推進に向けた各主体の役割と推進体制

本計画の将来像を実現するためには、農業者をはじめ農業関係団体、市民、そして行政が相互に連携し、それぞれの役割を適切に果たしつつ、主体的に取り組むことが不可欠です。

この計画は、農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合って実現を図るものであるため、計画の実現に向けた各主体に期待される役割を以下に示します。

① 農業者・農業関係団体

農業者および農業関係団体は、食料の安定供給や地域社会の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

- 安全・安心な農畜産物の安定供給に努めること。
- 農業の担い手として、農地および農業環境の適切な管理者となり、計画を主体的に進行すること。
- 環境保全型農業を推進し、農業・農村が持つ多面的機能の更なる発揮に努めること。
- 地域づくりの主体であることを認識し、地域住民や都市住民に愛される農業の環境づくりに取り組むこと。
- 農業関係団体は、農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たすこと。

② ＪＡ西東京

流通と経営ノウハウの提供を通じて農業振興を支えることが期待されます。

- 安全・安心な食品を消費者に供給すること。
- 地場農畜産物の活用および流通拡大を図ること。
- 地域の構成員として、地場農畜産物の消費拡大などにより農業者と市民を結ぶ役割を果たすこと。

③ 市民・市民団体

市民は、農業への理解を深めるとともに、地場農畜産物の消費や体験を通じて積極的に農業振興に協力することが期待されます。

- 食料や農業が市民生活に果たす役割の重要性について理解と関心を深めること。
- 地場農畜産物の購入や農業体験などへの参加を通じて、農業者や市外の都市住民とのつながりを強めること。
- 安全な食生活、地域環境の担い手として計画推進に関わること。
- 農業の理解者として農業者との連携、支援に努めること。

④ 行政（市、国・都）

行政は、計画の実現に向けた総合的な推進役として、現状を的確に把握し、必要な施策を効果的に実施することが期待されます。

- 本計画で掲げられた将来像の実現に努めること。
- 農業者や市民のニーズ、現状と課題を的確に把握すること。
- その時の状況に応じた適切な農業施策を実施すること。（計画に基づいた実施を含む）
- 本計画に関する情報提供および進行管理を行うこと。

⑤ 農業委員会

農業委員会は、地域の農業者の代弁者として、農地の適正管理と利用促進、担い手の確保・育成を通じて農業振興を推進することが期待されます。

- 遊休農地の発生を防ぎ、効率的な農地利用を促進すること。
- 農業者が安心して活動できる環境を整えること。
- 農地法など関連法令や政策を適正に運用すること。

⑥ 施策ごとの主たる実施主体

本市農業の振興のため掲げた５つの施策について、施策ごとの主たる実施主体を示します。

表 6－6　個別施策ごとの主たる実施主体

①多様な担い手の確保･育成

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
認定農業者への支援		○		○	○	○
農業後継者･女性農業者への支援		○		○	○	○
新規就農者の確保･定着支援				○	○	○
農業法人の参入支援と民間企業との協業等の推進	○	○		○	○	○
新たな担い手の確保･育成	○	○	○	○	○	○

②競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
ブランド化等による付加価値向上	○	○		○	○	
ICTを活用した高付加価値化･販路拡大	○			○	○	
6次産業化支援による高付加価値化	○			○		
農業経営体の育成	○	○		○	○	○

③農地の保全･活用と農業生産力の向上

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
優良農地の保全・活用	○			○		○
営農環境の整備・保全	○	○		○	○	○
機械導入や新技術等による生産性の向上		○		○	○	
農業委員会・JAと連携した農地保全		○		○		○

④持続可能な農業生産と地産地消の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
農畜産物の安全・安心の確保	○			○	○	
農畜産物の地産地消の推進		○		○	○	
地場農畜産物の利用拡大	○	○		○	○	
環境に配慮した農業の推進	○	○		○	○	○

⑤特色を活かした農業の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
特色を強みとした農業の推進	○	○	○			
市街地の農地活用	○			○	○	○
農業振興地域等の農地活用	○	○		○		○
食育の推進			○	○	○	
農地の多面的機能の活用	○		○	○		○

○…主たる実施者としての役割

（５）計画の進行管理とＰＤＣＡサイクル

本計画の進行管理については、青梅市農業振興対策審議会において定期的に審議し、その実効性を確保します。

① 取組状況の把握・評価

毎年、基本方針ごとに設定された目標指標（ＫＰＩ）の現況値や目標達成状況を把握・評価します。

- 指標の点検・評価：計画の推進状況を評価する物差しとして、農業者、市民、行政の各主体が共有できる目標指標（例：認定農業者数、認定新規就農者数、市役所直売等の開催数など）に基づき、年度ごとに進捗を把握します。
- 詳細な進捗管理：計画に掲げられた個々の施策や事業の詳細な取組状況については、毎年、進捗状況を把握・評価します。
- 意見反映の仕組み：計画の推進にあたり、農業者や市民が進捗状況を容易に把握できるよう情報提供を継続的に行います。また、農業者や市民の意見を継続的に聴取し、計画に反映させるための仕組みを構築します。

② 具体的な施策（事業）の検討と計画への反映

第７次青梅市総合長期計画や地域計画、および前年度の取組状況の点検・評価を定期的に踏まえ、以下の対応を実施します。

- 事業の再検討と重点化：　情勢の変化や評価の結果に基づき、具体的な取組（事業）を踏まえ、喫緊の課題として指摘された事項については、短期的な対策も含めて検討し、計画の推進を図ります。
- 計画の見直し：施策の評価の結果、当初の計画との乖離が生じる、または社会経済情勢に大きな変化が生じたと判断される場合、必要に応じて計画を見直します。

本計画の進行にあたっては、各主体間の有機的な連携が大切です。
各主体のつながりを以下に定めます。

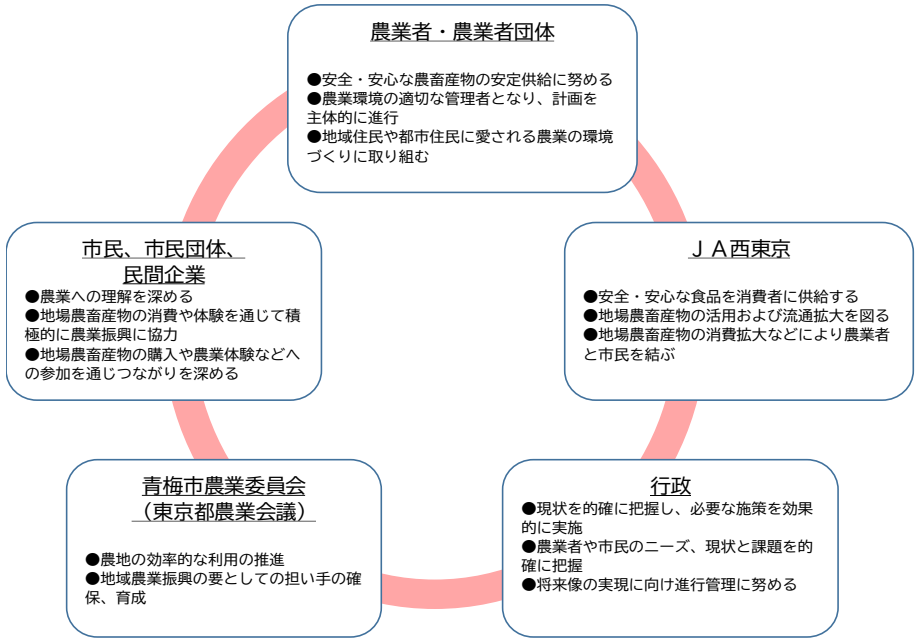


図 ６－１ 各主体のつながり

本計画の進行管理にあたっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、ＰＬＡＮ（計画）、ＤＯ（実行）、ＣＨＥＣＫ（評価）、ＡＣＴＩＯＮ（改善）のサイクルで進行管理を行います。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、関係法令等の改正や上位計画の見直しに合わせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

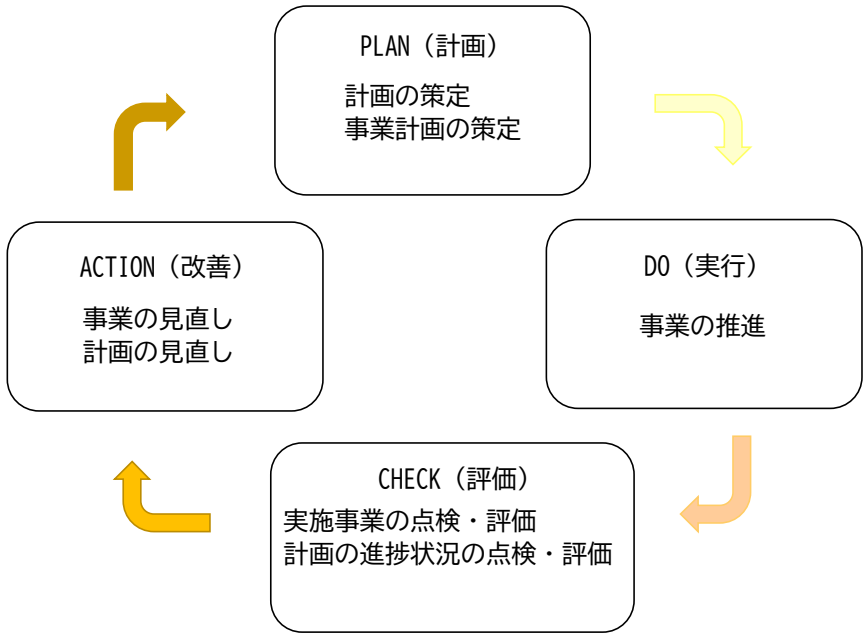


図6－2　管理見直し体制

未来の農作業はスマホで！？
「スマート農業」の幕開け

「農業＝重労働」というイメージを持っていませんか？今、青梅の農業はデジタル技術で大きく変わろうとしています。

ICT（情報通信技術）や AI を活用した「スマート農業」は、この 10 年間の計画の中でも特に注目されている視点です。例えば、スマートフォン一つで畑の水やりを遠隔操作したり、ドローンを使って肥料をまいたり、AI が収穫のベストタイミングを教えてくれたりします。

こうした技術の導入は、重い荷物を運ぶ負担を減らすだけでなく、経験の浅い若者が農業を始める助けにもなります。この章で掲げた目標を達成し、青梅を「稼げて、かっこいい農業」ができるまちにするために、最新技術という「プロの相棒」が活躍し始めています。

資料編

（1）農家アンケート

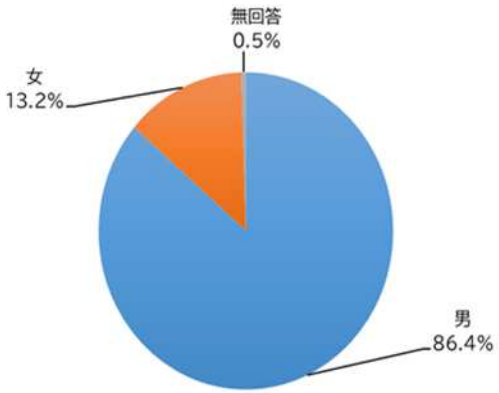
① 実施概要

農家の皆様の農業経営状況等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対 象 者	：	青梅市全農家戸（952 戸）
調査期間	：	令和7年1月22日～令和7年2月14日
回答状況	：	回答数 418 部
		回収率 43.9%

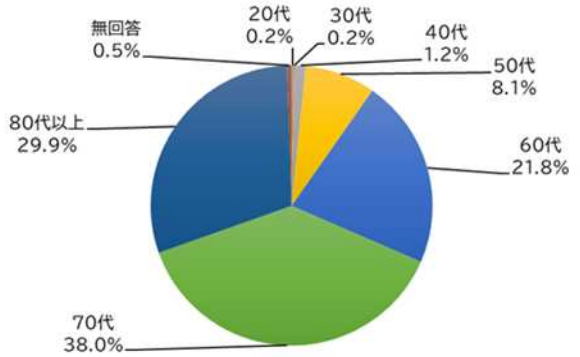
② 結果概要

【問1】 あなたの性別はどちらですか。１つ選んでください。



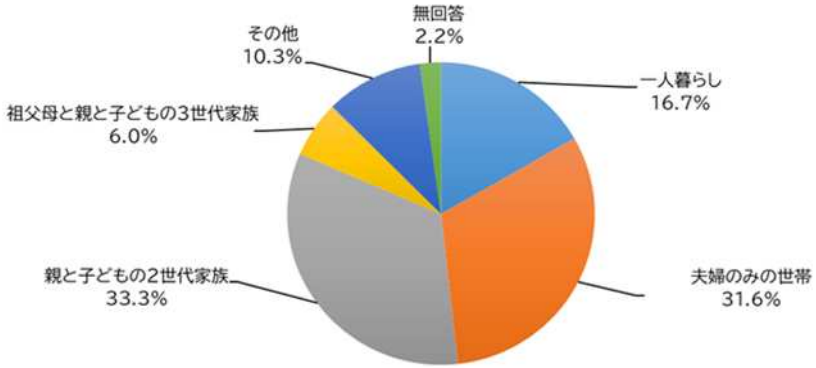
本アンケートの回答者の性別割合は男性 86.4%、女性 13.2%となっています。

【問2】 あなたは何歳ですか。１つ選んでください。



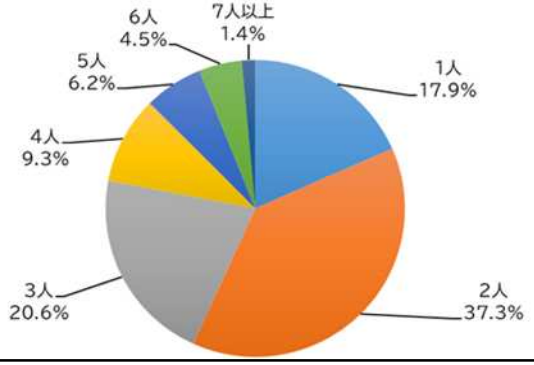
年齢階層別では、「70 代」が最も多く 38.0%であり、次いで「80 代以上」が 29.9%、「60 代」が 21.8%となっており、「20 代」と「30 代」はともに 0.2%です。

【問3】 あなたを含めて同居（同一敷地内を含む）している家族構成はどれですか。１つ選んでください。



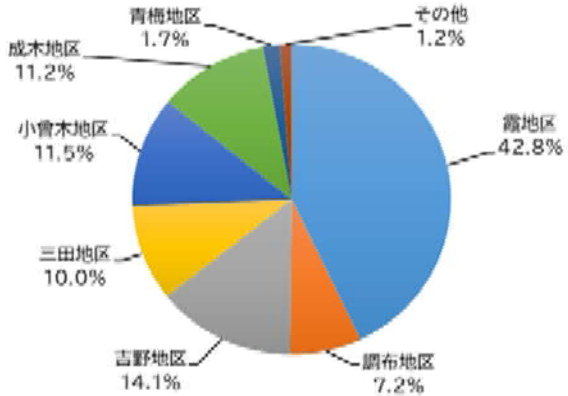
家族構成は、「親と子どもの2世帯家族」が 33.3%と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」が 31.6%、「一人暮らし」が 16.7%となっています。

【問4】 あなたを含めて同居している家族の人数を１つ選んでください。



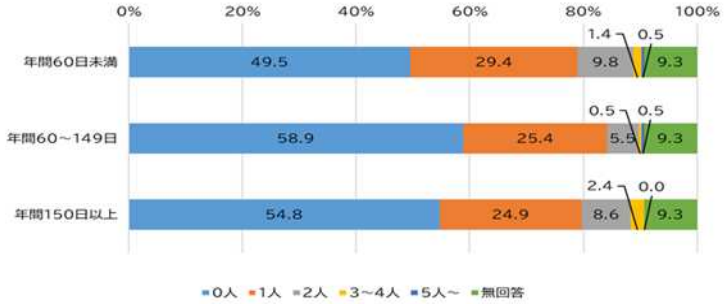
同居する家族の人数は、2人が 37.3%で最も多く、次いで「3人」が 20.6%、「1人」が 17.9%となっています。

【問5】 あなたのお住まいを以下から１つ選んでください。



お住まいの地区は、「霞地区」が 42.8%で最も多く、「吉野地区」が 14.1%、「小曾木地区」が 11.5%、「成木地区」が 11.2%、「三田地区」が 10.0%となっています。

【問6】 あなたも含めて家族の中で、年間60日未満、年間60～149日、150日以上農業に従事している方の人数を記入してください。



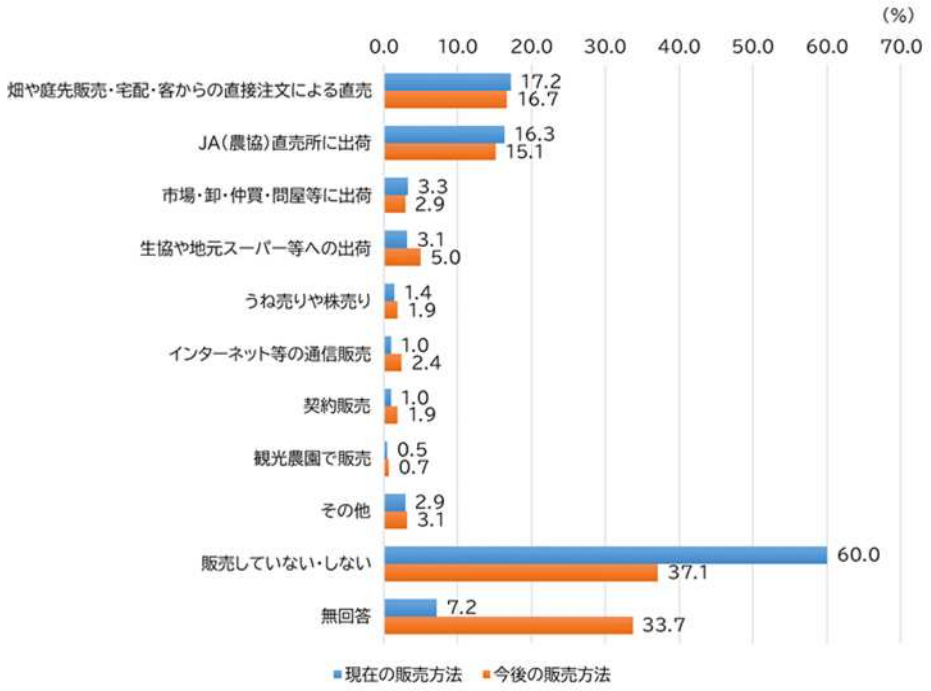
年間の農業に従事している日数と人数については、「60～149 日」が 316 人であり、次いで「60 日未満」が 259 人、「150 日以上」が 206 人となっています。

【問7】 あなたが生産している農畜産物について、該当するものを３つまで選んでください。



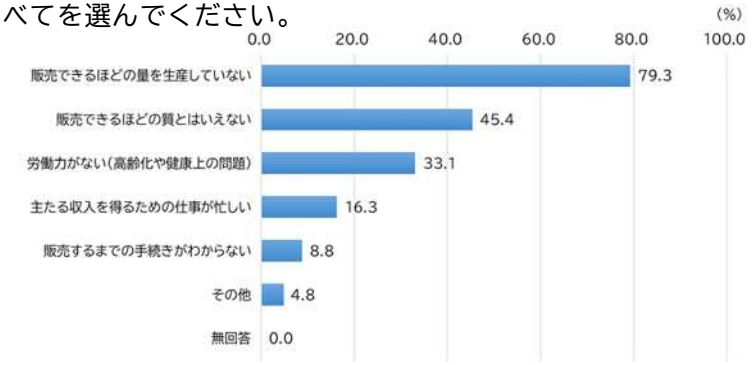
農家が生産している農畜産物については、「露地野菜」が 71.3%と最も多く、次いで、「いも類」が 54.3%、「果樹(かき、ぶどう、キウイフルーツ、なし、ユズなど)」が 24.4%であり、多くの農家が露地野菜やいも類を栽培しています。

【問8】 現在、農畜産物の販売はどのような方法で行っていますか。また、今後どのような方法に力を入れたいですか。あてはまるものすべてを選んでください。



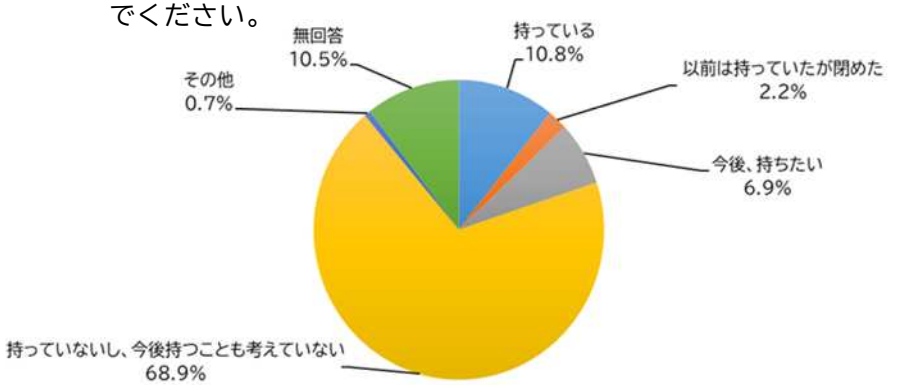
農畜産物の現在の販売方法については、「販売をしていない・しない」が60.0%となっています。
販売は、「畑や庭先販売・宅配・客からの直接注文による直売」が 17.2%、「JA(農協)直売所」が 16.3%となっています。
今後については、「畑や庭先販売・宅配・客からの直接注文による直売」が16.7%、「JA(農協)直売所」が 15.1%となっています。

【問9】 問8【現在】で、「10. 販売していない・しない」とお答えされた方におたずねします。どのような理由ですか。あてはまるものすべてを選んでください。



生産した農畜産物を販売していない理由としては、「販売できるほどの量を生産していない」が 79.3%、次いで、「販売できるほどの質と言えない」が45.4%となっています。

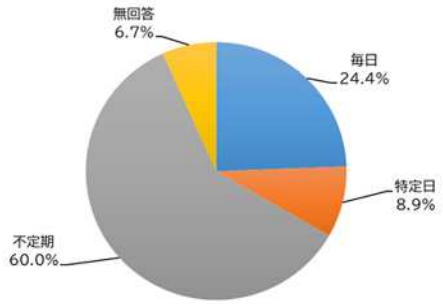
【問10】 あなたは直売所（個人または共同）を持っていますか。１つ選んでください。



直売所の有無については、「持っていないし、今後持つことも考えていない」が 68.9%、「持っている」が 10.8%となっています。また、「今後、持ちたい」が 6.9%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどういう経営形態ですか。それぞれの項目について、１つ選んでください。

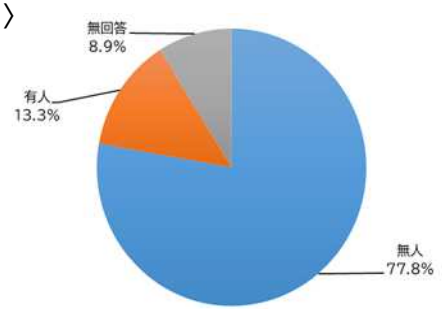
〈開店日について〉



直売所を持っている回答者(45 人)の直売所開店日については、「不定期」が 60.0%で最も多く、次いで、「毎日」が 24.4%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどういう経営形態ですか。それぞれの項目について、１つ選んでください。

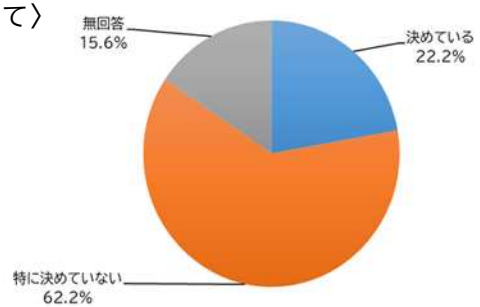
〈直売所の売手について〉



直売所の売手は、「無人」が 77.8%、「有人」が 13.3%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどういう経営形態ですか。それぞれの項目について、１つ選んでください。

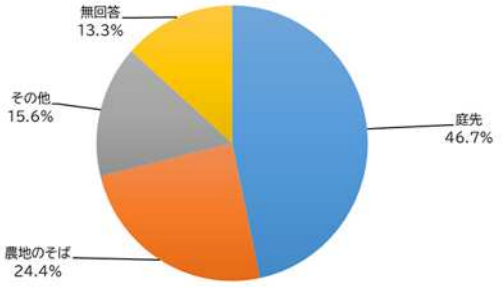
〈開店時間について〉



直売所の開店(営業)時間については、「特に決めていない」が 62.2%であり、「決めている」が 22.2%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどういう経営形態ですか。それぞれの項目について、１つ選んでください。

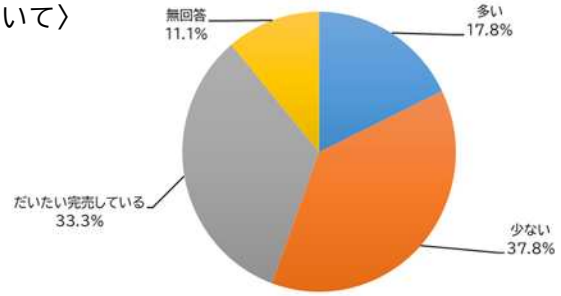
〈場所について〉



直売所の場所は、「庭先」が 46.7%、「農地のそば」が 24.4%、「その他」が 15.6%となっています。

【問11】問10で「直売所を持っている」と答えた方にお聞きします。あなたの家の直売はどういう経営形態ですか。それぞれの項目について、１つ選んでください。

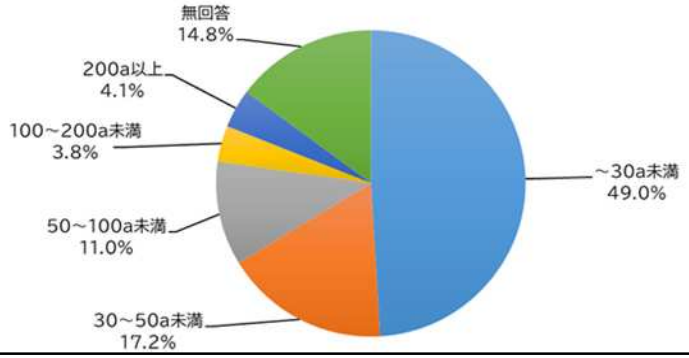
〈売れ残りについて〉



直売所の農産物の売れ残り状況については、「少ない」が 37.8%、「だいたい完売している」が 33.3%となっています。売れ残りが「多い」は、17.8%です。

【問12】所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。

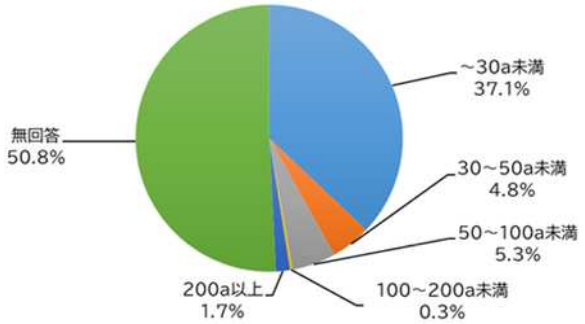
〈所有している農地〉



所有している農地は、「30a 未満」が 49.0%であり、約半数を占めています。

【問12】所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。

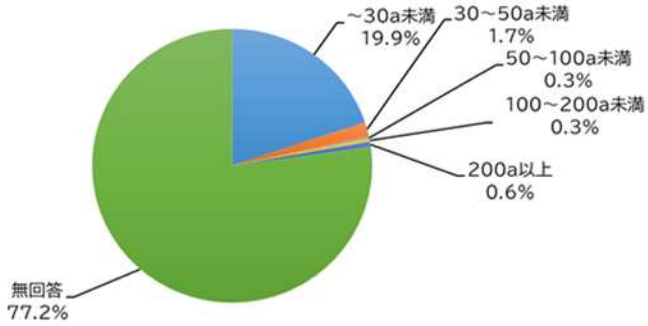
〈市街化区域、生産緑地〉



市街化区域・生産緑地は、「30a 未満」が 37.1%となっています。

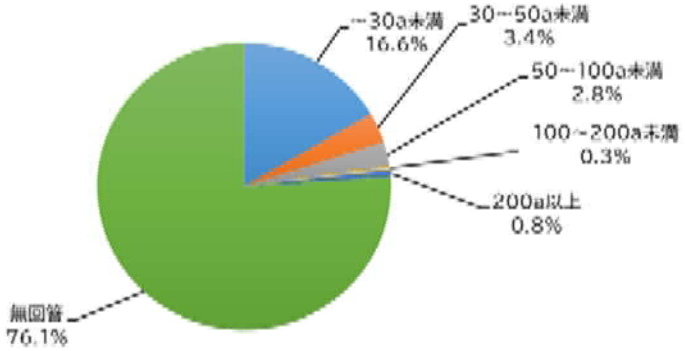
【問12】所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。

〈市街化区域、生産緑地以外〉



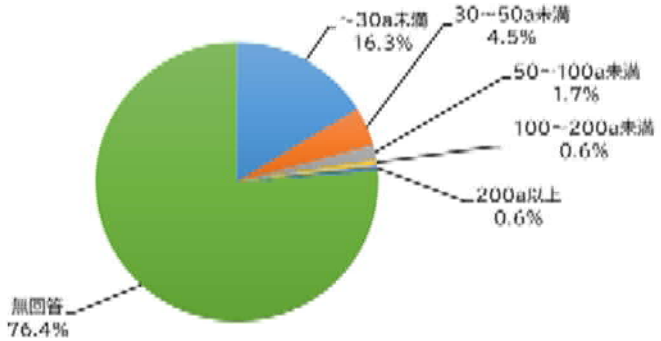
市街化区域・生産緑地以外は、「30a 未満」が 19.9%となっています。

【問12】所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。
〈市街化調整区域、農振農用地〉



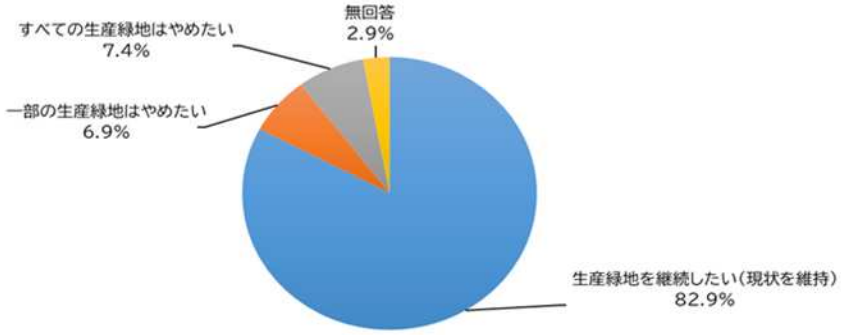
市街化調整区域・農新農用地は、「30a 未満」が 16.6%となっています。

【問12】所有している農地について、あてはまる面積を記入してください。
〈市街化調整区域、農振農用地以外〉



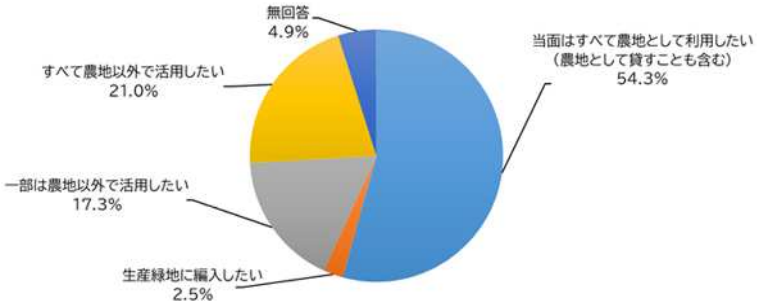
市街化調整区域・農新農用地以外は、「30a 未満」が 16.3%となっています。

【問13】生産緑地指定農地をお持ちの方におたずねします。今後の生産緑地について、あてはまるものを１つ選んでください。



生産緑地の農地の今後については、「生産緑地を継続したい(現状を維持)」が 82.9%となっています。

【問14】生産緑地指定農地をお持ちの方におたずねします。
（1）今後、生産緑地以外の農地をどうしたいとお考えですか。あてはまるものを１つ選んでください。



生産緑地以外の農地の今後については、「当面はすべて農地として利用したい(農地として貸すことも含む)」が 54.3%となっています。

（2）(1)で、３および４（農地以外で活用したい）とお答えされた方におたずねします。どのような用途に活用したいとお考えですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



生産緑地以外の農地の活用用途については、「いずれ売却したい」が67.7%、「住宅地用地として利用したい」と「駐車場として利用したい」がともに 25.8%となっています。

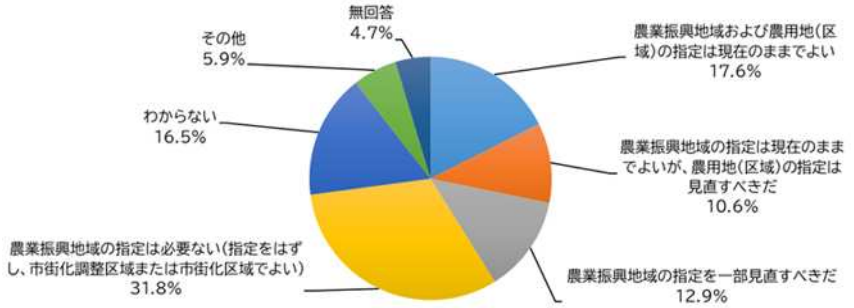
【問15】農振農用地をお持ちの方におたずねします。

（1）農振農用地であることに対して、あなたのお考えになることをいくつでも選んでください。



所有している農地が農振農用地であることに対する考えについては、「税金が安い」が 54.1%、「農地が他に利用できない」が 52.9%となっています。

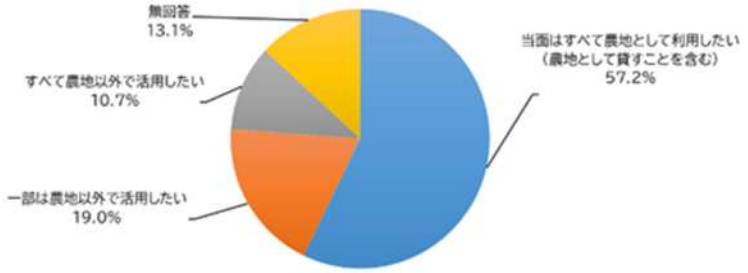
（2）今後の農業振興地域および農用地指定の取扱いについて、どのようにお考えですか。あてはまるものを１つ選んでください。



農業振興地域及び農用地指定の取扱いについては、「農業振興地域の指定は必要ない」が 31.8%と最も多く、次いで、「農業振興地域および農用地(区域)の指定は現在のままでよい」が 17.6%となっています。

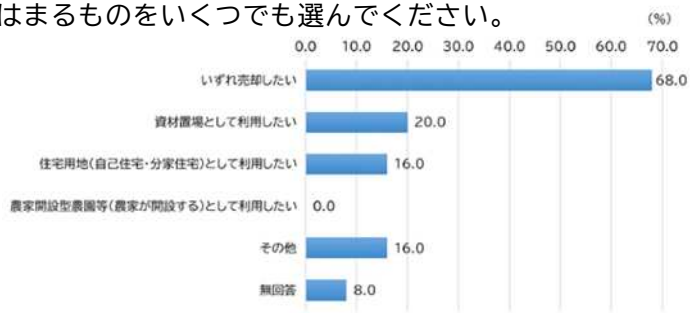
【問16】市街化調整区域内に農振農用地以外の農地をお持ちの方におたずねします。

（1）今後、農振農用地以外の農地をどうしたいとお考えですか。あてはまるものを１つ選んでください。



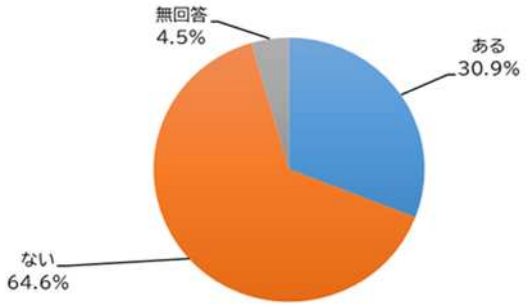
今後の農振農用地以外の農地の取扱いについては、「当面はすべて農地として利用したい(農地として貸すことを含む)」が 57.2%と最も多く、次いで、「一部は農地以外で活用したい」が 19.0%となっています。

（2）（1）で、２および３（農地以外で活用したい）とお答えされた方におたずねします。どのような用途に活用したいとお考えですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



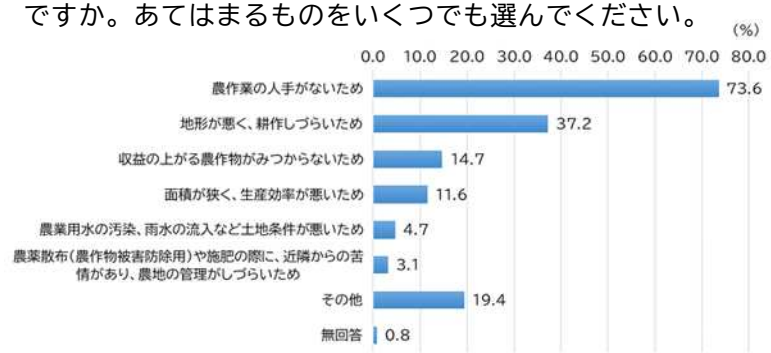
農振農用地以外の農地の活用用途については、「いずれ売却したい」が68.0%と最も多く、次いで、「資材置場として利用したい」が 20.0%となっています。

【問17】現在のあなたの家の農地についておたずねします。
（1）１年以上にわたって耕作を行っていない農地がありますか。面積の大小にかかわらず、あるなしをお答えください。



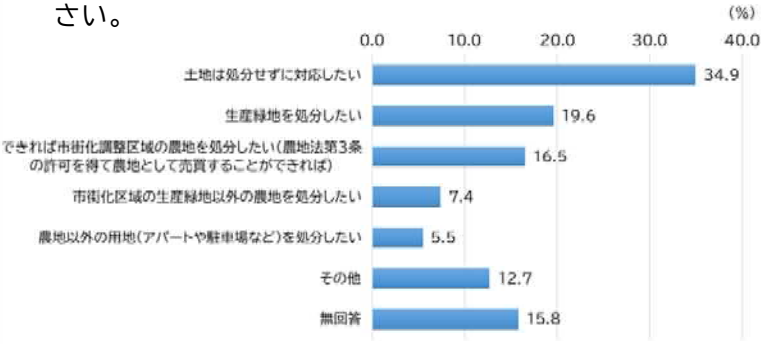
所有する農地について、1年以上耕作を行っていない農地が「ない」が64.6%、耕作を行っていない農地が「ある」が 30.9%となっています。

（2）（1）で、１（ある）とお答えされた方におたずねします。その理由は何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



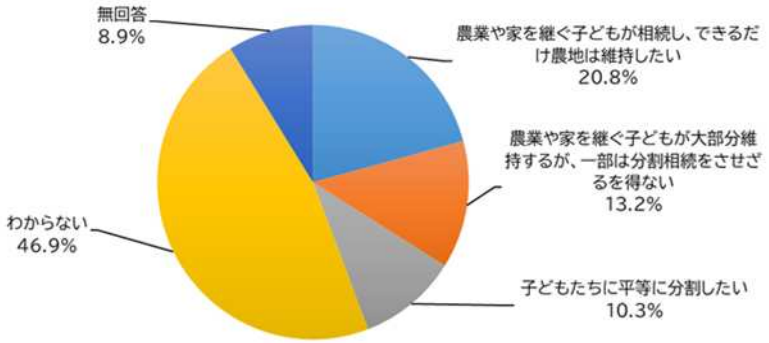
耕作を行わなかった理由としては、「農作業の人手が足りないため」が73.6%と最も多く、「地形が悪く、耕作しづらいため」が 37.2%、「収益の上がる農作物が見つからないため」が 14.7%となっています。

【問18】今後、相続が発生した場合、あなたは土地をどのようにしたいとお考えですか。該当するケースについて、いくつでも選んでください。



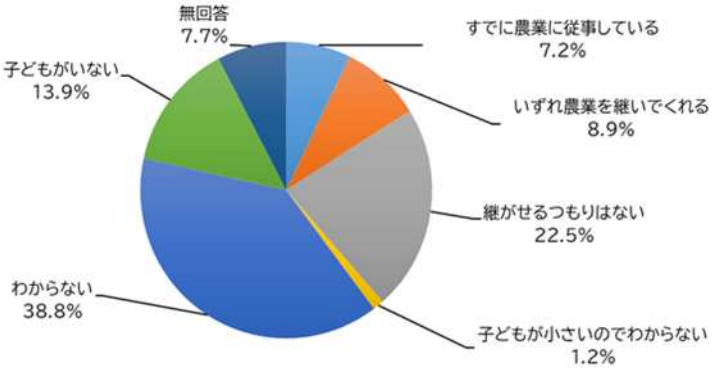
農地の相続については、「土地は処分せずに対応したい」が 34.9%で最も多く、次いで、「生産緑地を処分したい」が 19.6%、「できれば市街化調整区域の農地を処分したい（農地法第3条の許可を得て農地として売買することができれば）」が 16.5%となっています。

【問19】相続に伴う農地の分割・維持について、１つ選んでください。



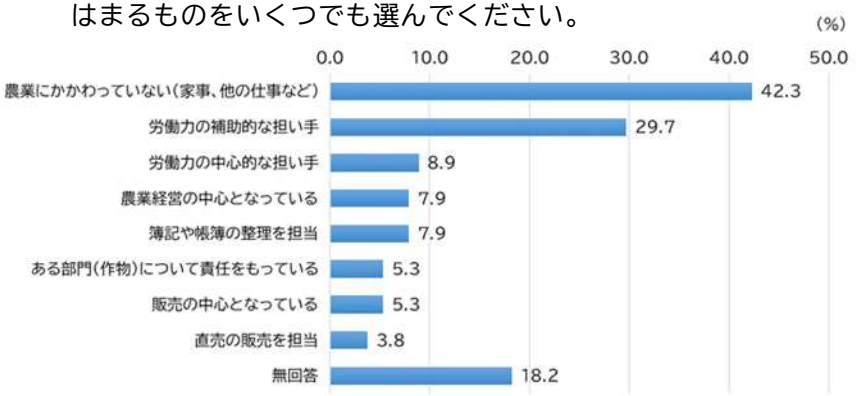
相続に伴う農地の分割･維持については、「わからない」が 46.9%となっている。次いで、「農業や家を継ぐ子どもが相続し、できるだけ農地は維持したい」が 20.8%、「農業や家を継ぐ子どもが大部分を維持するが、一部は分割相続させざるを得ない」が 13.2%となっています。

【問20】後継者の農業従事状況を１つ選んでください。



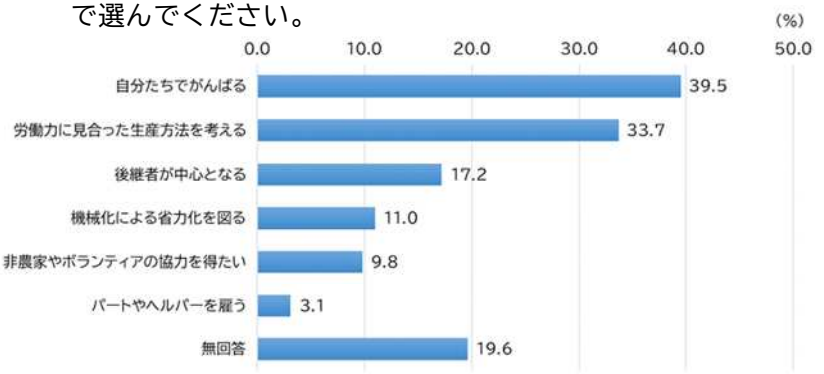
「すでに農業の従事している」と「いずれ農業を継いでくれる」を合わせて 16.1%であり、長期的には担い手のいない農地が大量に生じる懸念があります。

【問21】 あなたの家では女性は、どのような役割を担っていますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



家での農業における女性の役割については、「労働力の補助的な担い手」が 29.7%、次いで、「農業経営の中心となっている」と「簿記や帳簿の整理を担当」がともに 7.9%となっています。

【問22】 今後の農業の担い手や労働力について、あてはまるものを２つまで選んでください。



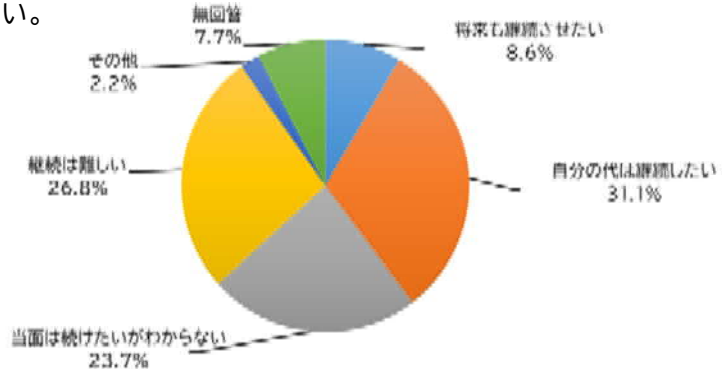
今後の労働力の確保については、「自分たちでがんばる」が 39.5%、次いで、「労働力に見合った生産方法を考える」が 33.7%となっています。

【問23】市民による援農（農作業の手伝い）について、あてはまるものをいくつでも選んでください。



市民による援農については、「草取りなど補助的な作業なら手伝ってほしい」が 25.8%、「経験があり、熱心な市民なら農作業を手伝ってほしい」が 17.9%となっています。一方、「特に必要がない」が 50.0%です。

【問24】あなたは、今後の農業についてどうお考えですか。１つ選んでください。



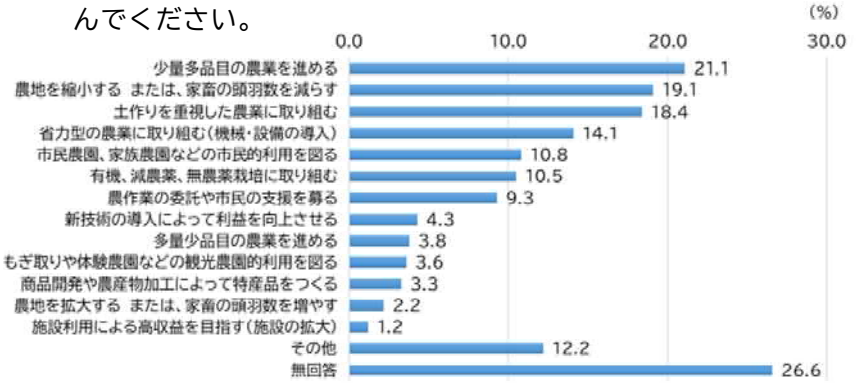
今後の農業については、「自分の代は継続したい」が 31.1%と最も多く、次いで、「継続は難しい」が 26.8%、「当面は続けたいがわからない」が 23.7%となっています。

【問25】 今後、農業を行っていく上で困っていることはありますか。あてはまるものを３つまで選んでください。



農業を“継続”していくことが難しい農家が増えており、鳥獣被害対策、後継者・担い手確保、稼げる農業の実現などが、不可欠となっています。

【問26】今後の農業経営の方向について、あてはまるものをいくつでも選んでください。



今後の農業経営の方向については、「少量多品目の農業を進める」が 21.1%、「農地を縮小する　または、家畜の頭羽根数を減らす」が 19.1%、「土づくりを重視した農業に取り組む」が 18.4%などとなっています。

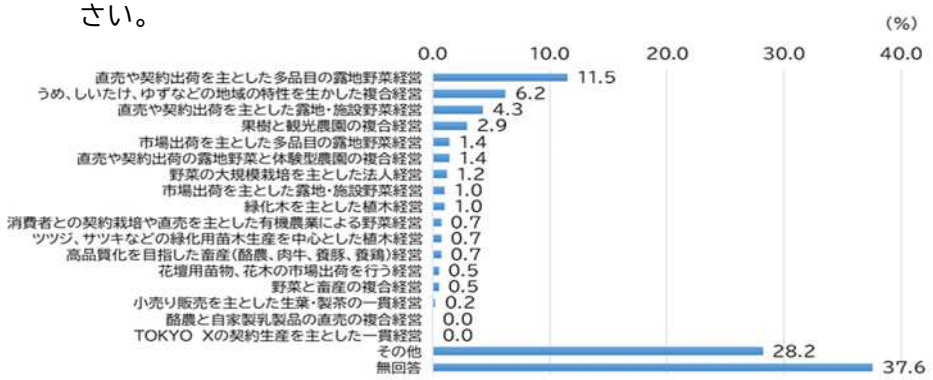
【問27】営農の状況についておたずねします。

（1）あなたの現在の営農類型はどれですか。次の中から１つ選んでください。



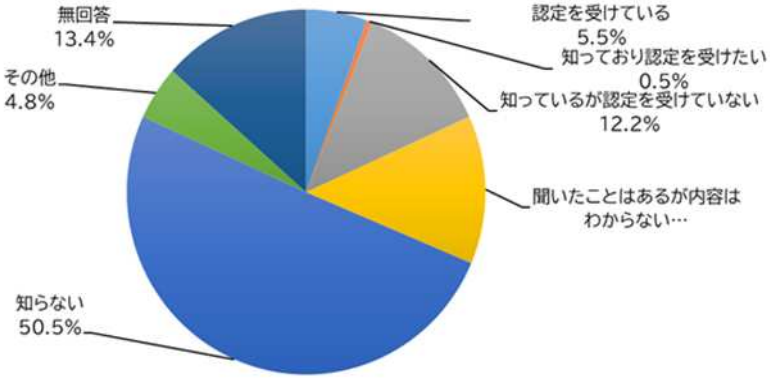
現状では、“露地野菜”が中心であり、“施設野菜”と“複合経営”は限定的です。安定した経営に向けた取組を支援していく必要があります。

（2）今後、めざしていきたいと思う営農類型を次の中から１つ選んでください。



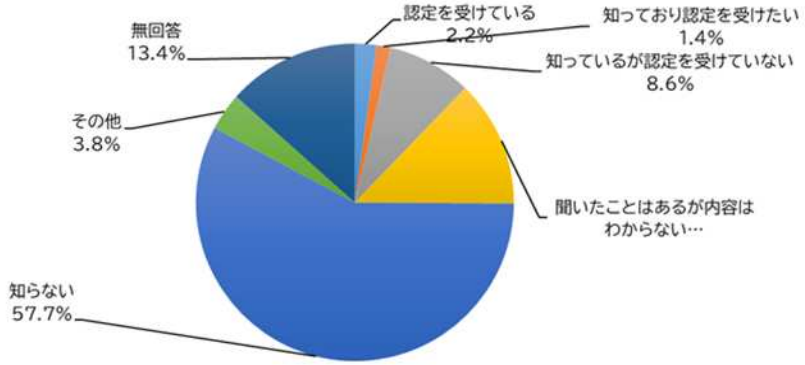
農業者の高齢化が進み、後継者がいない中で、将来の営農について展望を見いだせない状況がうかがえます。

【問28】認定農業者制度について、あてはまるものを１つ選んでください。



認定農業者制度については、「知らない」が 50.5%と最も多く、次いで、「聞いたことはあるが内容はわからない」が 13.2%となっています。

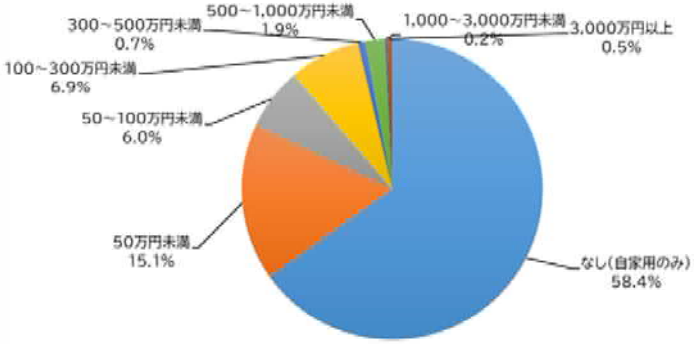
【問29】エコファーマーについて、あてはまるものを１つ選んでください。



エコファーマーについては、「知らない」が 57.7%と最も多く、次いで、「聞いたことはあるが内容はわからない」が 12.9%となっています。

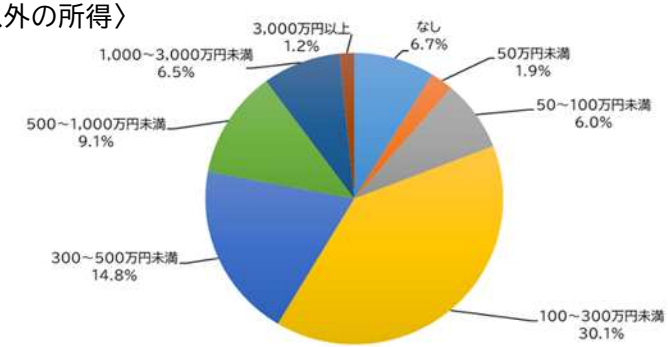
【問30】 あなたの家の年間の農業所得とそれ以外の所得（勤労所得、不動産所得、年金収入など）を、それぞれ１つ選んでください（所得は、収入から専従事者給与以外の必要経費を除いたものです）。

〈農業所得〉



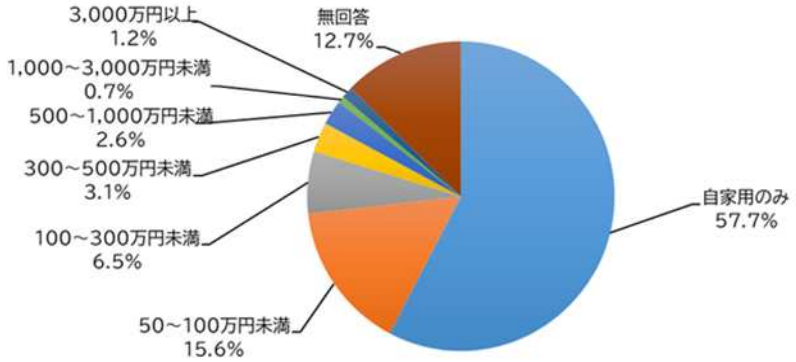
農業所得ついては、「なし」が 58.4%と最も多く、次いで、「50 万円未満」が 15.1%となっています。

〈それ以外の所得〉



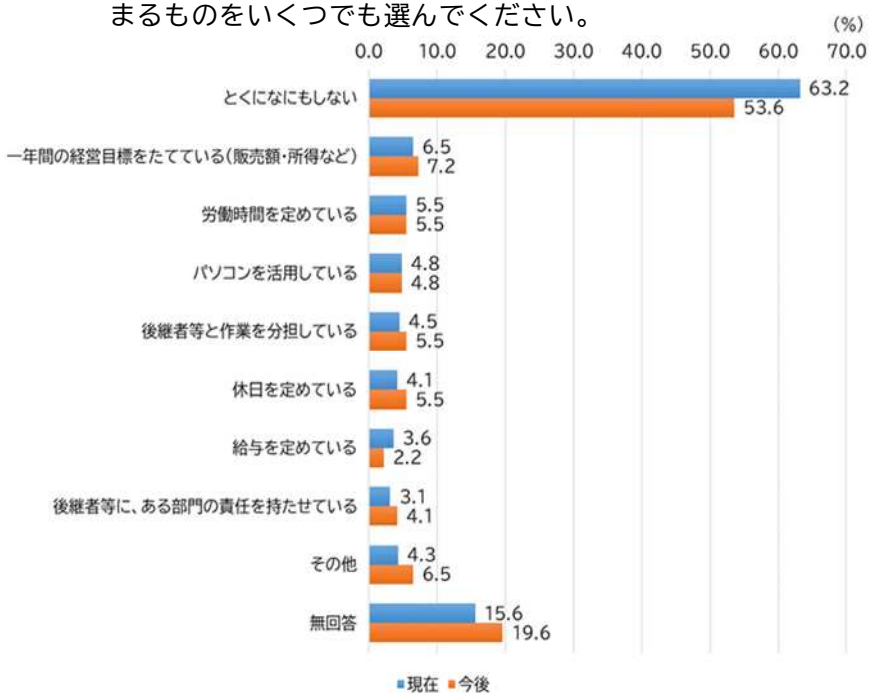
農業所得を除いた所得ついては、「100～300 万円未満」が 30.1%と最も多く、次いで、「300～500 万円未満」が 14.8%、「500～1000 万円未満」が 9.1%となっています。

【問31】 今後の農業所得の目標額を１つ選んでください。



今後の農業所得目標額ついては、「自家用のみ」が 57.7%と最も多く、次いで、「50～100 万円未満」が 15.6%となっています。

【問32】あなたの家で、農業経営で実行していることは何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



現在、農業経営で実行していることついては、「とくになにもしない」が63.2%と最も多くなっています。一方、一部の農家においては、「一年間の経営目標をたてている(販売額・所得など)」(6.5%)、「労働時間を定めている」(5.5%)、「パソコンを活用している」(4.8%)などとなっています。
今後、農業経営で実行していきたい項目については、「とくになにもしない」が53.6%と最も多くなっています。
現在も今後も半数以上が、「とくになにもしない」と回答しています。

【問33】有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培についてお聞きします。
(1) あなたは有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培に関心がありますか。２つまで選んでください。



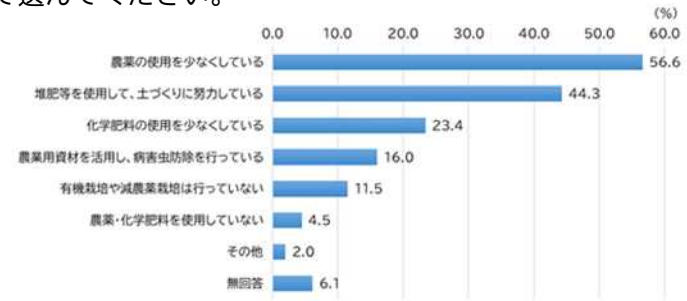
有機栽培および減農薬・減化学肥料については、「減農薬・減化学肥料まではいかないが、慣行使用回数よりもひかえて栽培している」が20.1%、「すでに減農薬・減化学肥料を行っている」が14.6%となっています。

(2) (1)で１から５とお答えされた方におたずねします。有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培の問題点についてどのようにお考えですか。２つまで選んでください。



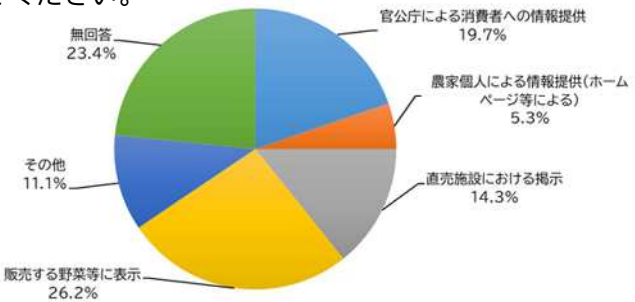
有機栽培および減農薬・減化学肥料栽培の問題点ついては、「手間や費用がかかる」が44.7%と最も多く、次いで、「虫食いなどで売れないなど心配である」が29.9%となっています。

（3）（1）で１から５とお答えされた方におたずねします。有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培でどのような努力をされていますか。２つまで選んでください。



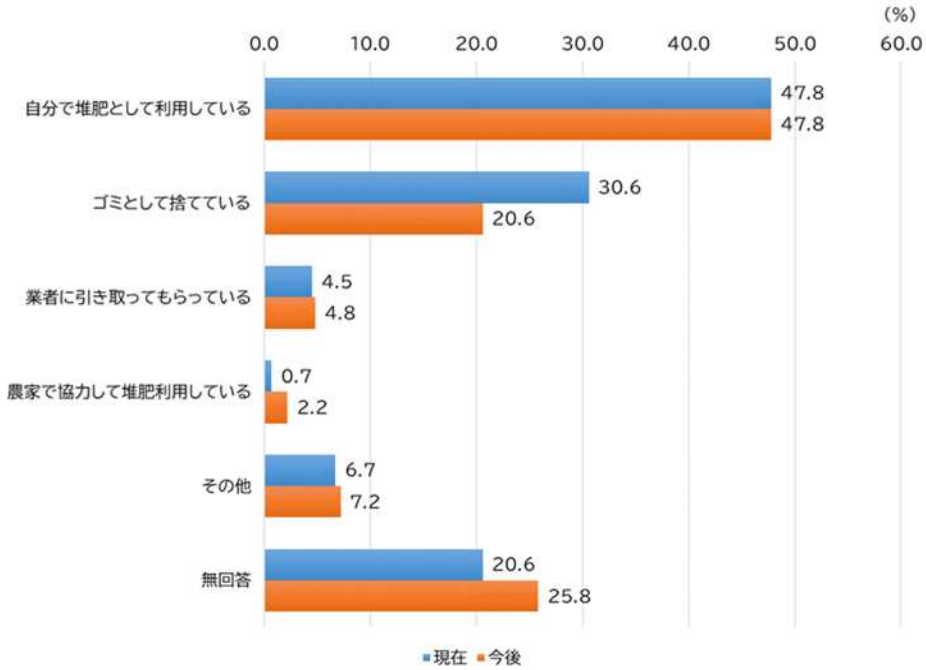
有機栽培および減農薬・減化学肥料栽培において努力していることは、「農薬の使用を少なくしている」が 56.6 と最も多く、次いで、「堆肥等を使用して、土づくりに努力している」が 44.3%となっています。

（4）（1）で１から５とお答えされた方におたずねします。 今後、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培野菜の販売促進に必要と考えるものを１つ選んでください。



有機栽培および減農薬・減化学肥料栽培による農産物の販売促進方法については、「販売する野菜等に表示」が 26.2%と最も多く、次いで、「官公庁による消費者への情報提供」が 19.7%、「直売施設に掲示」が 14.3%となっています。

【問34】野菜や畜産の残さ、植木の剪定枝による堆肥づくりについて、あなたはどのようにしていますか。また今後どのようにしたいと考えていますか。あてはまるものをいくつでも選んでください。



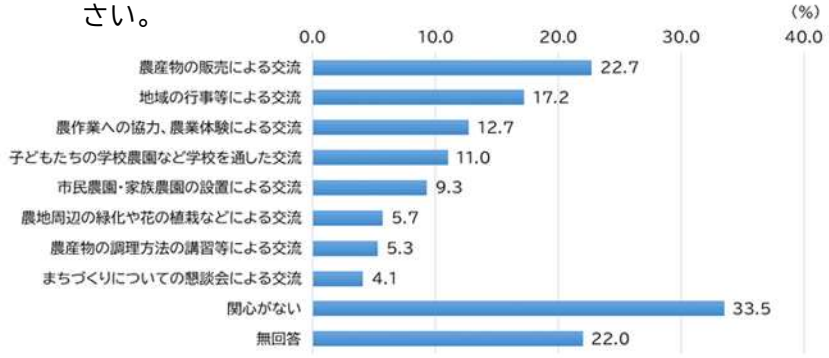
残さによる堆肥づくりについては、「自分で堆肥として利用している」が 47.8%と最も多く、次いで、「ゴミとして捨てている」が 30.6%となっています。残さによる堆肥づくりの今後については、「自分で堆肥として利用したい」が 47.8%と最も多く、次いで、「ゴミとして捨てたい」が 20.6%となっています。現在の結果において「ゴミとして捨てている」が 30.6%でしたが、今後では 10 ポイント減少しています。

【問35】近年、有機性資源を農業分野に循環利用していこうという試みが広がっていますが、生ごみ（処理機械で一次処理したものを含む）を利用した堆肥についてどのようなお考えですか。あてはまるものを２つまで選んでください。



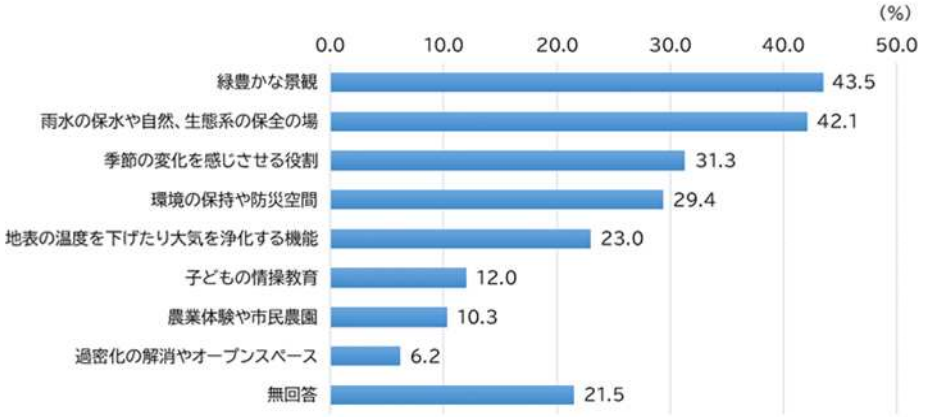
生ゴミを利用した堆肥については、「自分で堆肥の材料として利用してみたい」が 28.2%と最も多く、次いで、「堆肥(生ごみを材料の一部とした)があれば利用してみたい」が 22.7%となっています。

【問36】 地域住民とのふれあいについて望むことをいくつでも選んでください。



地域住民とのふれあいについては、「農産物の販売による交流」が 22.7%、「地域の行事等による交流」が 17.2%となっている一方で、「関心がない」が 33.5%となっています。

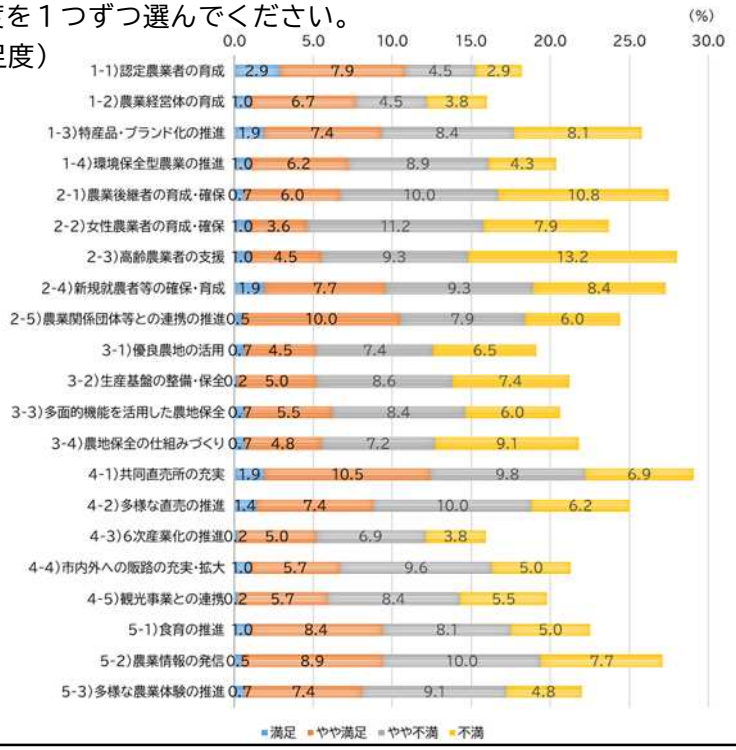
【問37】都市農業や農地は農産物の生産だけでなく、都市生活の中で様々な役割を果たしていますが、どのような役割が大切だと思いますか。あてはまるものを３つまで選んでください。



都市生活の中での農業の役割については、「緑豊かな景観」が 43.5%と最も多く、次いで、「雨水の保水や自然、生態系の保全の場」が 42.1%、「季節の変化を感じさせる役割」が 31.3%、「環境の保持や防災空間」が 29.4%となっています。
都市農地は、「緑豊かな景観」や「雨水の保水や自然、生態系の保全の場」など多様な機能を有しており、それらの保全が必要です。

【問38】青梅市の農業振興に向けて、以下のような施策を実施してきました。これらの施策について、実施内容・状況に満足できるか、重要だと思うかについて、お答えください。項目ごとに、満足度、重要度を１つずつ選んでください。

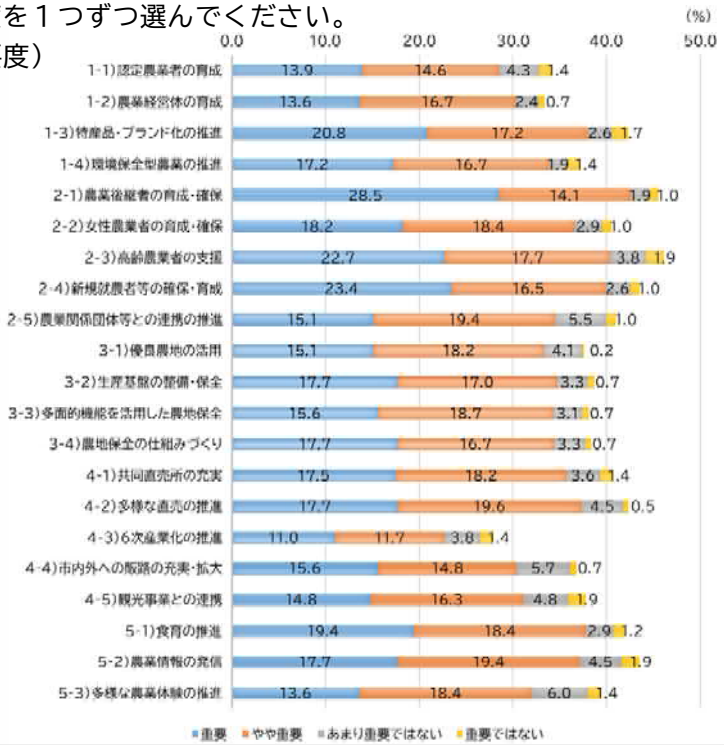
（満足度）



「満足」と「やや満足」を合わせて 10%を超えているのは、「1-1)認定農業者の育成」、「2-5)農業関係団体等との連携の推進」、「4-1)共同直売所の充実」の 3 項目です。
また、「不満」と「やや不満」を合わせて 20%をこえているのは、「2-1)農業後継者の育成・確保」と「2-3)高齢農業者の支援」の 2 項目です。
「満足」と「やや満足」を合わせた割合が、「不満」と「やや不満」を合わせた割合を上回っているのは、唯一、「1-1)認定農業者の育成」です。

【問38】青梅市の農業振興に向けて、以下のような施策を実施してきました。これらの施策について、実施内容・状況に満足できるか、重要だと思うかについて、お答えください。項目ごとに、満足度、重要度を１つずつ選んでください。

（重要度）



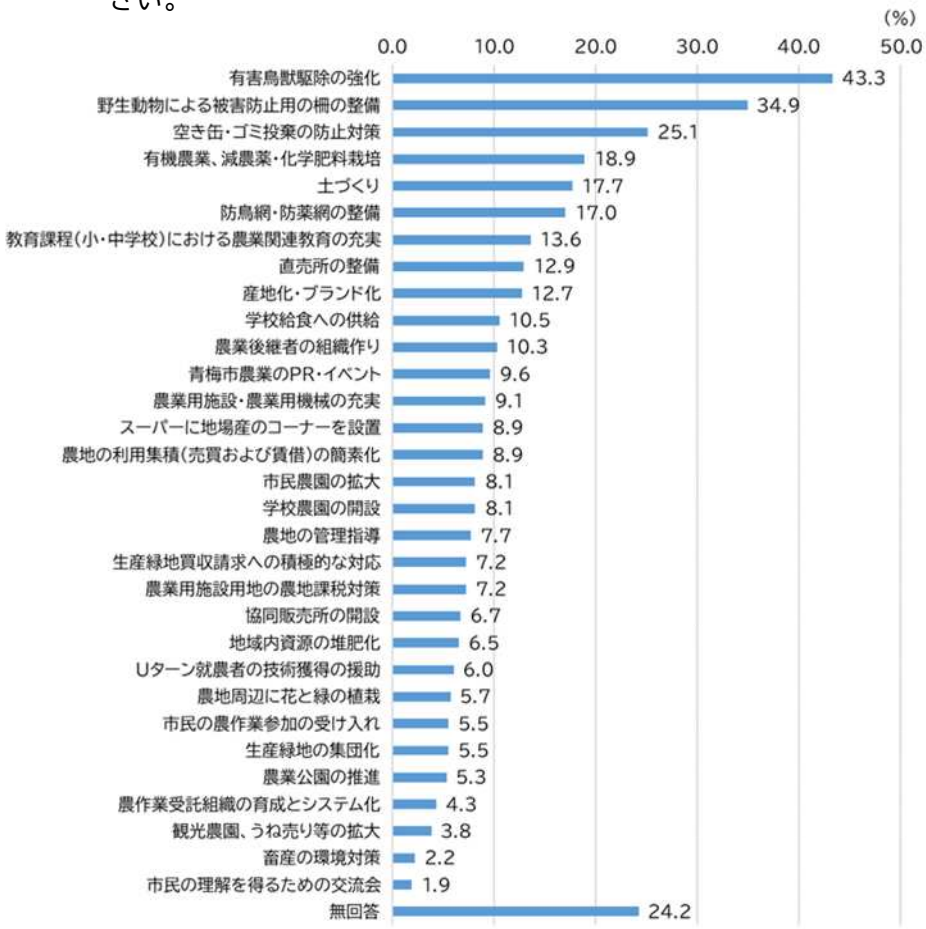
重要」と「やや重要」を合わせて 40%を超えているのは、「2-1)農業後継者の育成・確保」と「2-3)高齢農業者の支援」の 2 項目です。
なお、全項目で、「重要」と「やや重要」を合わせた割合が、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた割合を上回っています。

【問39】新たな農業の展開に向けて、民間事業者との連携など、関心のあることは何ですか。あてはまるものを３つまで選んでください。



新たな農業の展開に向けて関心のあることは、「食品残渣や廃棄される農産物を活用した堆肥づくりなど環境に配慮した事業」が 21.3%、「学校・教育関連事業者連携による子どもたちの教育への参画」が 19.4%などとなっています。

【問40】今後の農業施策で重視して欲しいものを、いくつでも選んでください。



今後の農業施策に対する要望については、「有害鳥獣駆除の強化」が43.3%と最も多く、次いで、「野生動物による被害防止用の柵の整備」が34.9%、「空き缶・ゴミ投棄の防止対策」が 25.1%となっています。

（2）市民アンケート

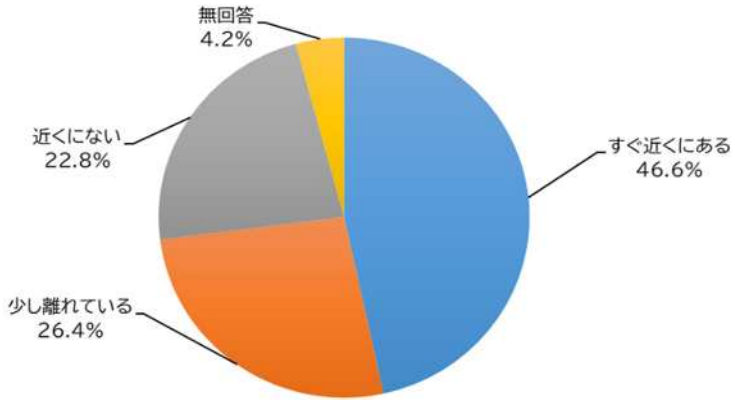
① 実施概要

市民の農業との関わりや青梅市の農業への思いを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対 象 者 ： 16歳以上の市民 1,000 人
調査期間 ： 令和7年1月22日～令和7年2月14日
回答状況 ： 回答数307部
回収率 30.7%

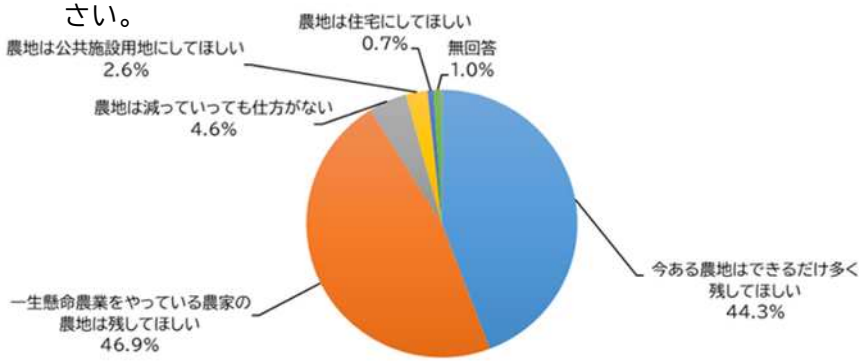
② 結果概要

【問1】 家の近くに農地はありますか。１つ選んでください。



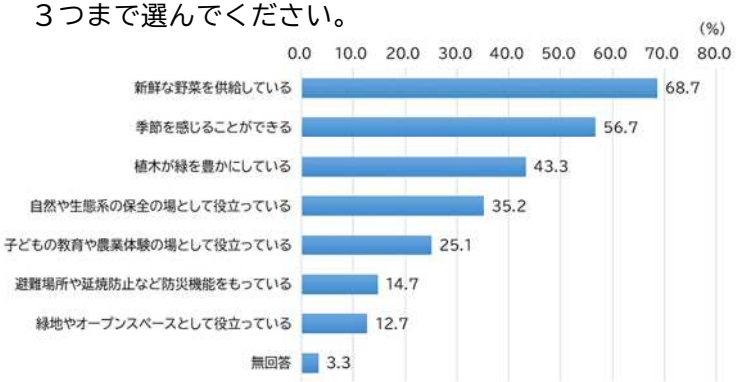
家の周辺にある農地について、「すぐ近くにある」が最も多く 46.6%であり、次いで「少し離れてある」が 26.4%、「近くにない」が 22.8%となっています。

【問2】 青梅市では、農地が年々減少する傾向にあります。あなたは市街地周辺の農地についてどのようにお考えですか。１つ選んでください。



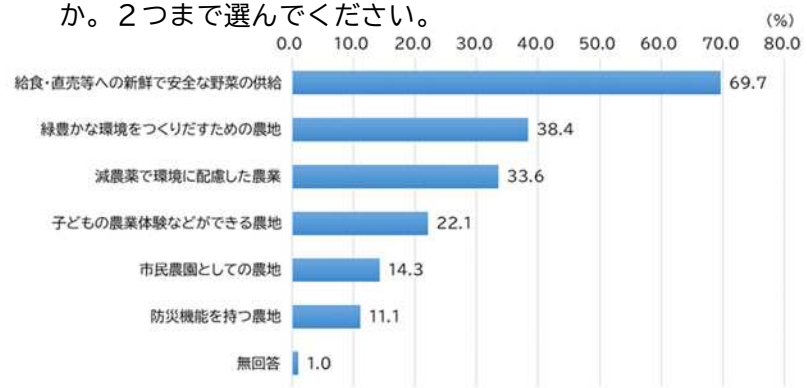
市民の9割は農地を残すことを希望しており、農業の生産活動が行われ、結果として農地が保全される取組が求められます。

【問3】 あなたのまわりの農業や農地の機能について感じていることを３つまで選んでください。



農業や農地の機能については、「新鮮な野菜を供給している」が最も多く 68.7%を占めています。次いで「季節を感じることができる」が 56.7%、「植木が緑を豊かにしている」が 43.3%となっています。

【問4】 これからの青梅市の農業・農地についてどんなことを期待しますか。２つまで選んでください。



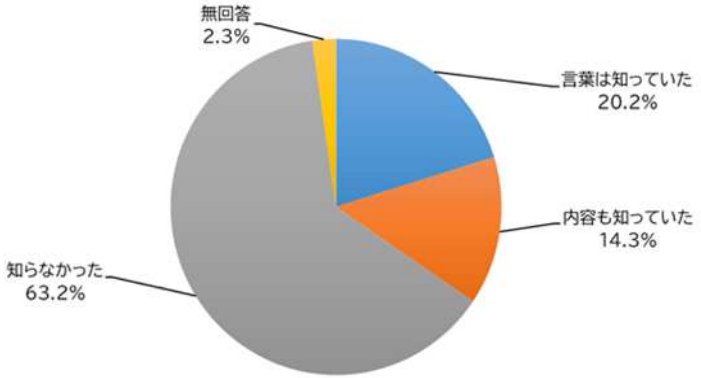
農地や農業の機能は、「新鮮な野菜を供給」、「季節を感じる」などであり、期待することは「給食・直売等への新鮮で安全な野菜の供給」であり、地産地消の取組が期待されています。

【問5】 あなたは、農村地域の持つ役割の中で、どのようなものが特に重要だと思いますか。いくつでも選んでください。



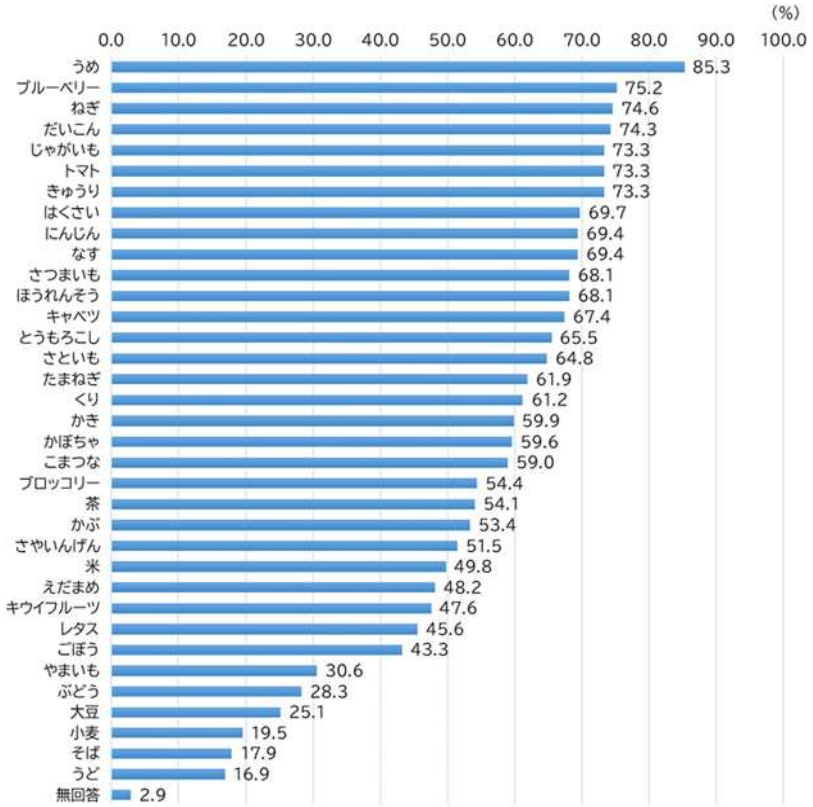
農村地域の持つ役割で重要なのは、「食料を生産する場としての役割」が86.3%で最も多く、次いで、「多くの生物が生息できる環境の保全や良好な景観を形成する役割」が 51.1%となっています。

【問6】 農業には食料生産だけでなく、国土保全、雨水を土壌中へ蓄え、河川へ流れる量を安定させる機能、景観形成などの機能があり、これを「農業の多面的機能」といいます。あなたは、この「農業の多面的機能」という言葉を知っていましたか。



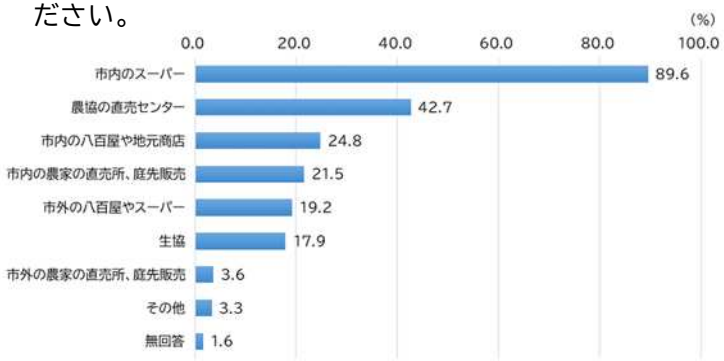
農地の多面的機能という言葉について、「言葉は知っていた」が 20.2%、「内容も知っていた」が 14.3%であり、「知らなかった」が 63.2%となっています。

【問7】 青梅市の農業についてお聞きします。以下に示す農産物は、現在、青梅市で生産されているものです。その中で、あなたが、市内で生産されていることを知っているものすべてを選んでください。



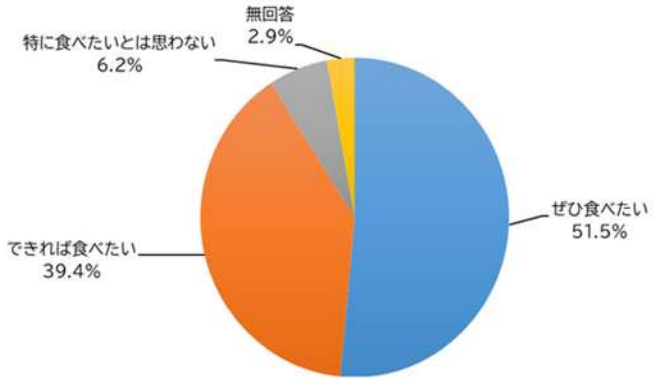
青梅市の特産品に対する認知度について、「うめ」が最も高く 85.3%であり、次いで、「ブルーベリー」が 75.2%、「ねぎ」が 74.6%、「だいこん」が 74.3%、「じゃがいも」と「トマト」、「きゅうり」がともに 73.3%となっています。
認知度の低い農産物も多いことから、地場農産物を活用した料理教室開催など、市内で生産された農産物の認知度を高める取組が求められます。

【問8】 あなたは日頃、農作物をどこで購入しますか。３つまで選んでください。



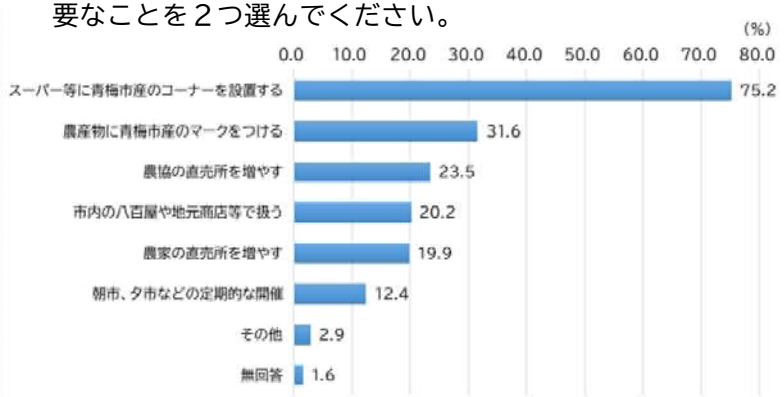
農作物の購入場所は、「市内のスーパー」が最も多く 89.6%であり、次いで「農協の直売センター」が 42.7%、「市内の八百屋や地元商店」が 24.8%となっています。

【問9】 青梅市内で生産された農産物を食べたいと思いますか。１つ選んでください。



青梅市産の農産物への関心について「ぜひ食べたい」が最も多く 51.5%、次いで、「できれば食べたい」が 39.4%であり、約 90%が青梅市産の農産物を“食べたい”と回答しています。

【問10】青梅市内で生産された農作物を手に入れやすくするために、必要なことを２つ選んでください。



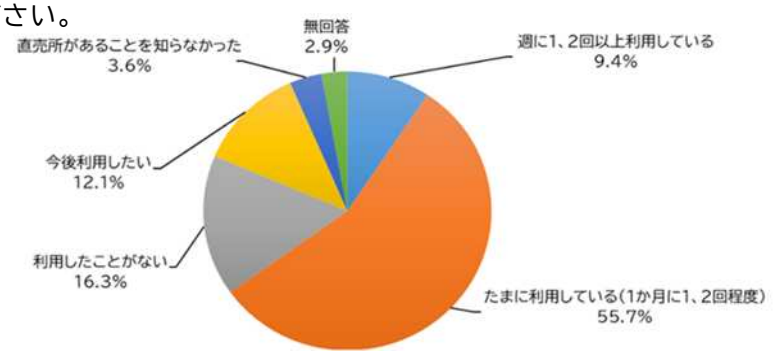
青梅市産の農作物を手に入れやすくする方法について、「スーパー等に青梅市産のコーナーを設置する」が最も多く 75.2%であり、次いで、「農産物に青梅市産のマークをつける」が 31.6%となっています。

【問11】青梅市では、小中学校の給食に一部地場農産物を使っていますが、これについて思うことをいくつでも選んでください。



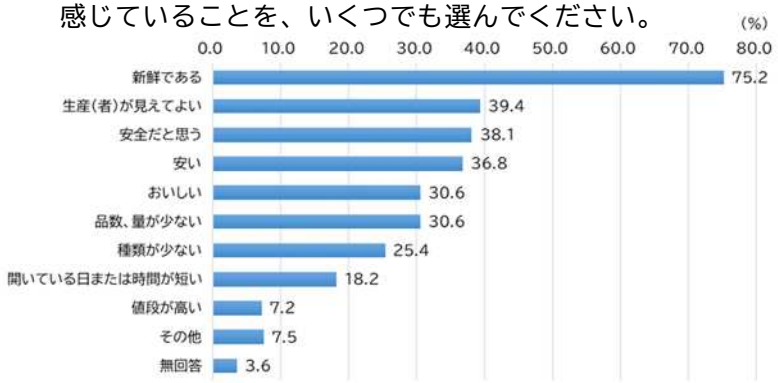
学校給食への地場農産物の使用について、「新鮮なのでぜひ続けてほしい」が最も多く 81.4%であり、次いで、「季節感がわかるよう旬のものを使ってほしい」が 62.9%となっています。

【問12】近くの農産物直売所を利用したことがありますか。１つ選んでください。



農産物直売所の利用頻度について、「たまに利用している」が 55.7%であり、「週に1、2回以上利用している」(9.4%)を含めると 65.1%が“直売所を利用している”。一方で、直売所を利用したことがない市民(利用したことがない+今後利用したい+知らなかった)は 32.0%でした。

【問13】農産物の直売所（農協の直売センターおよび農家直売）について感じていることを、いくつでも選んでください。



農産物直売所について感じていることは、「新鮮である」が最も多く 75.2%であり、次いで「生産(者)が見えてよい」が 39.4%、「安全だと思う」が 38.1%、「安い」が 36.8%となっています。

【問14】あなたは農産物を買うとき、どのようなことを気にしますか。いくつでも選んでください。



農産物購入時に市民が気にする点について、「青梅市産にこだわりたいが、価格が高ければ買わない」が 49.5%で最も多く、次いで「産地は気にせず、品質で選ぶ」が 44.6%、「産地は気にせず、価格の安いものを買う」が 34.5%となっています。

【問15】今後生ゴミを堆肥化し、農家や市民農園に提供することについてどう思いますか。２つまで選んでください。



生ごみのたい肥化について、回答者は半数以上が「分別し、生ゴミのままでよいなら提供してもよい」(54.1%)と回答しています。一方、「関心はあるが時間的なゆとりがない」が 41.0%などとなっています。

【問16】ここ2～3年食品価格が高騰していますが、ご自身の食生活においてあなたはどのように対応しましたか。いくつでも選んでください。



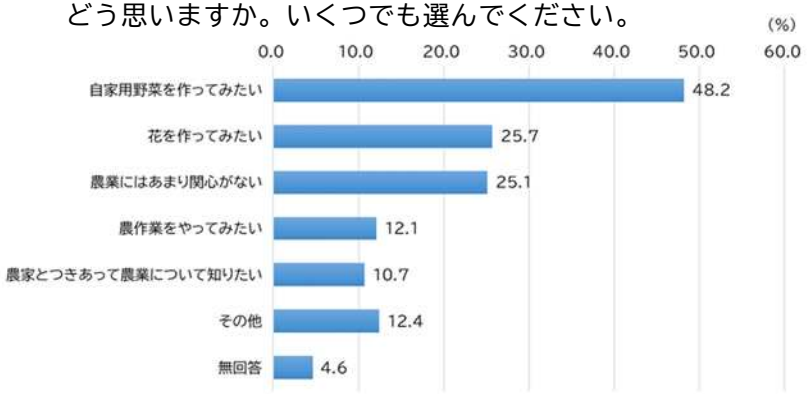
近年の食品価格の高騰への対応は、「価格の安いものに切り替えた」が 51.4%で最も多く、次いで「購入量を減らした」が 45.3%、「外食の機会を減らした」が 35.2%となっています。

【問17】青梅市の総農家数は604戸（令和2年農林業センサス）ですが、減少傾向にあり、現在の農業を維持していくことに課題があります。こうした課題を抱える中、あなたは消費者としてできることは何だと思いますか。いくつでも選んでください。



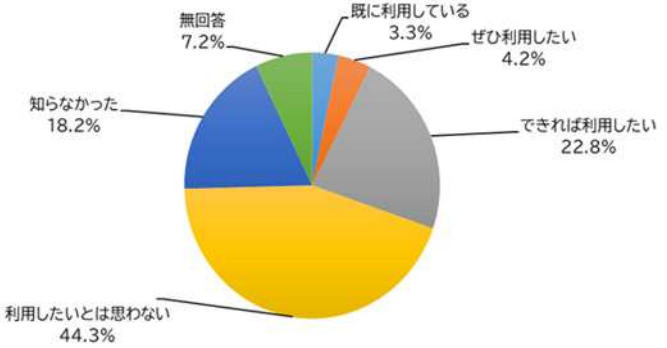
農家数が減少している中、農業を維持するためにできることは、「買い物や外食時に、地場食材を積極的に選ぶ」が 62.5%で最も多く、次いで「地元で生産された食品を選ぶ」が 55.4%となっています。
農業を維持するためにできることは、“食材”や“食品”を選ぶこととしており、身近に購入できるようにしていく必要があります。

【問18】あなたは今後の余暇時間の活用や生きがいとして、農業についてどう思いますか。いくつでも選んでください。



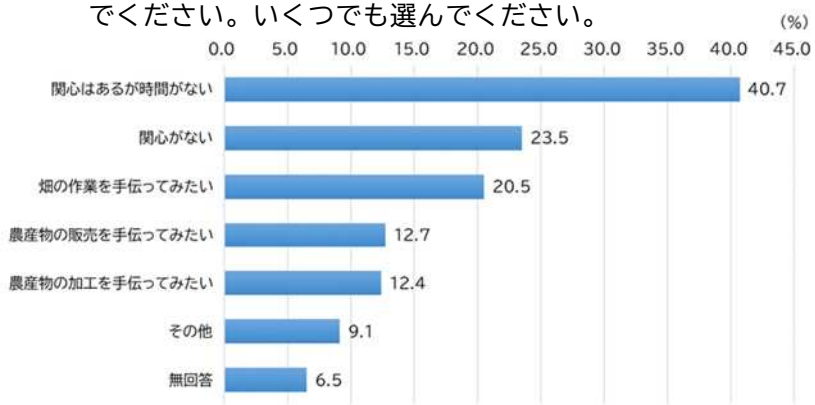
余暇時間の活用や生きがいとしての農業について、「自家用野菜を作ってみたい」が最も多く 48.2%であり、次いで「花を作ってみたい」が 25.7%となっています。また、「農業にはあまり関心がない」は 25.1%でした。

【問19】青梅市には市が管理運営する市民農園がありますが、貸農園の利用についてはどう思いますか。１つ選んでください。



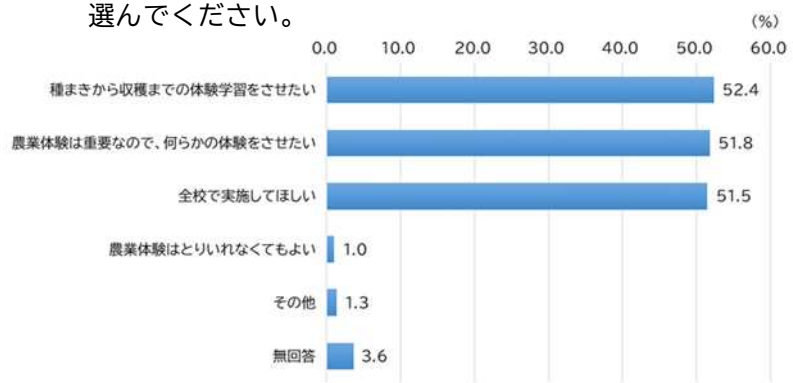
貸農園の利用については、“利用したい”（既に利用している＋ぜひ利用したい＋できれば利用したい）は約 30.3%であり、一方、「利用したいとは思わない」は 44.3%となっています。

【問20】農家の農作業の手伝いについてどう思いますか。いくつでも選んでください。いくつでも選んでください。



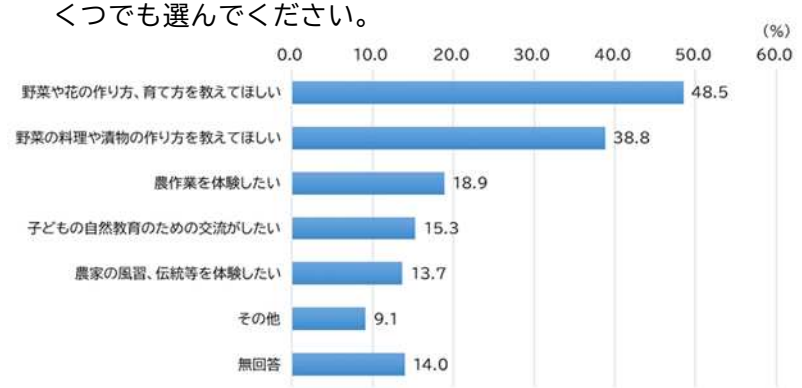
農家の農作業の手伝いについて、「関心はあるが時間がない」が最も多く40.7%であり、「畑の作業を手伝ってみたい」が 20.5%となっています。一方、「関心がない」は 23.5%でした。

【問21】小学校の学校農園や農業体験についてどう思いますか。２つまで選んでください。



小学校の学校農園・農業体験について、「種まきから収穫までの体験学習をさせたい」が 52.4%、「農業体験は重要なので、何らかの体験をさせたい」が51.8%、「全校で実施してほしい」が 51.5%となっています。

【問22】農家との交流について望むことをいくつでも選んでください。いくつでも選んでください。



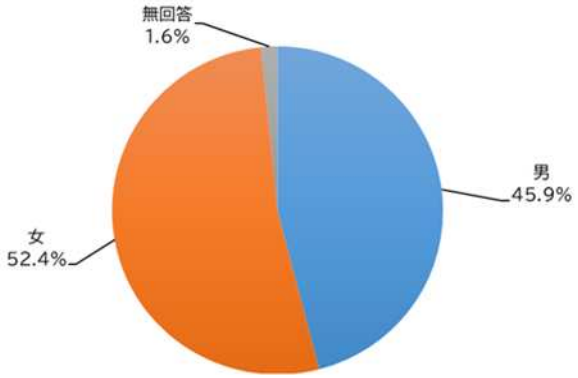
農家との交流に望むことは、「野菜や花の作り方、育て方を教えてほしい」が最も多く 48.5%であり、次いで「野菜の料理や漬物の作り方を教えてほしい」が 38.8%となっています。

【問23】市民が農家とともに農業を育てていくために必要と思うことを２つまで選んでください。



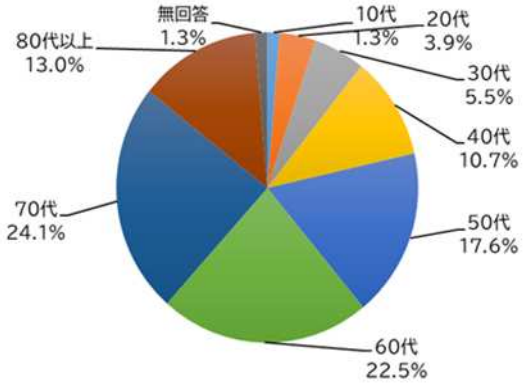
市民が農家とともに農業を育てていくために必要なことは、「青梅市産の野菜を手軽に購入できるようにする」が最も多く 63.8%であり、次いで「市民が農作業に参加できる機会づくり」が 22.5%、「青梅市の農業に関する情報の提供(広報・産直マップ・インターネットなど)」が 20.8%となっています。

【Ｆ１】あなたの性別はどちらですか。１つ選んでください。



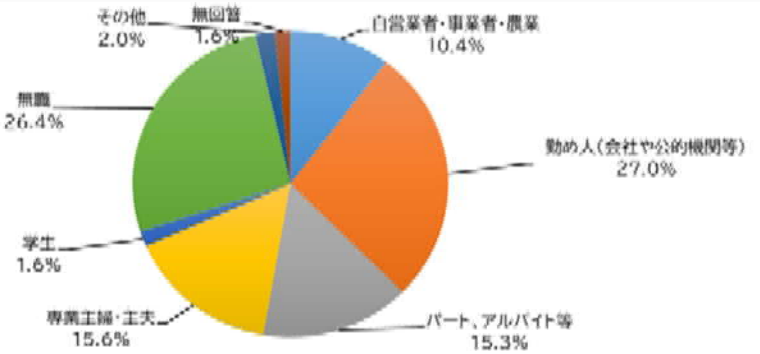
回答者の性別の割合は「男」が 46.9%、「女」が 52.4%でした。

【Ｆ２】あなたは何歳ですか。１つ選んでください。



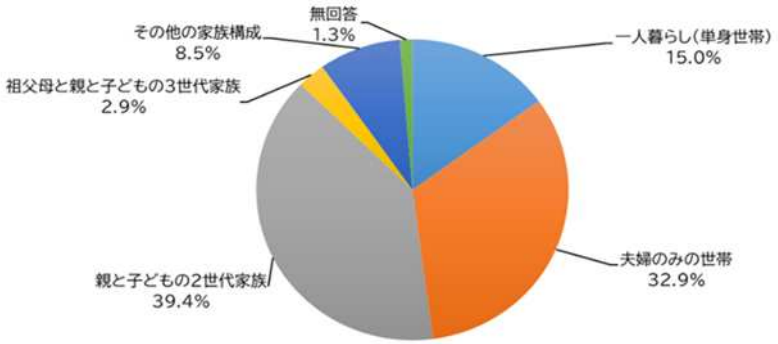
回答者の年齢は「70 代」が最も多く 24.1%であり、次いで「60 代」が 22.5%、「50 代」が 17.6%となっており、60 代以上が過半数（64.2%）を占めています。

【Ｆ３】あなたの職業は何ですか。１つ選んでください。



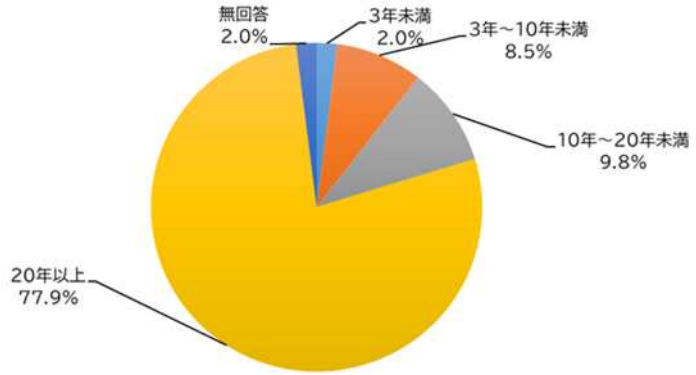
回答者の職業は「勤め人」が最も多く 27.0%であり、次いで、「無職」が 26.4%、「専業主婦・主夫」が 15.6%となっています。

【Ｆ４】あなたを含めて同居している家族構成はどれですか。１つ選んでください。



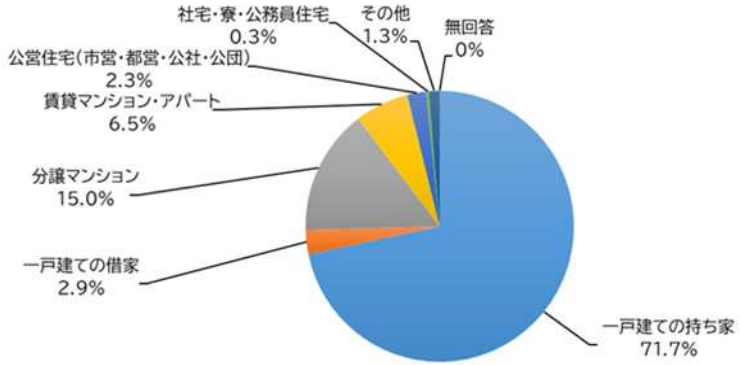
回答者の家族構成は「親と子どもの2世代家族」が最も多く 39.4%であり、次いで「夫婦のみの世帯」が 32.9%、「一人暮らし」が 15.0%となっています。

【Ｆ５】あなたは青梅市に何年住んでいますか。１つ選んでください。



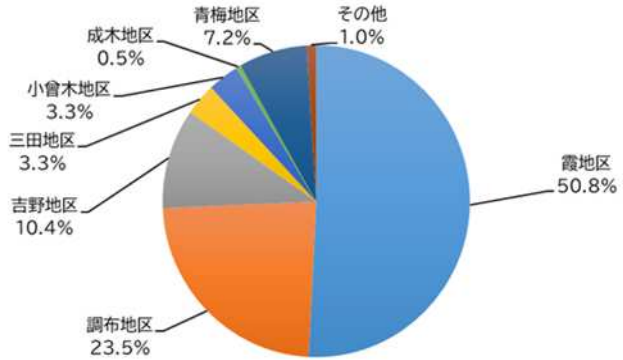
回答者の青梅市への居住年数は「20 年以上」が最も多く 77.9%であり、次いで、「10 年～20 年未満」が 9.8%、「3 年～10 年未満」が 8.5%となっています。

【Ｆ６】あなたのお住まいの形態はどれですか。１つ選んでください。



回答者の住居は、「一戸建ての持ち家」が最も多く 71.7%であり、次いで「分譲マンション」が 15.0%、「賃貸マンション・アパート」が 6.5%となっています。

【Ｆ７】あなたのお住まいを以下から１つ選んでください。



回答者の居住地区は、「霞地区」が最も多く 50.8%、次いで「調布地区」が 23.5%、「吉野地区」が 10.4%でした。

（3）策定体制と経過

①委員名簿

表　農業振興対策審議会委員名簿

役職	氏名	組織区分	所属
会長	松永　重徳	農業協同組合の代表者	西東京農業協同組合 代表理事組合長
副会長	加藤　仁志	農業委員会委員	青梅市農業委員会会長
委員	久保田　正寿	農業委員会委員	青梅市農業委員会農政部会長
委員	篠田　好則	農業協同組合の代表者	西東京農業協同組合理事
委員	関塚　貢司	農業関係団体の代表者	西東京農業協同組合 霞園芸生産組合組合長
委員	野村　直 榎戸　茂之	農業関係団体の代表者	農業振興団体連絡協議会会長
委員	久保田　聡 両角　正博	知識経験者	東京都西多摩農業改良普及センター所長
委員	坂田　ひとみ 上原　由史	知識経験者	（公財）東京都農林水産振興財団事業課長
委員	相原　宏次 田中　誠	知識経験者	（一社）東京都農業会議事務局長 （一社）東京都農業会議総務部長兼担い手組織担当部長
委員	古屋　松代	知識経験者	西東京農業協同組合 女性部部長

※氏名欄の下段は令和7年度新任委員

②策定経過

表　策定経過

【令和6年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7年 1月14日	・第三次青梅市農業振興計画の取組状況について ・第四次青梅市農業振興計画策定スケジュールについて ・農業振興に関するアンケート調査について
第2回	3月12日	・第四次青梅市農業振興計画概況調査の進捗状況について ・第四次青梅市農業振興計画の将来像及び基本方針の検討

【令和7年度】

回数	開催日	内容
第1回	令和7年 7月1日	・第四次青梅市農業振興計画骨子案について ・第四次青梅市農業振興計画の基本施策の検討
第2回	8月29日	・第四次青梅市農業振興計画の施策体系（案）について ・青梅市農業の施策展開について ・重点プロジェクトについて
第3回	11月28日	・第四次青梅市農業振興計画（素案）について
第4回	令和8年 1月9日	・第四次青梅市農業振興計画（素案）について ・パブリック・コメントの実施について
第5回	2月 27 日	・第四次青梅市農業振興計画（素案）のパブリック・コメント実施結果について ・第四次青梅市農業振興計画の答申（案）について

③関係団体へのヒアリング

農業振興計画の改定に向けて、農家の意見を収集するための団体ヒアリングを東部、西部、北部の地域ごとに実施しました。これらのヒアリングを通じて、青梅市の農業が直面している課題等は、下記のとおりです。

表　農家ヒアリング実施日時

地区	開催日時	開催場所
東部地区	令和７年２月14日 10:30～11:30	青梅市役所議会棟 第2委員会室
北部地区	令和７年２月14日 15:30～16:30	青梅市役所議会棟 第2委員会室
西部地区	令和７年２月28日 10:00～11:00	青梅市役所議会棟 大会議室

ア　農業の担い手

高齢化と後継者不足は、青梅市の農業における最も深刻な問題の一つです。多くの農家が、自身の高齢化や後継者不足により、将来に不安を感じています。特に、若者が農業に魅力を感じにくい現状や、後継者がいても農業を継いでくれるか分からないという状況は、農業の持続可能性を脅かしています。また、相続税の問題も、都市部の農家にとっては深刻であり、農地を手放さざるを得ないケースも生じています。

イ　農業鳥獣被害や気候温暖化など環境変化

耕作放棄地*の増加と鳥獣被害も、農業経営を圧迫する大きな課題です。特に中山間地域では、これらの問題が顕著であり、農作物の収量減少や生産意欲の低下を招いています。また、気候変動による高温障害や病害虫の発生も、主要な課題として浮上しており、これらの問題への対応も急務となっています。

ウ　販売の困難さ

一方で、農産物の販売ルートの多様化や６次産業化の推進など、新たな取り組みも進められています。直売所やインターネット販売、農産物加工など、農家は様々な工夫を凝らしていますが、販路拡大や加工品の開発には、さらなる支援が必要です。

エ　計画的農業振興の推進

これらの課題に対応するため、より現実的かつ長期的な視点に立った支援が求められています。新規就農者への支援、耕作放棄地の解消、鳥獣被害対策、栽培技術の継承、販売ルートの多様化、6次産業化の推進、市民との交流イベントの開催などの指摘がありました。

➡高齢化や後継者不足、新規就農者の確保など“人材”に関する指摘、鳥獣被害対策や地球温暖化対策など環境改善に係る指摘、販売ルートの多様化や付加価値を高めていくことの重要性にかかる指摘などとともに、これらの問題解決の計画的な推進を求める意見がありました。

（4）パブリック・コメントの実施結果

①実施概要

第四次青梅市農業振興計画策定のあたり、市民の意見を反映するため、計画素案についてパブリック･コメントを実施しました。

実施期間	令和8年2月2日(月)～2月16日(月)
意見募集結果	意見提出者 5 名、意見数 19 件

②意見概要と市の考え方

番号	意見要旨	市の考え方
1	自宅から遠い市民農園を自転車で利用しているが、坂道や距離が負担になっている。自宅から徒歩圏内(河辺 1･2 丁目付近)に新しい市民農園を設置してほしい。河辺グラウンドの空き地や多摩川河川敷などを活用できないか。	市民農園は市内農地の保全に重要な役割を果たすとともに、市民のレクリエーションの場、農業を身近に感じる場としても大変重要であると認識しております。 市民農園の開設場所は農地所有者と利用者の意向を踏まえ適宜検討してまいります。 なお、農地以外への市民農園開設は検討しておりません。
2	「3 エリア別戦略」と「地域資源循環モデル」による「稼げる農業」の推進を提案する。 エリアごとの戦略として、 東部は、 企業の実証実験や「週末就農」を受け入れる拠点の整備。 西部は、 梅の再生と環境型農業を軸とした「オーナー制度」の導入。 北部は、 畜産ブランドの高度化と現地限定の加工品強化。 これら 3 地域間で堆肥･飼料等を融通し合う「オウメ･サーキュラー･アグリカルチャー」を構築する。	地域ごとに特色のある農業を実現することで、本計画で提示する「稼げる農業」の実現につながる具体的な提案として、今後の参考とさせて頂きます。
3	販売のある農家数が約90戸というのは、少なすぎる。	農家戸数は2020年の農林業センサスでの数字を記載しております。
4	「青梅市公式動画チャンネル」で公開している認定新規就農者を紹介するビデオの第2弾を実施してほしい	SNS などの発信にかかる記載を 1-3-1(P33)に追加し、本文に修正を加えました。
5	おうめ野菜として商標登録し、ブランド化を進めてほしい	「おうめ野菜」としての商標登録は考えておりませんが、「おうめ野菜」を1つのブランドとして認知してもらえる様取り組んでまいります。
6	GI を進めるには、農水省との連携が必要であり、取組を進めてほしい	GI(地理的表示保護制度)の活用には、関係機関との協力が不可欠であるため、国や都、西東京農業共同組合や生産者と協力して取り組んでまいります。
7	農家と消費者を結びつける CSA(地域支援型農業)を推進してほしい	「CSA(地域支援型農業)」にかかる記載を 2-2-2(P43)に追加し、本文に修正を加えました。
8	エコ認証や新東京都 GAP について、農家と消費者の認知率はどの程度か。	認知率は承知しておりませんが、認知率向上に向け、生産者･消費者双方に対する周知を明記しております。
9	他市のように産直マップを作成してはいかがか。	産直マップにかかる記載を 4-2-5(P63)として追加し、本文に修正を加えました。
10	スーパーで市内産の農産物を見かけない(瑞穂町産が多い)。わざわざ品薄の JA 直売所にも行かない。	2-2(P42)で令和6年度に実施した市民アンケート「農作物を購入するところ」では市内のスーパーが購入率が高い現状を踏まえ、4-3-3(P65)にて地場農畜産物の利用拡大の取り組みとして、スーパーでの販売機会の獲得を記載しております。

番号	意見要旨	市の考え方
11	そもそも市街地に水田はないのでは？	ご指摘を踏まえ、内容を精査し「農用地」にかかる記載および「水田」にかかる記載を削除し、本文に修正を加えました。
12	生産緑地の借り手は、新規就農者よりもベテランの農家とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、内容を精査し本文に修正を加えました。
13	西多摩地区の郷土食レシピを青梅公式動画でシリーズ化してはいかがか。	今後の地産地消と食文化の継承に資する取り組みの具体的な検討の際に参考とさせていただきます。
14	市民農園が一地区に集中し過ぎているので、他の地区へ分散する必要がある。	市民農園は市内農地の保全に重要な役割を果たすとともに、市民のレクリエーションの場、農業を身近に感じる場としても大変重要と認識しております。市民農園の開設場所は農地所有者と利用者の意向を踏まえ適宜検討してまいります。
15	防災なら農協でなく、自治会、消防、警察との連携が必須である。また、農地所有者の使用許諾はどのようにするのか。	災害時における自治会等との連携は別途計画等にて図られております。農地の多面的機能の一つである、防災機能については、平成25年3月に「災害時応急対策等の協力に関する協定」を締結しております。これにもとづき、一時緊急避難場所として協力いただける組合員の農地を西東京農業協同組合から市へ報告を頂いております。
16	計画が甘いのでは。離農者や相続人の多くが貸借でなく売買を希望している。市や農地バンクは購入を行うのか？　貸借農家の多くは持続営農できなくなる？	農地の売買や貸借は、所有者と希望者との合意が前提なるため、市として積極的に農地の所有していく手法は検討しておりません。また、中間管理機構（農地バンク）は現状、農地の購入を行っておりません。持続的な農業経営の実現に向けて、各施策に取り組むことで6章に掲げている数値目標の実現を図ります。
17	農業法人参入を推進するにあたり、外国企業等の参入の無いよう注意をお願いする。	ご意見として賜ります。
18	農業法人の撤退が無いよう注意してほしい。企業参入も新しい農業の形だが、大きくして何かのきっかけで共倒れの不安もある。	ご意見として賜ります。
19	市長へ要望した天皇塚水田地区の畑地化（土壌改良、盤砕き等）について、計画内で行政の具体的な努力や対策が示されていない点が問題であり、残土受け入れ等の検討も含めた早期対応と報告を求める。	農業生産基盤の整備は、令和5年に策定が法定化された「地域計画」にもとづいて、地域農業者の話合いを元に進めてまいります。農地の集積・集約化についても、地元農業者の話合いを元に進めてまいります。

（５）用語説明

【数字・アルファベット】

６次産業化

１次産業（農林水産業）に、２次産業（製造・加工）および３次産業（流通・販売・サービス）を掛け合わせ、つまり「１次 × ２次 × ３次」の産業を一体的に行う取組。

ＡＩ

Artificial Intelligence（人工知能）の略です。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

ＤＸ

デジタル技術を活用し、業務や事務の仕組み、手続き等を変革し、価値を高めること。自治体においては、主に手続きのしやすさの向上、業務の効率化による住民サービスの向上を指す。

ＩＣＴ

Information and Communications Technology の略。情報通信技術のこと。

ＩｏＴ

Internet of Things は、あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本語ではモノのインターネットと訳される。

ＳＤＧｓ

2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケーター（指標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っている。

ＴＯＫＹＯ　Ｘ

東京都畜産試験場（現、東京都農林総合研究センター）が作出した、「脂肪の質がよく」「霜降りになる」という特徴を持った高品質系統豚。

【あ行】

イノベーション

単なる改善や延長ではなく、社会の課題を解決し、地域の未来を切り拓く「新しい価値」「新しい仕組み」「新しいサービス・技術」の創出を指す。

ウメ輪紋ウイルス

ウメ、モモおよびスモモ等核果類果樹に感染する植物ウイルスのこと。果実が成熟前に落果するなどの被害を与えることが知られている。なお、このウイルスは植物に感染するものであり、人に感染しないので、果実を食べても健康に影響はない。

援農ボランティア

後継者不足や高齢化等のため、人手が不足している農業者をサポートするボランティア活動。

青梅市環境基本計画

環境基本計画とは、国や地方自治体が、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

青梅市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

青梅市総合長期計画

本市のあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針となる計画。

青梅市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の２により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村が主体的に定めるもので、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針となるもの。

【か行】

稼げる農業

第7次青梅市総合長期計画の基本計画における「6 地域経済 6- 5 稼げる農林業の推進」を踏襲している。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

慣行栽培

特別な減農薬・減化学肥料の取組をしていない通常の栽培方法であり、地域で一般的に行われてきた農法（化学肥料・化学農薬を用いて普通に栽培する方法）を指す。東京都エコ農産物認証制度では、「慣行使用基準」という言葉を用いている。

気候変動

地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

経営耕地面積

農林業経営体（農家や法人など）が「経営している」耕地の面積のこと。つまり、「その経営体が実際に耕作している土地」の合計面積を指す。

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

減化学肥料栽培

東京都エコ農産物認証制度では「化学合成農薬と化学肥料の使用量を都の“慣行使用基準”から削減して栽培された農産物」を「エコ農産物」として認証している。削減の度合いに応じて、「東京エコ 25」「東京エコ 50」「東京エコ 100」の3区分がある。

減農薬栽培

東京都エコ農産物認証制度では「化学合成農薬と化学肥料の使用量を都の“慣行使用基準”から削減して栽培された農産物」を「エコ農産物」として認証している。削減の度合いに応じて、「東京エコ 25」「東京エコ 50」「東京エコ 100」の3区分がある。

荒廃農地

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

高付加価値化

本物指向、安全指向など多様化する消費者ニーズに対応し、有機栽培や加工、ブラン化などにより、これまでの農業生産に新たな価値を加えて、収益性の向上を目指すこと。

【さ行】

作目

栽培する作物の種類（品目）のこと。

市街化区域

都市計画法にもとづく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画機能のうち、市街化を抑制すべき区域。

市民農園

サラリーマン家庭や都市住民の方々が、レクリエーションや生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

自給的農家

経営耕地面積が 30a未満、かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるための教育活動。

植物工場
屋内の完全閉鎖の環境下で成育をコントロールしながら野菜を栽培する施設のこと。

食料安全保障
良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態のこと。

食料自給率
食料自給率とは、我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標のこと。

食料・農業・農村基本法
食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、そして農村の振興を基本理念として掲げ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的とした法律。

新東京都ＧＡＰ
GAPは、農業生産工程管理、Good Agricultural Practice の略。農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画を立て、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見いだし、④次回の作付けに活用するという一連の工程管理手法のこと。東京都では、持続可能な農業生産と地産地消を推進するため、平成 30 年4月より、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した「東京都GAP」を推進し、令和 5 年（2023 年）からは、国際的なGAPとして求められる水準まで基準を引き上げた「新東京都GAP認証制度」を開始した。

スマート農業
自動運転トラクターやドローン、センサー技術など、ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用して、農作業の効率化、省力化、精密化、高品質生産を実現する新たな農業のこと。

生産緑地
生産緑地は、市街化区域内において農地等を計画的かつ永続性のある緑地として保全するための都市計画の制度です。指定された農地等は、適正な管理が義務づけられ、農林業以外に利用できない。

都市農地貸借円滑化法
都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を 図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮 を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とした法律。

【た行】

地域計画
令和4年の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の一部改正によって、基本構想を策定し、市街化区域以外の農地のある市町村が策定を義務付けられた計画。策定にあたって、市町村は農業者、農業委員会、農地中間管理機構（農地バンク）、農業協同組合、土地改良区などによる協議の場を設け、地域における将来の農業の在り方や、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める。また、担い手や農地の在り方を位置付けるために、10 年後に目指すべき地域の農地の姿を描いた「目標地図」も併せて作成する。

地産地消
「地域生産・地域消費」の略で、「地域で生産された農林水産物をその地域で消費する」こと。地産地消は、消費者の食への安全安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

鳥獣被害
野生鳥獣による農作物被害のこと。「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって野生鳥獣対策が進められている。

地理的表示（ＧＩ）保護制度
その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度のこと。

東京都エコ認証制度
環境負荷の軽減と生産性の調和に留意し、化学合成農薬と 化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度。化 学合成農薬と化学肥料の削減割合は、それぞれ 25%以上、50% 以上、不使用の3区分。生産者は、農産物に認証マークを付 けて販売することができる。

東京都農業振興基本方針
東京都の農業が抱える課題を踏まえ、持続可能な都市農業の実現を目指すための目標や施策を定めた基本方針。

東京農業振興プラン
農業者の経営力強化、農地の保全・活用、持続可能な農業生産の推進、地産地消の促進などを柱とした、都民生活に貢献する東京農業の持続的な発展と新たな展開を目指す目標と具体的な施策と目標を定めたプラン。

都市農業振興基本法
都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。本法律では都市農業の振興を国や地方自治体の責務として明確化するとともに、都市農業の多面的機能（防災、景観形成、教育など）を評価し、都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく位置づけが転換された。また、本法律に基づき国が定める基本計画をもとに、地方公共団体は地方計画を定めることが努力義務とされている。

トレーサビリティ
商品のサプライチェーンを見える化し、原材料の調達から生産・流通・販売までの一連の流れを記録して、追跡可能な状態にすること。

ドローン
無人航空機のことであるが、マルチコプター型のものを特にドローンと呼ぶ場合がある。

【な行】

認定新規就農者
新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画」を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じる制度のこと。法に基づき、新たに農業を始める青年等が5年後の経営目標等を定めた計画を市町村等が認定した農業者のこと。

認定農業者
農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫にもとづき、経営の改善を進めようとする計画を作成し市町村等から認定を受けた農業者。

農家開設型農園
農家自らが開設する市民農園であり、市街化調整区域内の農地で5年以上利用できることなどが要件となる。

農業委員会
農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）（以下、農業委員会法という。）に基づき、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に加え、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市に設置されている。市長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可の決定など）を行う。

農業会議
農業委員会法に基づき、都道府県から指定を受けた都道府県農業委員会ネットワーク機構のこと。

農業経営基盤強化促進基本構想
農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定めるもので、将来育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置などを明らかにしたもの。

農業経営基盤強化促進法
効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの。

農業経営改善計画

認定農業者として認定を受けようとする農業者は、市町村等に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出することとされている。

1. 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
2. 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
3. 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

（1）経営耕地面積が 30a以上の規模の農業

（2）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15a②施設野菜栽培面積 350 ㎡③果樹栽培面積 10a④露地花き栽培面積 10a⑤施設花き栽培面積 250 ㎡
⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
⑧豚飼養頭数 15 頭⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

（3）農作業の受託の事業

農業産出額

農業における最終生産物の生産額をいい、品目ごとの生産量に品目ごとの農家庭先販売価格を乗じて推計したもの。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域。この地域内では農地の転用が制限される。

農業体験農園

農家の指導により、農作物の作付から収穫までの連続した農業体験のできる農園のこと。市街化区域内の生産緑地で、3年以上体験農園として利用できることが主な要件となる。

農業法人

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一 戸一法人は含まれる。）。

農地中間管理機構（農地バンク）

農業経営の規模の拡大や農地の集団化を促進するため、市街化調整区域において、農地中間管理事業を実施する法人。農地中間管理事業とは、農地の貸し出しを希望する農業者と、規模を拡大しようとする農業者や新規就農希望者との間で農地の貸借を仲立ちする事業。東京都では（一社）東京都農業会議が都からの指定を受けて、農地中間管理事業を実施している。

農地の集積・集約化

農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

農地の多面的機能

農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給以外の機能。自然環境の保全や防災機能、健康増進、教育、景観形成などがある。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において、今後、相当長期（概ね 10 年以上）にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。

農林業センサス
農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、 農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5 年ごとに行う調査。

【は行】

半農半X
農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方のこと。

販売チャネル
生産された農畜産物が最終消費者に届くまでの経路や手段のこと。

販売農家
経営耕地面積が 30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

肥培管理
作物の育成を助けるための耕うん、整地、播種、灌漑、施肥、除草等の一連の作業を行って作物を栽培すること。

ほ場
農作物を栽培する場所のことで、水田や畑・樹園地・牧草地などを指す。

【ま行】

みどりの食料システム
食料・農林水産業の生産力の向上と持続可能性（環境負荷の低減）を両立させる持続可能な食料システムを構築するための戦略・体系のこと。

【や行】

有機栽培
化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。

有機農産物
農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された農産物。

遊休農地
農地法第 32 条の規定において、①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」と、②「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）のいずれかに該当する農地。

優良農地
一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

【ら行】

ライフステージ
人が生まれ、学校に通い、成人し、高齢になる過程と年代に伴って変化する生活。結婚、子育て・教育、子どもの独立などの家族の形態によっても変化する。

露地野菜
パイプハウスなどの施設を使わず、屋外の畑で太陽や雨の力を借りて栽培される野菜のこと畑で栽培された野菜のこと。自然の環境で栽培されるため、「旬」を味わえるのが特徴。

第四次青梅市農業振興計画

令和８(2026)年３月 発行

発行　青梅市

編集　青梅市地域経済部農林水産課

〒１９８-８７０１　東京都青梅市東青梅１-１１-１

電話　０４２８-２２-１１１１（代表）

青梅市ホームページ　https//www.city.ome.tokyo.jp